棉業處附棉業試驗場

觀測所用の器械檢定に關する事項を掌理し、所長一人農商部技正を以て之れに充て、所務の綜理、所屬職員の監督に任じ、技正一人所長の指揮監督を受けて觀測所に於ける一切の技術事務を掌理するの外、技士若干名技術事務を分掌し、主事二人會計、文牘、庶務を掌理す、歲支經費約七千元なりと稱せらる。

二、棉業處(Cotton Improvement Bureau)　附棉業試驗場

民國五年十一月四日農商部令第一二八號を以て修訂棉業處規則を公布せらる、支那棉業の改良發達を圖らんが爲め農商部々內に附設せるものにして、內外棉業の調查、棉種政良の研究、棉花の種類及品質の審查、棉花病虫害の驅除及豫防の研究、棉業書報の編輯等に關する事項を掌理し、之か事務の總理は農林司長の兼任とし、棉業技師及農商部々員中棉業に精通せる者を以て職員に任ず。

猶ほ棉業に關しては後說各種試驗所の外、整理棉業處ありて全國棉業振興擴張を圖りつゝあるも、此は大總統に直隸するものにして本章第六節大總統直屬機關第七款整理棉業處に之か說明を讓れり。而して農商部棉業試驗場としては第一、第二、第三、第四の四試驗場あり次の如し。

第一棉業試驗場　直隸省正定縣南門外に在り、全面積二百八十一畝、民國四年三月之を開設せり、試驗場の業務としては棉種の選擇、分種、種植收穫、氣候、土壤、肥料の調查試驗、纖維質檢查及紡績に關する事項、棉花標本の陳列保管、並に練習生の指導其他試驗の結果成績優良なる棉種の民間分給等の事項を行ふと雖すも、經常費僅かに五千六千元內外にして、從事員の如き場長、技術員、事務員を含し六名に過ぎず、固より實績を望み得べからざるなり。

第二棉業試驗場　江蘇省南通縣狼山鎭馬場行の民有地二百九十五畝を買收し民國四年四月開設せり、從事員六名、每年の經常費農商部より支給せらるゝもの九千餘元と稱すも其實三千元內外に過ぎず、之れ亦其實績を擧げ得ざるや勿論にして殊に南通地方一帶は農事頗る發達し、一般農業の知識も亦他地方に比し高きが故に其成績の不振は一層顯著となり、外間非難の聲少なからざるが如し。

第三棉業試驗場　湖北省武昌縣武勝門外二郎廟前の官有地三百畝を以て之に充て民國四年四月開設せり、從事員六名、每年經常費九千元內外に過ぎざるも成績比較的顯著なるものあり、蓋し民國七年の交、農商部視察員該試驗場成績の優良なるを稱せしより世上に知らるゝに至りしものにて、當時該場の主任技師は曾公智氏と稱し盛岡高等農林學校出身者にして篤學熱心の人たりしが故なりとす、民國七年度以來本試驗場は委託試驗を行ひ、蔡甸、新州等に於て其地花行に委託し、花行は自己の所有農地の小作人或は取引先農家に委託栽培せしむ、多く米國種の適否如何を試驗す。

第四棉業試驗場　北京西直門外藍靛廠に在り、民國七年の開設なるも設備未だ完からず。

農事試驗場

三、農事試驗場

農商部附屬の農事試驗場としては前記棉業試驗場の外、中央農事試驗場、茶業試驗場、南苑農場等あり。

中央農事試驗場

(1)中央農事試驗場

前淸光緒三十三年中、北京西直門外三貝子花園內に地を卜し、創設費約六万元を費して農事試驗場を開設せしが、民國五年中央農事試驗場と稱せしものなりとす、其面積二千餘畝、規模廣濶、設備又完全にして、田圃用として約六百畝を劃し建築物の總價格約三十万元に達すべしと稱せらる、但し該場は一面農事試驗場たると共に、更に公園として亭台花木異獸奇禽有り都人士の游覽場として榮へつゝあり、試驗事項は之を農、園藝、蚕糸、農業化學、昆虫の五科に分ち殊に農科を以て最も重要視す。

而して游覽者よりの徵收入場料每年六七千元に達し、此の他產出品よりの收入四五千元あり、全場の經費每年約五万四五千元を要し、職員としては場長の下に各科の主任あり、技手、學生、農耕者を指揮して試驗を行ひ、且つ每年必らず農產展覽會を開催し、附近の農產品を集めて品評、等級を定め以て勸農の展覽會たらしめつゝあり、猶ほ中央農事試驗場と地方との連絡に關しては民國五年二月十日中央農事試驗場規程を制定すると共に中央及地方農事試驗場聯合辦法を定め、中央農事試驗場の得たる成績及試驗方法にして全國に推行すべきものは直接地方農事試驗場に指示し、地方農事試驗場の成績及試驗方法も亦之を中央農事試驗場其他關係ある地方農事試驗場に報告し、常に連絡を保つことゝせるも之が實施は固より疑なき能はず。

中央地方農事試驗場の聯絡

(2)茶業試驗場

安徽省祁門縣に在り、民國四年十月の設立に係り、全場面積百四十畝に過ぎず、每年の經費四千元內外に過ざるが故に設備完成ならず、成績又顯著ならざるも、製茶法試驗の如きは、附近當業者を稗益する所尠なからずと云ふ、茶葉は生

茶業試驗場

農林傳習所
林業試驗場
各省農事試驗場

糸と共に支那の二大輸出品なるも之が種植製造法の改良を盡さず、輸出激減せしより試驗場の設置を見たるものにして、初め民國四年九月農商部は人を安徽省祁門、建德に派遣して模範種茶場を建設せんとし、祁門の平里を相して場地とし、平里の塔頭園、塘場等を種茶の山とし、高山十二區、低山三十區、平地十四區に分ち、安徽、江西、湖南、湖北、福建、浙江諸省より種茶を徵集し試植せしものにて、民國五年同場長陸溁氏は詳細なる種茶試驗其他試驗の結果を報告し、當業者を稗益する所少なからざりき、此他安徽、江西紅茶及浙江、福建茶業報告等發表せらる。

(3)農林傳習所

民國初年農商部は北京に農業專門學校を特設して農業人材の養成を目的とせしが、卒業生の成績不良なりしが故に之を閉鎖し、民國四年七月改めて農林傳習所と爲せるものにして、模範農耕地五八四畝を有す、民國六年十一月二十三日更に改訂農林傳習所章程を公布す、所長、技術員及事務員ありて、耕作種樹及副業に對する實地傳習、巡廻講演、農具改良、肥料、農林產の製造、獸疫豫防の傳習等を爲し、其性質一般農業學校とは同じからず、卒業生は凡て附近各地方（七區に分つ）に派して農業智識の宣傳、指導を爲すものとし、學校に在りても冬期農家子弟に對し農耕に關する必要事項を教授することゝせり、毎年の經費一萬三四千元なりと稱せらる。

又林業試驗に關しては現時農商部直轄として第一、第二、林業試驗場を設けらる、卽ち第一林業試驗場は北京に在り一九一二年八月三九九畝の地を卜して開設し經費一三、一五二元、職員其他雇工人數六六名を有し、第二林業試驗場は長清縣に設く、一九一五年二月の開設に係り職員其他雇工人數一四名、試驗場面積二、七七〇畝にして、經費四、〇八三元なりとす。

(4)各省農事試驗場

各省に於ける農事試驗場は前清光緒の末年以來漸次設立せられたるも、其成績見るべきものなし、且つ農商部に附屬するものにあらざるも參考の爲め其名稱所在地等を示せば次の如し。

各省省立及縣立農業試驗機關一覽表

省區	名稱	所在地	經費(元)	設立年月
直隸	直隸農業試驗總場	天津河北新車站東	九、八二六	宣統、三年、四月
	省立第一農業試驗分場	臨榆縣南海田家莊	—	—
	省立第二農業試驗分場	保定漕河鎭	—	—
	海濱公益會	北戴河	—	—
	定州農事試驗場	同		宣、三、四
	延慶農事試驗場	西門外及南門外		光緒、三四年、一二月
	曲周農事試驗場	城東南隅		宣、元、一二
	萬全農事試驗場	火神廟後		宣、二、八
	吳橋農事試驗場	先農壇舊址		民國、元年、八月
	高陽農事試驗場	南關東南隅		宣、元
	懷來農事試驗場	東南城角倉圓		民、元、五
	臨漳農事試驗場	城北		宣、三、三
	東鹿農事試驗場	南門外		光、三一、三
	慶昌農事試驗場	東岳廟東		宣、三、二
	東明農事試驗場	城東		同
奉天	奉天農事試驗場	奉天大東邊門外	八、二一二	光、三二、三
	奉天農事試驗場	廣寧縣		宣、元
	同	安東縣		光、三四、三
	同	蓋平縣		宣、元、閏二
	同	海龍縣		同

天	奉天公立農事試驗場	海城縣	省城東南隅	同	三、二〇
	同 植物研究所	法庫縣		宣、三、三	一、一一二
	懇務公司				三、五五八
吉林	農事試驗場	省城	省城	宣、二	七、二一二
黑龍江	農事試驗場	省城	省城東南隅	光、三四、七	一〇四、五六一
	清丈兼招墾總局		省城		二、三二四
	駐扎闔屯墾局		扎闔屯		三、九八四
	駐濟沁河墾局		濟沁河		二、二八〇
	駐遜河墾局		遜河		六、一六〇
	駐訥河第一清丈兼招墾分局		訥河		三、〇〇〇
	駐肇州第三清丈兼招墾分局		肇州		三、三三七
	駐綏化第四清丈兼招墾分局		綏化		七五、一五二
	駐省城第七清丈兼招墾分局		齊々哈爾		九四九
	駐安達第七清丈兼招墾分局		安達		五五、三〇五
	駐湯原第十一清丈兼招墾分局		湯原		二〇、九二九
	駐通河第十一清丈兼招墾分局		通河		六、二一九
	西布特哈總管公署兼辦荒務		西布特哈		一、四八八
	瑷琿兼辦荒務		瑷琿		
江山	農事試驗場	濟南南埠西大槐樹			六、〇〇〇
	棉業試驗場				九、一一八

東	利津墾務局	利津			四、四四五
	霑化墾務局	霑化			二、四七〇
	無棣墾務局	無棣			一、九九八
	廣饒墾務局	廣饒			一、九九八
	陽壽墾務局	陽壽			一、九九八
	鄆縣墾務局	鄆縣			一、九九八
	蚕糸勸業所				二七、五七六
河南	農事試驗場	開封南關禹王台			二、四〇〇
	蚕桑局	開封			二、三一〇
山西	農桑總局				
	棉業試驗場				一一、八七〇
					一〇、五〇七
江蘇	省立第一農事試驗場	清江浦北門外			一二、〇〇〇
	省立第二同	徐州富貴街			一二、〇〇〇
	省立蚕桑模範場	揚州便益門外			八、三六五
	省立蚕桑模範第一分場	徐州壕子街			二、二六四
	省立蚕桑模範第二分場	東海鎮			二、六二四
	省立蚕桑模範第三分場	泰縣海安鎮			二、一九二
	省立青蚕試驗所	無錫西門外			
	義農會	南京鐘山			四、〇〇二
安	農事試驗場	安徽東門外五里廟			四、二〇〇

	觀測所	同上	一、三二〇	
	模範蚕業場		二、五三二	
徽	模範種茶場		五、八〇八	
江西	農事試驗場	南昌進外南關口	五、四一一	
	種茶試驗分區		三、〇〇〇	
福建	大崙山墾植局		一、八〇〇	
	安溪茶務勸導所		四二〇	
浙江	農事試驗場	杭州筧橋	一五、五九七	
	原蚕種製造場	杭州長山門外	六、一三七	
陝西	農事試驗場	西安	三、三五五	
新疆	農事試驗場		一、〇四一	
湖北	全省模範農林試驗場	武昌		
	省立蚕桑試驗場	武昌南關	三、二四〇	
	實業廳第一農事試驗場	漢陽黑山		
	實業廳第二同	襄陽城內		
	實業廳第一棉業試驗場	江陵縣		
	實業廳第二同	鍾祥縣		
	實業廳茶業試驗場	蒲圻縣		
四川	農事試驗場			

廣東	省地方農林試驗場	廣州東門外	三三、〇〇三	宣、元、
	農務總會農事試驗場	同		宣、元、一一
	潮州農事試驗場	潮州		民、元、一〇
	東莞農事試驗場	東莞		民、元、一一
雲南	農事試驗場	省城西門外		
貴州	農事試驗場	省城六廣門外	二、八三〇	
察爾哈	墾務總局		一、二六〇	
	張北縣墾務局		二〇、二〇二	
	沽源縣同		一一、二五五	
	多倫縣同		三、一七九	
	豐鎮縣同		九〇	
	興和縣同		八、三三二	
	涼城縣同		二、二八〇	
	陶林縣同		二、五三九	
	商都招墾設治局		三、九三九	
	寶昌　同		九、四一二	
			八三一	

以上の外各農學校に於ては多く試驗場を附設し、又上海に於ける穆氏の植棉試驗場其他の私立試驗場ありて、紗廠聯合會の棉業試驗場は現時東南大學に委托し、此他合衆蠶桑改良會は江蘇、浙江、安徽に各蠶桑分會を設立し、更に銀行公會は江北墾墾公司と相協りて試驗場を設け、且又江蘇省も協力して昆虫局を設立する等民間農事の改善に意圖する所少なか

らざるに至れり、然れども人材の欠乏、經費支出の困難は徒らに大小農事機關の雜然たるを見るのみにして其成績擧らざるもの多きか如し。

林務局
東三省の林務
改訂林務局章程
東三省林務總局
奉天林務局
吉黑森林局

四、林務局

元來東三省に於ける林務は民國元年十一月農林部より吉林林務局及哈爾賓林務分局を設立し、東三省國有林貸下の事を管理せしめしが、三年十一月兩者を合併して東三省林務局と稱し之を哈爾賓に置き、同年八月森林發放制限法を規定し、凡そ商人にして林場を領有せんとする者は必らず林務局の測量檢査を經るを要し、其面積二百平方華里、年期二十年を以て限りとし、毎年一回檢査を行ふことゝせり、此他東三省國有森林貸下規則を修正公布し、更に森林警察、林業講習所を設立して測量養護等を實行せんとせしも經費困難の爲め計畫殆んど實施せられず、民國四年五月東三省林務局を改めて東三省林務總局と稱すると共に奉天にも林務局を設け、日支合辦鴨綠江採木公司の報效金及東三省の山慣、票費等より之が費用を支辦すとし、七月吉林、安東、本溪、寧古塔等に辦事處を設立せしも、翌年八月吉林一處を留めて其他を廢止せり、而して現時奉天、吉林、黑龍江等の省に分設せらるゝ林務局は農商部に隷屬して、國有林の經理、測勘、調査、造林、苗圃、林業試驗其他林業に關する一切の事項を掌理するものにして、民國六年十一月二十三日農商部令を以て改訂林務局章程を公布せられたるものとす、局長一人農商總長の命を承けて全局の事務を掌理するの外、技術員事務員其他事務の必要に依りては書記及練習員等を置きて職務を分掌せしめ、且つ農商部に申請したる上適宜の地點に分局を設置し得るものとす、現時哈爾賓には東三省林務總局あり、一九一四年十一月の設立に係れること前述の如くにして面積九二七方華里の土地を有し、經費三萬四千元なりとす、又奉天には奉天林務局あり一九一五年五月に設けられ、經費一萬四千五百元と稱せらる、共に職員雇工人數共に二三十名に過ぎず。

猶は吉林、黑龍江兩省の林務に關しては民國七年十二月六日大總統指令を以て吉黑森林局暫行章程の公布せらるゝありて、前記改訂林務局章程に依る管掌事務の外、國有林收入の徵收、吉林、黑龍江二省に分設し農商部に直屬するものにして、送達其他警備並に拂下の訴願及訴訟に關する事項を掌り、局長及副局長各一人を置き、事務の繁簡により三股以内を設け各股長を置くの規定にして、各局技師二人、技術員三名乃至五名を置きて技術事務を執らしめ、且各局は適當の地に分局を設置し得るものとす。

支那の林政
植樹節
森林法
保安林
領地造林

備考　支那の林政　古來支那は林政修まらず、滿目赫山、外人にして森林欠乏の國を說く者必らず支那を以て其適例とす、民國元年五月農林部初めて成立し、九月三十日林政綱要十一條を擬定せしが、三年十一月三日法律第一六號を以て森林法（註一）を、四年六月三十日教令第二十七號を以てこが施行細則並に造林奬勵條例（教令第二十八號）を公布せしが、更に民國五年一月六日には農商部附設の林務處成立して林區の一科を設け森林法及同施行細則に照して全國森林事務の管理に任ずることゝし、林務區域を定むるに各行省區域を以て大林區とし、毎區林務專員一人を置き、之が辦事處を各該省巡按使公署又は巡按使指定の地に附設し、農商部附設の林務處に於て此等林務專員の事を辦理することゝせり、但し當時林務專員は僅かに東三省、江蘇、山東、甘肅に設けられしのみにて、其他は財政窮乏の爲め之を實行するに至らざりしも、尋ぬで五年十二月二十八日には規定林業公會辦法文を頒布し鄉村自治林業の普及を圖らんか爲め、村民等の公會を組織し、附近官有公有山地の造林を奬勵し、六年十月二十七日には福建省教育會附設省會教育團公有林章程の實施を許可するあり、更に一般植樹の奬勵に資せんか爲め歐米各國の例に倣ひて植樹節を定め、四年七月三十一日附批定清明植樹節文により毎年清明節を以て植樹節と定め、民國五年四月六日を以て民國植樹節舉行第一次とし、林務處より清明植樹節說略を編輯刊行し各省長官各學校に馳電して一齊に擧行せしめしが、當時北京に在りては大總統は特に京兆尹を代表とし、農商部に於て籌定せる西山馬金頂に赴きて紀念樹を植へ、農商部總次長又部員を率ゐて植樹し、其他鄉民老幼男女を問はず參觀する者皆各一樹を植ゆる等頗る盛大を極めたりと謂ふ。

斯くて森林保護、造植に關する幾多の規定發布せられ、植樹節の如き一時各地に在りて勵行せられしも、然かも造林事業の如き一朝にして之が成果を見る能はず、加ふるに內地擾亂絕へずして今や全く忘失せられたるか如し。

註一　森林法　森林は之を國有、公有、私有に分ち、確かに業主（土地所有主）なき森林及法律に依り國有に歸すべきものは均しく國有林に編入し、之か管理は江河の水源に關係するもの、面積二省以上に跨るもの及國際交涉に關係あるものは農商部の直接管理とし、其他は地方官署に管理を委托すべく、若し公有又は私有林にして國有林の經營と重大なる關係あるものは農商部より相當價格を以て國有に歸收するを得るものとす、而して保安林に編入すべきものは農商部或は地方行政長官が必要と認めたる時之を行ふものにて、水患豫防、水源涵養、公衆衛生、航行の目標、漁業の利便及風砂の防蔽に關するものたるを要す、又領地造林は中華民國の國籍を有する個人或は團體たるを要し、官荒山地を承領して造林する者には無償にて之を給與するを得、承領の日より五年以上三十年以下の租稅を免除するものにて、造林は其面積百平方華里を

限度とし、造林完成後は增加を請願し得るも之亦其面積百方華里を限りとす、但し無償にて山地を承領し一年を經過するも尙ほ造林に着手せざる者は撤回を行ひ、且つ其保証金を沒收せらるゝの規定なりとす、但し天災地變其他の不可抗力により該管地方官が延期を准せるものは此の限りにあらざるものとす。

地質調査局

五、地質調査局

清末政府の漸く鑛政に着目するに至るや各省に鑛政調査局を設けしが、民國二年十二月當時の農商總長張謇氏は鑛政調査局内に地質調査所を設置して英人及瑞典人技師各一名を招聘し、且つ人を派して直隸、河南、山東、山西、安徽、湖南、湖北、福建、四川、雲南、貴州等の實地調査を命ぜしが、次て本部十八省を八區に分ち各區に鑛務監督局を置けり、然るに民國四年周自齊氏農商總長となるや之を廢し、各省の鑛務調査は各省財政廳（現時は實業廳）の技術員をして爲さしめしも、其後鑛政司の事務繁多となるに及び、遂に地質調査局を設立するに至りしものにして、民國五年十月二十八日修正地質調査局章程を公布ぜり、卽ち該章程に據るに地質調査局は農商部鑛政司に隷屬し地質鑛產の調査事項を掌理するものにして、地質、鑛產、編譯の三股を設け、所長一人長官の命を受けて所務を綜理し、股長三人（其内の一人所長を兼ぬ）、技師、調査員、測繪員等と會同して各股の事務を分理し、技師六人、調査員十二人、測繪員三人、事務員一人を置く、事務員は卽ち文牘、庶務を兼管し、會計事務は農商部會計科員より之を兼任するものとす。

組織

猶ほ支那の鑛業制度は清代各省自ら章程を定むるか或は各鑛業家自ら條規を設けしが、光緒二十四年中央に路礦總局を設け同十月總局より礦務鐵路公司章程を上奏裁可を經て之を施行せしが、光緒二十五年總理各國事務衙門は之れに訂正を加へ、更に廿八年外務部礦務章程を公布して礦業に關する獨立立法の始めを爲せり、尋ぬで三十年二月商部は礦務暫行章程を制定施行せり、然るに當時の湖廣總督張之洞氏は內外人中より委員を選びて英米獨佛墺白四諸國の礦業法規を翻譯し

支那鑛業制度

礦務章程

外務部侍郎伍廷芳氏に送附し之を參酌して礦律草案を撰定せんとし、三十一年冬完成し、三十三年八月礦務章程を頒布し三十四年三月礦務章程七十四條同附章七十三條を施行せり、但し該章程は其後宣統三年八月に至り修訂せらるゝ所ありしか、民國に至りてより工商部は光緒三十三年頒布の礦章に據りて假規則を制定せしが、民國二年更に委員を選任して礦業法編纂に着手せしめ、七月草案完成して國會に提出せんとせしも、國會中止の爲め討議さるゝに至らず、其後十二月張謇氏農商部總長と成るや該草案を修正して礦業條例を爲し國務會議を通過せしより、民國三年三月十一日之を公布し、三十一日同施行細則を、五月三日には礦業註冊條例を、同月六日更に之が施行細則竝に呈文圖表程式を公布せり、該條例に據るに、民國人民及法人は本條例により鑛業權を取得し得るものにして、外人は支那國民との合同事業に於てのみ之が經營を爲し得るものとす、但し外人所有の株數は十分の五を超ゆるを得ざるものとす、猶ほ前清礦業法は礦區過小、礦稅過重にして、且つ外資を制限すること嚴に過ぎ、礦業家の保護備はらず、施行監督寬大に失するの弊ありしが故に、新條例に於ては此等を改修せり、又石炭礦區の如きも之を二百七十畝以上十平方華里以下に制限し、三年四月各省に命じて礦區の面積所定の最低限に達せざるものは之を擴張するか又は小礦區を合して所定の面積を得せしめ、條例頒布後一年以內に右規定に從はざるものは停止せしむることゝせしが、河南、直隸省等多少の便宜を與へられんことを請願せしより、四年七月十一日小礦業暫行條例八條を公布し、礦業條例施行前に採掘を出願せし石炭礦は二百七十畝に滿たざるもの、其他の各礦々區は五十畝に滿ざるものに限り之を適用し、之が有效期限は註冊の日より三年となすも滿期前延期を申請し得ることゝし、且つ外人との合辦及外資輸入を爲し得ざることゝせり、爾來礦業に關する幾多の規定公布せらる、調查鑛產規則（四年六月四日）、查勘鑛區規則（六年一月十六日）、審查礦商資格規則（四年五月二十四日）、各鑛務公司暨統稅暫行簡章（八年六月八日）、實業廳及兼理鑛務財政廳徵收鑛區稅章程（九年八月十七日）、鐵鑛公司監督權限章程（七年二月八日）、鑛業警察組織條例（七年四月九日）、督辦湖北官鑛公署編制章程（十年一月十日）、蒙旗地內辦鑛暫行簡章（十年十二月四日）、鑛業保安規則（十二年五月五日）、等之れなりとす。

礦業條例

小礦業暫行條例

各省調查地質辦法大綱

備考　各省調查地質辦法大綱　各省地質の調查に關しては民國十二年四月三日（農商部訂定）之が辦法大綱十四條を公布せり、卽ち各省には各地質調查所を設けて各省實業廳に隷屬せしめ、之が行政に關する事項は各該實業廳より省長に呈准して施行し且つ農商部に呈報するも、技術事項は直接農商部地質調查所に商承辦理するものにして、每所所長一人、技師二人乃至六人を置き、更に必要に應じては地質調查員一—二人を置き得るものとす、而して規定に據るに各省地質圖は總

採金局

組織

圖は縮尺五十万分の一、分圖は縮尺十万分の一乃至一万分の一と定め、各省實業廳は毎年一月より七月に至る前半年内の調査成績其他詳細の報告を省長及農商部に呈送するを要し、且つ各所共に標本陳列館及圖書館（二者同時に設立し得ざる時は標本陳列館を先設す）を附設するの規定なるも、本條例發布後各地擾亂絕へす財政窮乏せるか故に固より實施を見さるものとす。

六、採金局

民國四年六月各省採金局暫行章程を公布し、財政部内に採金局を附設して財政總次長之を監督し、採金局には總辦一人を置きて本局の事務を處理せしむるの外、技師、文書主任、調査主任、籌議員、辦事員若干名を置きて各省地方金銀銅鑛産の調査、開採を爲して貨幣鑄造の用に供すると共に、民間金銀銅鑛産の最も豐富なる地方に區域を酌定して採金分局を設け鑛産の管理、開採、買收に任じ、且つ鉛、錫、石炭等の鑛産物に關して補助貨幣鑄造に必要なるものも本章程に準照辦理することゝせしが、其後民國五年五月十日財政部は採金局の撤廢、同章程の廢止を公布し、農商部の管理に移讓せるものにして、民國七年十二月六日農商部は改めて採金局暫行章程を公布し、吉林、黑龍江兩省に分設して農商部に直隸せしめたり。

採金局の組織としては、每局局長一人（農商總長より簡任を呈請す）農商總長の命を受けて全局事務の綜理、所屬職員の監督に任じ、副局長（農商總長より薦任を呈請す）一人局長を輔佐して局務を整理す、而して局内各項事務の處理は股を分設し、各股に股長（委任）を置き各股多くも三人以内の股員を任命して事務を分掌せしめ、更に技師二人以内他雇員を酌用して、技術事務を處理せしめ其下に技術員三人乃至五人を置くものとす。而して採金局管掌の事務は金鑛業の提倡奬勵及監督、開採の特許及特許取消、測勘、調査、化驗、其他金鑛收入の徵解、金鑛用地、警備、訴願、訴訟及官營金鑛一切に關する事項を掌るものとす。

七、種畜試驗場

民國六年十一月二十三日農商部令第二四四號を以て改訂種畜試驗場章程を公布す、場長、技術員、事務員ありて、農商部に隸屬し、家畜の繁殖改良、畜產製造、飼料栽培、其他種畜品評會等に關する事項を掌理するものにして、第一、第二第三種畜試驗場あり。次の如し、

第一種畜試驗場
第二種畜試驗場
第三種畜試驗場
漁業技術傳習所及試驗所
支那の漁業

第一種畜試驗場　察哈爾張家口外東牛群地方に在り、一九一三年四月の設立に係り、當時農夫を招集し試墾せるのみなるも、其後農林部成立して模範墾牧場たらしめ民國四年六月第一種畜場と改稱、職員其他雇工人數四八一名と稱するも、經費五、一六一元に過ぎず。

第二種畜試驗場　北京京西門頭村に在り、一九一五年六月の設立にして、面積二二〇畝、經費五、〇六三元、職員其他雇工人數二一名なりとす。

第三種畜試驗場　安徽省鳳陽、盱眙兩縣間の石門山にあり、一九一五年五月に設立され、面積六、五〇〇畝、職員其他雇工人數四二名に過ぎさるも、前二者に比し經費豐かにして七、〇四四元なりと稱せらる。

猶ほ清代牧畜業に關しては何等の施設なく、民國初年農林部に墾牧司を特設し、墾植畜牧行政に關する事項を掌理せしめしが、二年十二月農商部の成立と共に漁牧司を置きて牧政を分掌し、尋ねで三年四月植棉製糖と共に牧羊奬勵條例を公布し、七月之が施行規則成りしこと曩既に述べたるが如きも之が實施を見るに至らず、唯だ之れと相前後して種畜試驗場を譯辦し、四年五月種畜配種規則を定め、公家所養の外國種牛羊を民間牛羊と交配せしむることを許し、以て傳種改良の實に供せんとせり、蓋し民間牧業を營む者多くは資本微弱にして外國純種を購入すること困難なるに因りしものとす。

八、漁業技術傳習所及試驗場

定海漁業技術傳習所、同試驗場、海州漁業技術傳習所及海州漁業試驗場ありて、漁業技術の改良、漁業法漁具の改良等の研究及之か傳習を爲しつゝあり、民國六年十一月三十一日漁業技術傳習所章程を公布し、七年二月二十六日定海漁業技術傳習規程及同所辦事細則を公布せるものにて、事務、技術の二股を置き所長之を管理す、十二年六月七日更に農商部定海漁業試驗場章程を公布せり。

猶ほ清代支那の漁業は萎微振はす、之が制度に關しても唯だ地方官に於て漁稅、漁捐の徵收を爲せるのみにして、殆んど漁政の稱すべきものなかりしが、光緒の中葉以後外國漁船中支那領海に入るものあり、水產物の輸入漸次增加せしより漸く水產の利を覺り之が振興を企圖するに至りしものにて、光緒末年張謇氏等始めて漁業公司の設立を唱導し兩江總督に

稟請する所あり、兩江總督更に其規模を大にせんとし、沿海七省を聯絡して上海に江浙漁業公司を設立し、尋ぐで奉天漁業公司、北洋漁業公司等の設立を見たり、而して其後民國の成立するや農林部は特に水產司を設けて漁政を主管せしめ、當時農林部總長宋教仁氏の如き頗る計畫する所ありしも、內閣の變更、財政困難等の爲め成績擧らず、二年十二月農商部成りて張謇氏總長となるや、民國三年四月二十八日教令第五十五號を以て公海漁業獎勵條例を公布し、民國人民にして會社又は個人名義を以て漁船を購入し公海漁船檢查規則（四年四月二十四日）によりて正規の檢查を受け合格せる者に對しては三年を限り每年五萬元以內の獎勵金を獎給すべきを定むると共に、四年四月二十四日同施行細則を發布せしが、更に之れと相前後して漁輪護洋緝盜獎勵條例（三年四月二十八日教令第五四號、支那警察制度參照）及同施行細則（四年四月二十四日）を制定し、其後十一年九月十六日には農商部令第二五九號を以て漁會暫行章程を公布せり、該章程に據るに直隸、奉天、山東、江蘇、浙江、福建、廣東等沿海に在りて漁業の改良發達に資せんか爲め漁會を組織し得るものにして、我邦の漁業組合に類するものなりとし、法人にして漁民漁商の共同利益を圖るを除きては營利事業と爲すを得ざるの規定なりとす。

斯くて公海漁業獎勵條例及同施行細則に據るに、漁船は之を帆船、汽船及運魚船に分ち、漁業者に對し三年を限り每年五萬元以下の獎勵金を給與すと定むること前述の如くにして、汽船は總噸數五十噸以上のものは每噸十元、但し三百五十噸以上は超過噸數に照して加獎するを得べく、更に漁具に對する獎金は漁獵長は每人十元、漁獵員は每人六元を超へざる範圍に於て分別給與（但し漁業に從事すること漁期の四分の三に足らざるものは停給す）するの規定なりとす。

備考　**日支漁業問題**　最近日支間漁業に關する問題は頗る世人の注意を惹くに至れり、蓋し日支間の漁業關係は日淸戰後邦人漁業者中國東州方面に出漁せし者ありしを以て創めとし、其後日露戰役に際しては出征軍人に對する鮮魚供給の目的を以て出漁せることありしも、其有望なるを認められしは戰後關東州に於ける我邦特殊地域の確立し產業開發の爲め渤海方面の水產調查を爲したる以後の事に屬す、爾來關東廳は漁民移住に對する保護奬勵の途を講ぜしより老虎灘其他に於ける漁村移住者漸增せしが、山東方面に於ても亦日獨戰後日本漁業者の活躍目醒しきものあり（但し最近外交部關係に依り靑島を根據とする我漁業は一頓挫を來せり）、更に黃海及支那東海等支那近海に出漁する者年と共に隆昌に向ひ、舊習を墨守せる支那漁業者は之か爲め脅威を感ずること著しく、自然嫉妬的感情より日支漁業者間の反目を助長するに至れり、蓋し支那は其海岸線の延長約五千浬、漁場面積二十七万餘方浬を有し、氣溫、深度等頗る漁族の繁殖に適し、特に浙江、福建東各省沿岸地方の如き豐富なる好箇の漁場少なからざるも、支那漁業の幼稚なる結果、地理的に最も近接せる本邦漁業者か此等豐饒なる還利に着目するは當然にして、自然日支漁業の反目紛糾を生ずるものなりとし、大正十五年三月台灣總督府の告示せる台灣禁漁區域の設定は一端なくも支那漁業團體よりの抗議を見るに至れり、蓋し當時告示せる「トロール」船及手繰網發動機船等の禁漁區域は台灣海岸の各地より四十海里乃至六十海里外の海上區劃を設定せるものにして元來台灣海峽は福建省沿海及台灣間の咽喉に當りて、中國際慣例を無視して支那海を侵略占領するか故に、將來日本漁業者は支那沿海を侵略するの已むを得ざるに出づべし、但し禁漁區域の設定たるや水產魚族類蕃殖保護の意に出でたるものにて、此は本邦漁業者の活動を恐るる支那側より見る時は寧ろ異議を挾むの要なきものなるも、之か爲め日本漁業者の支那海突出は彼等の懸念する所なるべし、又禁漁區域の設定たるや自國犯禁者に對しては固より之か取締りを爲し得べきも、支那漁業者の犯禁に對しては如何に之を處置すべきや、徒らに彼等の活躍に委する能はさるべし、更に將來起り得べき問題は黃海勃海より江浙沿海方面に於ける我漁業者は若し支那に於て禁漁區域を設定せる際我邦は之に對し如何の策に出づべきやの問題存し、日支間漁業の問題は幾多紛爭を生ずるの可能性あり、蓋し日支共存共榮の原理に鑑み之が對策を講ずるの要ある所以なりとす。

九、商品陳列所

前淸光緒三十一年商工陳列所を設立し、其後失火の爲め改築、宣統二年八月竣工せしが、民國に至り改名せるものにして、六年十一月二十三日改訂商品陳列所章程を公布す、所長一人、技術員、事務員若干名を置き、總務、出品、鑑查の三股を分設して每股々長あり、全國及外國重要商品の搜集及陳列、內外國商品狀況の調查編譯、商品改良の講演等に關する事項を掌理す。

猶ほ民國四年四五月の間農商部は勸業委員會章程を制定し、總務、編譯、統計等の分科を設け、各科に主任を置き、別に委員若干名農商部又は會長より聘用して商工實業に關する一切の事務を協議計畫することゝせしが、當時該委員會は舊有の商品陳列所及工業試驗所其他工商訪問所を加へて組織し、所長以下の職員も亦之を勸業委員會に歸併せしも、其後再び分離せり、卽ち工業試驗所は民國六年十一月二十三日之が改訂章程を公布し、總務股、分析試驗股、應用化學試驗股鑒定事務に從事し、工商訪問所は民國十一年九月十四日農商部令第二四〇號を以て

公海漁業獎勵條例
漁會暫行章程
獎勵法
日支漁業問題
商品陳列所
勸業委員會
工業試驗所
工商訪問所

之が簡章を公布せるものにして、之か設立の目的は國際貿易の振興に資せんか爲め調査、指導、紹介を爲すにあり、初め商工業最も繁盛の區に設立し漸次各地に推廣するの豫定なりしものとす。

商標局

一〇、商標局(Trade-Mark Bureau)　附支那商標法

民國十二年五月五日農商部より之が暫行章程を公布せるものにして、同章程に據るに商標局は之を農商部に隷屬せしめ、商標註册に關する各項事務を掌理するものとし、局長、會辦、科員等を置きて之を組織し、共に農商總長より部員を選派兼任せしむるものとす、局長一人農商總長の命を受けて局務の總理、所屬科員の指揮監督に任じ、會辦之を補助して局務を處理し、其下に五科を分設して各科長、科員を置き、第一科は商標の審查及再審查に關する事項を、第二科は商標評定及再評定に關する事項、第三科は商標註册及公布に關する事項、第四科は商標編輯調查及公報に關する事項、第五科は上記各科以外の總務事項を掌理するものとし、更に審查員及評定員あり、各科の科長、科員を以て之に充て、事務の必要に應じては助理員及雇員を置くを得るものとす、而して支那現行商標法は民國十二年五月三日大總統令を以て公布せられ更に五月八日施行細則を公布せり、蓋し支那に在りて商標法の制定は相當古き歷史を有するも、外國人の多くは治外法權を有する關係上、外人に對する取扱は固より單純なる能はず、加ふるに列國の利害關係頗る複雜なるが故に常に其の實施を見る能はず、今次商標法の制定に際しても之が實施に關し直ちに列國の承認を經る能はず、幾多の曲折を經來れるものなるか故に、先づ支那商標法制定の沿革を概記し、然る後之が規定の大樣を述ぶるを便とす、但し支那に於ける列國國民間の問題に關しては一八九八年英米佛白墺伊諸國は商業相互保護同盟條約を締結して各國商人の不正競爭を避けんとし、當時我邦は該同盟に參加せざりしも、米佛露瑞之の間各別に互惠的條約を結び、相互本國に於けると同一の保護を享有すべきを規定せり、

支那商標法制定の沿革

米國

（一）、支那商標法制定の沿革

前清光緒二十有餘年の間支那に於ては工廠尙ほ未だ興らず、支那商人の商標に對する觀念甚だ薄弱なりしが、之に反し外國商人は互市すること多年工商品所用の商標を以て各地に行銷し、早くより註册保護の必要を覺ること切なりき、蓋し支那は萬國工業所有權保護同盟條約に加盟せざるは勿論、從前商標法の制定なきを奇貨とし不德義なる支那商人は商標盜用、模倣等を敢てして憚らず、爲めに外國商人の不利益を被むりしこと大なりき、之れ日英米等の諸國が各支那と商約を續訂し均しく平等互換の形式を以て商標保護の條款を締結せし所以なりとす。

而して各國中他國に卒先して商標保護法の實施を要求せしは英國にして、一九〇二年英清改訂條約の互惠的約定により互に貿易品の商標を保護すべきを協定し、次で一九〇三年日米兩國も亦均しく條約を訂立せり、卽ち米國は一九〇三年十月八日(光緒二十九年八月十八日)中美續議通商行船條約十七款(Commercial Treaty,1903)を訂立し、同條約第九條に於て米國人民の商標に關する規定を定め、米國人民の商品につきては「支那所設の註册局に於て支那官吏の查察を經たる後一定の規款(手數料の意)を納め所定の章程を遵守する時は支那政府は之か冒用(模造)を禁ず」云々の規定あり、又一九〇三年中日通商行船條約續約(光緒二十九年八月十八日前記米支通商行船條約と共に上海に於て調印せられ、一九〇四年一月十一日批准交換せり)第五條に於ては「支那は註册局を設立し凡そ外國の商牌にして支那の保護を請求する者は將來支那所定の保護商牌各章程を遵照し該局に註册すべし」云々とあり、然れども英支條約に據れる規定最も明瞭にして、此は一九〇二年九月五日(光緒二十八年八月四日)の締結に係れる中英續議通商行船條約(Mackay Treaty or Commercial Treaty,1902)に據るものにして、同續約第七條に於ては「南北洋大臣は各其管轄境內に於て牌號註册局を設立し海關に委任して之が管理及登錄の上申を爲さしむ」云々とあり、蓋し當時國際通商事務は南北洋通商大臣の管理せし所にして商標註册の設局、派員も亦從つて南北洋大臣の主持に歸せり、而して海關々道(現時の海關監督)は本來南北洋大臣の屬僚にして、海關稅務司も亦支那に服務するものなるが故に、南北洋大臣の指揮を受け商標註册のことを以て海關管理に歸せしむる旨規定せるものなりしが如し。

日本

英國

商標登錄局

其後光緒二十九年(一九〇三年)商部を創設してより、南北洋通商事務は改めて中央專部の主管に歸せしが、支那は商部の創設後通商行船條約の履行準備を爲すと共に前記諸國人の商標に對し法を設けて之を保護するの義務を悟り、各國又屢々之が實施を督促せしより、遂に部內に商標登錄局の設立を擬し胡祥鑾、陶大均等をして一切を辦理せしめしが、事創始に屬し成法なきが故に、不取敢外務部より總稅務司赫德(Robert Hart)に對し商標章程草案の起草を命すると共に、一面又駐外各國公使に命じて各國商標法令を譯送せしめ以て參考に資せんとせり、適々上海駐在日本總領事及日米駐支公使の相繼ぬで商約實施を督促するあり、依りて一九〇四年(光緒三十年六月)不取敢赫德氏擬定の草案其他を參酌して商標註冊試辦章程二十八條、同細則二十三條を擬訂し奏准施行すると共に、有約各國駐使に咨行し照辦せしむることゝせり、

商標註冊試辦章程

斯くて該試辦章程第二條、第三條、第四條及第二十三條に據るに、

一、津滬兩關(天津、上海兩海關)は商標掛號分局を設け以て掛號者(登錄者)の便に資すべく、凡そ註冊を請ふ者は出願書を註冊局に呈送し又は掛號分局より轉送するも可なり、但し掛號分局より轉送する時は副本を添付すべし。

二、掛號(卽ち登錄)出願を爲すには每件關平銀五兩、註冊印照(登錄許可證)の下附は每件關平銀三十兩を納付するを要す、云々とあり

列國の修正要求

蓋し英支條約を顧慮し南北洋大臣所屬の津滬兩海關を以て假りに商標掛號分局と爲して暫行代辦せしめ、一切の給照及收納公費等は均しく部定章程を遵照して辦理せしむることゝせるものなりとす。

海關の掛號事務代辦

然るに該試辦章程は奏准を經たる後有約各國駐使に咨行せしが、各國利害關係同じからず、英國駐支公使既に外務部に照復して修正を欲するの意あり、獨逸駐支公使は又赫德氏代擬の辦法を以て偏重あるを疑ひ在上海獨逸商業會議所の集議に囑して之が研究を爲さしむると共に、一面外務部に對し「商標保護の事は通商各國を一律に同視し宜しく各外商の陳述意見を聽くべし」と抗議せしより、商部も又各國官商の態度に鑑みて未だ正式に商標局を開辦するを得ず、唯だ海關をして掛號事務を代辦せしむるの件は一九〇四年六月商部より總稅務司及津滬兩海關道に飭し同年九月より開辦せしめたり、爾來其後約二十年試辦章程の一部は海關稅務司に於て代辦するも商標總局は未だ開辦せず、假登錄各件も又轉遞註冊を核准する所なかりき、其後同年(一九〇四年)十月英、佛、獨、奧、義五國は再び外務部に照會し商標章程の修改を要求するあり蓋し、此商標試辦章程は未だ各項を盡さず商標律の訂成を俟ちて酌量增補すべし」との規定に基くものとす。

民國以後

這に於てか一九〇六年(光緒三十二年)三月外務部は五國公使擬改の商標註冊華洋兩文の章程を商部に送りしが、當時商標局提調吳振麟は第二次章程の修改に從事せる時なりしを以て、五國公使の意見を比較參考して改訂商標法規六十八條、施行細則二十七條、商標審判章程四十條、特別條例十二條、外國商標章程六條と成し、一は外務部に送り一方又吳振麟より各國公使と接洽したりしが條目過多にして緒に就かず、未だ奏准を經ざるに先ち一九〇七年唐紹儀氏來國に赴くに當り商標に關する商約實行の議ありしが、當時商部は農工商部と改稱し袁克定氏を商標局長とし楊壽枏、魏震提調に任ぜられ前後所定の章程を重加筦訂して第三次章程草案七十二條、附則三條を擬定せり、然れども該章程は未だ外務部に咨送せずして中止し、爾來各國又其實行を督促せず、其華洋商標の註冊を呈請する者海關に假登錄を爲すに過ぎざりき

新商標法公布

民國成立後南北洋通商大臣の名目、職掌及其管轄區域根本より消滅し一切の商標事宜は之を農工商部に接管するに至れり、當時民國創めて成り華人工廠應に萌芽の時にありしと雖も未だ商標に對する觀念尙ほ厚からず、外商及外交方面も亦商標問題を論議すること多からず、唯だ在上海日本總領事は上海交涉使を經て之が督催を爲せしより、夏循壇氏を日本に派して調查せしめ章程を修改せんとせしが、民國二年冬農工商部を改めて農商部と稱し張謇氏之が總長となるや部內に商標登錄籌備處を附設すると共に、直ちに章程五十三條を厘訂し洋文に譯成して外交部に咨送し、各國駐支公使に轉致して各國意見を參考することゝせしも、未だ定稿を提出して議を行ふに至らずして歐洲大戰勃發し、內外多事又其儘に放置せられ部內附設の商標籌備處は經費節減の爲め廢止せしが、民國六年に至り谷鐘秀氏總長となるや張謇氏の政策を續行し、英約を基礎として商標法草案を爲し國務院より法制局に交付し修正の後、農商部に於て再修正の上國務會議に提交し國會の通過に備へんとせしが政變相踵ぬで起り果すを得ざりき。

然れども一方民國以後支那商界の情勢を見るに緩漫ながらも漸次進步し工廠又發達し、殊に歐洲大戰後は華洋商人共に商標保護の必要を感ずること愈々切にして、上海總商會及紗廠聯合會其他工商團體等皆之が必要を痛論し、日獨兩公使又督促する所あり、這に於てか支那政府は民國十一年七月又商標登錄籌備處を附設すると共に同處長李澂氏は自ら上海に來り上海海關稅務司と面商し前委代辦の商標掛號事宜を收回せんとし同稅務司の同意を經たり、依りて同年十月津滬兩籌備分處を添設し移交接管の地とせり、然るに滬分處長蔡增基氏が上海稅務司と移交手續を議せんとするや協議容易に調はず各國駐支公使又津滬兩籌備分處の附設に反對し彼我久しく相持して決せず、次で李根源氏農商部總長となるや之が解決を計り修正を加へて商標法案四十四條を擬定し、十一年末國務院の公決を經たる上國會を通過し、民國十二年五月三日公布

施行したるもの卽ち新商標法なりとす。

斯くて一九〇三年米清及日清通商條約締結以來二十餘年の久しきに亙り紛爭を極めし商標法も這に漸く成立を見、支那は商標局を設立し、專務委員を置くと共に、稅務處に通牒して天津上海兩海關稅務司の取扱ひ來りし假登錄商標を移送せしめ、且つ地方行政長官に通牒し實業廳其他各商會より一般商人に普知せしむると共に、更に各級審檢廳並に司法衙理各縣知事に命して之が處理に任ぜしめ、農商部附設の籌備處及天津上海兩分處は商標局の新設と共に之を撤廢せり。

然れども商標法の實施は各國利害の影響頗る大なるものあり、殊に支那政府のマッケー條約に對する不履行竝に商標審査及訴願裁決法に關し不安を感ずる所少なからず、列國は容易に之が承認を肯んぜざりしも、民國十五年六月五日には、日米佛、七日には英國各駐支公使より夫々正式認容の旨通達し、紛爭三年にして漸く解決せり。

而して新商標法の大要は、光緒三十年當時の總稅務司「ロバート、ハート」氏起草の法案を基礎とし制定されたる商標註冊試辦章程とは大に趣を異にする所あり、卽ち商標註冊試辦章程とは商標の登錄は之を農商部に於て行ひ、海關は單に之が取次を爲すに過ぎず、從つて海關の假登記のみを以てしては何等の効力を發生すべきにあらず、然かも當時之が轉遞註冊を核准すべき商標總局の開設せらるゝものなく、各國商人は僅かに上海又は天津海關に假登記を爲せしのみにて、新商標法の發布後は此等商標權の侵害を保護する能はず、民國十二年七月迄に屆出でられたる萬餘の出願は空しく海關倉庫に積まれ支那農商部は之れに對し何等關知する所なかりき、之れ各國商人の不安を感じ新商標法實施に反對せし一因なりとす、蓋しマッケー條約第九條に據るに支那政府は商標登錄局を設置し、且つ之を海關管理の下に置くべしと規定せるも之が實行を爲さゞりしものとす、但し七月以後の屆出に對しては海關は北京に廻送するの勞を取り、更に從來海關に假登錄を爲せる者は同商標の出願ありし際は優先權を得べく、又新商標法による審査の方法は、審査員に於て査定後其合法なるを認めたる時は出願者に對し審定書を送りて受理の件を通知する外、更に商標公報に登載し審定の二字を冠して一般に公示し、六箇月を經過するも何等異議の申立なき時は更に註冊の二字を冠して再び商標公報に公示し登錄を決定するものとす斯くて商標公報公示後六ケ月を經過するも異議の申立なき時は例へ商標を侵害せられたりとするも、法律の保護を請求せずして獨占權を放棄せるの結果となるものにして、當時新商標法は外交團の承認する所とならず、外人間の行動を拘束するの効力なかりしも、然かも事實商標權を侵害せらるゝは外國人にして、且つ新商標法は國內法として外人を拘束し能はざるも、然かも農商部は支那人が同商標の商品を賣買するを停止し得るとの見界を有し、畢竟外人との侵害をも拘束するを

新商標法と商標註冊試辦章程との差異

審定方法

同一の結果となるの不利ありき、之れ各國が未だ新商標法を承認せざりしに拘はらず、外商等登記完了を以て万全の策なりとし、他國商人に機先を制せらるゝを防ぐと共に自己商標保護の途に出でし所以なりとす、但し外人の支那人商標權を侵害せる場合、之を何れに訴へ、又何れの法律により處斷すべきやの問題ありて、若し支那商標法に依るとせんか治外法權の支那に於て一種の矛盾を生ずるに至るべく、更に新商標法に據るに第一の訴願は三人の合議による支那評定委員（商標判事）に提出し、之が評決に不服ある時は農商部に訴願し更に不服ある時は行政訴訟を提起し得るものなるも、此等は凡て支那の裁決に委するものなりとす、一八五八年英清天津條約に據るに英國臣民間に生ずる財產若くは身分上に關する一切の問題は英國官憲の裁判に委すとあり、當時英國商人の極力反對せし所以にして、殊に支那現下の混亂狀態より見るに司法行政の官憲は軍事官憲に從屬し、腐敗其極に達せる現狀に在りては到底財產權の保護を託するを得ず、之れ新商標法不承認の重大原因なりしものにて、又當時英米等に於て審査員及裁判權に至る迄悉く列國の共同管理たらしめんとするの修正意見を提出するの要ありと論ぜられし所以なりとす、然れ共商標權共同管理の如きは支那の主權を害するの甚だしきものにして、北京公使團に在りても、斯の如き暴舉に出するを得ず、登錄期限の延長及五ヶ年間試驗の爲め外人顧問聘用等の件を要求し、承認を見るに至りしものとす、但し外人顧問の招聘は條約の規定に依るも支那官吏をして處置せしむるの意を以て考慮すべしと回答し漸く解決せるか如きも、各國商標法は頗る繁雜にして容易に周知し難きか故に事務の便利の爲め善く施行前五ヶ年以上引續き使用せる商標に對しては共優先登錄を認め、該商標優先登錄期間は商標法施行以來幾度か延期せらるゝ所あり、民國十四年十二月末を以て第二回目の延期期間完了せしも、更に十五年六月末日迄三度延期せらるゝものにて、今や商標法施行後今日迄の登錄出願數は二十四箇國の多きに及び、一九二三年五月より一九二五年十二月末に至る間に於て出願總數一三、五八五件、受理濟商標總數八、二三六件、登錄濟商標總數五、五二九件に達し、之が國別出願數は支那二、一四〇、日本二、六六〇、英國四、三〇六、米國一、六五一、獨逸二、〇四四、佛國二〇五、瑞西二〇三、瑞典九九、其他二七七件なりとす。

新商標法不承認の原因

優先登錄

支那從來に於ける假登錄の手續及費用

猶は參考の爲め支那從來に於ける假登錄の手續及費用竝に支那暫行商標法を記せば次の如し。

（一）、支那從來に於ける假登錄の手續及費用

（一）外國人が其所屬本國に於て既に適法に登錄を完了せる商標は之を洋牌と稱し、支那國法に從ひ更に登錄を申請する時

洋牌　は之を受理すべきものとす。
専牌　(二)外國人が其所屬本國に於て未だ登錄せざる商標にして專ら支那に在りて貿易又は製造する商品の上に使用するものは之を專牌と稱し、支那國法に從ひ之が登錄の申請を爲す時は之を受理すべきものとす。
華牌　(三)支那人自ら使用する商標は之を華牌と稱す。
(四)洋牌の登錄は申請外國人の所屬本國に於ける特許局の發行に係れる登錄証書を添附し直接支那登錄官署へ申請するを得べく、又專牌は申請外國人の所屬領事館を經て之を爲すべきものとす、(但し實際に於ては領事館に於て之を取扱ふことなく、便宜上辯護士をして申請手續を爲さしめたりき)
(五)登錄官署は北京農商部内に本局を設け天津、上海兩稅關内に南北兩分局を設け所定の事務を掌理せしむ。
(六)商標專用年限は均しく二十年と定め、洋牌は其本國に於て登錄を爲したる時より起算す、但し滿期六ヶ月前に更に展限を申請することを得。
(七)專牌及華牌の登錄申請には其商標のみならず、其使用せんとする商品及其包裝等の見本を添付するものとす。
(八)商標專用權侵害の事實ある時は被害者は加害者に對し損害賠償の請求其他法律上の手段を取ることを得るものとす。
右の場合に於て侵害者が支那人にして被害者は加害者が外國人なる時は、其外國人は所屬領事館を經て侵害者支那人の管轄裁判所に訴訟を爲すべく、又侵害者が外國人にして被害者が支那人なる時は、當該支那地方官より侵害外國人の管轄領事裁判所に訴追すべきものとす、斯くて從前支那に於ける商標に關する法規は所謂試辦章程たるに止まり一時登錄申請の受理を爲すに過ぎざりしこと前述の如し、從て登錄申請を爲す時は登錄官署たる稅關内の特別部局より申請受理証書を交付するに止まれり。
斯くて商標登錄出願の手續は洋牌にありては出願書、証明書及委託狀を添付し、專牌にありては出願書及委託狀を添付して出願せるものとし、本邦人にして支那に於て商標登錄を爲さんとする者は叙上各種の書式を在支日本辯護士に依頼するを便とせり、
次に手數料は從來稅關に於ては假登錄申請に對し何等手數料を徵せざりしが、民國十年八月一日以降は每件五海關兩又は銀七弗五十仙を徵收することゝせり、又日本人辯護士に代辦せしむる時は手數料金二十五圓なりき。
斯くて商標專用權の侵害せられたる場合に侵害者に對する損害賠償の實際程度如何と云ふに、英米其他外國人對支那人

支那暫行商標法

商標として登錄し得さるもの

の訴案として商標權侵害訴訟の提起せらるゝこと甚だ多く、侵害支那人は禁錮又は罰金の刑事上的制裁を課せらるゝと同時に僞造又は模造の商標を使用せる商品及包裝等の沒收毀滅の處分之に伴ふを普通とす、但し被害者の請求する賠償金の支拂に至りては法律の明文上規定あるに拘はらず、多くの場合實際問題としては此種の訴訟の常として其損害額の果して幾何なりしやは之を立証すること甚だ困難なるを以て、被害者たる外國商人は侵害者たる支那人に對し右の刑事制裁を課し、之により將來の商標保護の保証を得るに滿足し、損害賠償の請求を抛棄するの止むなきを常とせり。

(三)、支那暫行商標法　(民國十二年五月三日公布)

第一條　凡そ自己の生產製造加工揀選發賣或は仲買する商品を表彰する爲め商標を專用せんとする者は本法に依り登錄するを要す。
商標は必ず施用色彩を指定すべし。
第二條　左の各項の一に該當するものは商標として登錄を呈請するを得ず。
一、中華民國々旗、國徽、國璽、軍旗、官印及勳章に相等しきか或は近似せるもの。
二、紅十字章或は外國の國旗軍旗に相等しきか或は近似するもの。
三、風俗秩序を防害し或は公衆を欺罔するの虞あるもの。
四、同一商品が習慣上通用する所の標章に相等しきか或は近似せるもの。
五、世上に知らるゝ他人の商標に相同じきか又は近似のものを同一商品に使用するもの。
六、政府の給付せる奬章及博覽會勸業會等の給付せる奬牌に相等しきもの、但し自己の受けたる褒狀を以て商標の一部分となす時は此の限りに非ず。
七、他人の肖像姓名商號或は法人其他團體の名稱あるもの、但し既に其承諾を受けたる時は此の限りに非ず。
八、他人の登錄商標失效後一年に滿たざるもの。
但し其登錄失效前一年以上使用せざる時は此の限りに非ず。
第三條　二人以上が同一の商品に對して相等しきか或は近似せる商標を以て各別に登錄を呈請する時は實際最も先に使用せる者に登錄を許すべし、其呈請前均しく未だ使用せず或は就れか先に使用せるも之が確實の証明なき時は最も先に呈

優先登錄

請せる者に登錄を許可す、其同日呈請人協議妥洽して一人の專用に讓歸したる時にあらずんば一切登錄せず。

第四條　本法施行前善意を以て繼續使用すること五年以上の商標を本法施行後六ケ月以內に本法に依り登錄せんとする時は第二條第五項及第三條規定の制限に依らずして登錄を許可す、但し商標局に於て必要と認めたる時は其形式、或は使用範圍に修改或は制限を加ふることを得。

第五條　同一商人が同一商品に使用する類似の商標は聯合商標として登錄を呈請するを得。

第六條　外國人民が商標相互條約に移關して其商標を專用せんと欲する時は本法に依り登錄を呈請するを得。

第七條　商標登錄の呈請に因り生する權利は其營業と共に他に移轉するを得。

前項の權利を繼承せる者は原呈請人の名義書換を呈請するにあらざれば之を以て第三者に對抗するを得ず。

第八條　凡そ中華民國境內に住所或は營業所なき者は中華民國境內に住所或は營業所有る者に委託して代理人と爲すにあらざれば商標登錄の呈請及其他の手續を爲すを得ず、並に商標專用權或は商標に關する權利を主張するを得ず。

前項の代理人は特別委託の權限を除きては本法及其他法令に定むる商標に關する一切の手續及訴訟事務に於て均しく本人を代理す。

第九條　前條代理人の選任更換或は代理權の變更消滅は商標局に呈請して其登錄許可を經るにあらざれば之を以て第三者に對抗するを得ず。

第十條　商標局は商標に關係ある代理人を不適當と認むる時は其更換を命ずることを得。

代理人既已に更換を命ぜられたる時は商標局は其商標に關して代理せる行爲を無效と爲すことを得。

第十一條　商標局は外國及邊遠或は交通不便の地に住居する者に對しては職權を以て或は呈請に依り彼等が商標局に對して爲すべき手續の法定期間を延期するを得。

第十二條　凡そ商標の呈請及其他の手續に關するものにして法定或は指定の期間に延誤する時は其呈請及一切の手續は無效と爲すことを得。

但し確かに事故實疑ありと認むる時は此の限りに非す。

第十三條　事由を聲明し商標の証明圖樣の摹繪及書件の查閱或抄錄に關する呈請は商標局に於て秘密を嚴守すべき必要ありと認むるもの以外拒絕するを得す。

商標專用權

第十四條　商標登錄の日より登錄人は商標專用權を取得す。

專用期間

商標專用權は登錄呈請に指定する所の商品を以て限りとす。

第十五條　凡そ普通使用の方法を以て自己の姓名商號或は商品の名稱產地品質形狀功用等を表示する者は商標專用權の效力の拘束する所とならず、但し商標登錄後惡意を以て同一の姓名商號を用ふる時は此の限りに非す。

第十六條　商標專用期間は登錄の日より起算し二十年を以て限りとす、第六條の規定に依り外國登錄の商標を以て登錄を呈請する者は其專用期間に就ては該登錄國原定の期間を以て準と爲す、但し二十年を以て限りとす。

專用權の移轉

前二項の專用期間は本法の規定により繼續延期を呈請することを得、但し仍ほ二十年を以て限りとす。

第十七條　商標專用權は其營業と共に他人に移轉することを得、但し聯合商標の商標權は引離して移轉することを得並に該商標附隨の商品と引離して移轉することを得、但し前二項の專用期間は本法の規定により繼續延期を呈請することを得、但し仍ほ二十年を以て限りとす。

第十八條　商標專用權の移轉は商標局の登錄許可を經るに非ざれば之を以て第三者に對抗するを得す、其商標專用權を以て抵當とする時亦同じ。

專用權の取消

第十九條　商標專用權は登錄者が隨時取消を呈請し得る者は勿論登錄後左記の事由ある者は商標局に於て其職權を以て、或は利害關係人の呈請に依り之を取消することを得。

一、其登錄商標に自ら變換を行ひ或は附記を加へ以て暴利を圖りし者。

二、登錄後正當の事由なくして滿一年以上使用せず、或は滿二年以上使用を停止せる者。

三、商標權移轉後既に滿一年を經過するも登錄を呈請せざる者、但し繼嗣に依る移轉は此の限りに非す。

前項第二項の規定に於て聯合商標中仍ほ其一を使用する者及外國登錄の商標が登錄國に於て既に使用せられ、或は未だ使用を停止せざるものは之を適用せず。

商標局は第一項所定の取消處分を爲す場合は應に其六十日以前に之を商標專用權者或は代理人に知示すべし。

第一項の所定の取消處分を受けて不服ある者は六十日以內に法に依り農商部に訴願を提起することを得。

第二十一條　商標專用權或は其專用期間の繼續延期を登錄するに際し、第一條より第五條の規定に違背する者は商標局の評定を經て無效と爲す。

第七章　民國の中央行政制度　第五節　中央行政各部　農商

登錄審查

第二十二條　商標局に備置すべき商標帳簿は商標に關する權利及法令に定むる一切の事項を登錄す、凡そ登錄を許可せられたる商標は夫々之を商標帳簿に登錄し並に登錄証を給與す。

第二十三條　商標局の刊行すべき商標公報は登錄せる商標及商標に關する必要事項を登載す。

第二十四條　商標專用及其專用期間繼續延期の登錄に對し呈請人は其呈請する時に規定の登錄費を納付すべし、但し商標局の核駁を經たる時は應に之を發還すべし。

第二十五條　登錄を呈請する者は各商品の類別に就きて其商標を副用する所の商品を指定すべし。

前項商品の分類方法は別に施行細則を以て之を定む。

評定

第二十六條　商標局は商標專用或は其專用期間繼續延期登錄の呈請ある時は審查員之を審查す。

審查後合法と認めたる者は審查書を以て呈請人に通知するの外先づ商標公報に登載し滿六ヶ月を經過するも別に利害關係人の異議なきか或は其異議を辯明したる時始めて許可す。

第二十七條　商標呈請人にして核駁に不服なるものは審查書送呈の日より三十日以內に不服理由を具して再審查を呈請することを得、再審查の審定に不服ある時は法に依り農商部に訴願することを得。

第二十八條　左記事項は利害關係人の請求に依り評定すべきもの。

一、第二十一條の規定に依り其登錄を無效と爲すべきもの。

二、商標專用權の範圍を認定すべきものにして第一條或は第二條第一より第六項迄の規定に違背し再び登錄し應に無效とすべきものは審查員より評定を請求することを得。

第二條第七項及第三條乃至第五條の規定に違背する者は商標公報に登載の日より滿三年を經過するにあらざれば評定を請求するを得ず。

評定委員會

第二十九條　評定の請求は請求書を商標局に呈することを要す、凡そ評定事項に關して各當事者の呈する書狀は商標局より對手者に抄示し相互に書を具して答辯すべし並に詰問書を發し之を陳述せしむるを得。

第三十條　評定は評定委員會三人の合議に依り其過半數を以て之を決す。

評定委員は商標局長より各該事件に就きて之を指定す、評定委員にして該事件に利害關係あり或は曾て參與したるものは廻避すべし。

再評定

第三十一條　評定は書狀に就き之を評決す、但し必要を認めたる時は日時を指定し當事者を傳集し口頭辯論せしむべし、評定關係の各當事者が法定或は指定の期間を延誤したる時は評定は之によりて中止せず。

第三十二條　評定事件に利害關係ある者は評定終結以前に參加を呈請し當事者の詢問に對し駁應することを得、然る後評定委員合議の上之を決定す。

參加人は其評定の行爲に關して其補助する所の當事者と相抵觸する者は無效とす。

第三十三條　評定の評決に不服ある時は評定書送達の日より三十日以內に再評定を請求することを得、其の手續は評定に關する規定を適用す。

第三十四條　再評定の評決に對して不服ある時は六十日以內に法に依り農商部に訴願を提起することを得。

前項訴願の決定に對して不服ある時は其決定の法令に違背せざる限り法により行政訴訟を提起することを得。

第三十五條　商標事件に關し評決確定を經たる後は何人を論ぜず同一事實及同一証據に就き同一の評定を爲さんことを請求することを得ず。

第三十六條　商標專用權の事項に關し民事或は刑事訴訟を提起せる者は評定の評決確定後を俟ちて始めて其訴訟手續を進行することを得。

第三十七條　凡て營利事業にあらざる商品に就きても標章の專用を欲する者は須らく本法に依り登錄を呈請すべし。

標章の專用

前項の標章は商標に關する規定を準用す。

第三十八條　商標登錄費及其商標に關する事件にて納付すべき公費は施行細則に於て之を定む。

罰則

第三十九條　左記各項の一を犯す者は一年以下の徒刑或は五百元以下の罰金に處し其物件を沒收す。

一、他人が登錄せる商標を同一商品に使用し、或は此の種の商品を交付し或は販賣せる者。

二、他人をして同一商品に使用せしむる目的を以て他人の登錄商標或は他人の登錄商標附有の容器包裝等を交付或は販賣せる者。

三、同一商品に對し自ら使用の目的を以て或は人をして使用せしむる目的を以て他人の登錄商標を僞造し或は模造したる者。

四、僞造或は模造の登錄商標を同一商品に使用し或は他人をして使用せしむる目的を以て之を交付或は販賣せる者。
五、僞造模造の商標を使用せる同一商品を交付或は販賣したる者。
六、他人の登錄商標と相同じきか、或は近似の商標を使用せる商品を交付販賣し、或は交付販賣の目的を以て外國より輸入せる者。
七、同一商品に關し他人の登錄商標と相同じきか或は近似の商標を營業用の廣告招牌單票及其他の交易証書に使用せる者。

前記第一第二及第五第六項の交付或は販賣の目的を以て之を保有する者も亦同じ、第一項各欵の罪は被害者の告訴ありて後論す。

第四十條　左記各項の一を犯す者は六ヶ月以下の徒刑或は二百元以下の罰金に處す。
一、詐僞を以て商標專用權を獲得せる者。
二、未登錄の商標を登錄せりと僞稱して商品に使用し或は此の種商品を交付販賣し或は交付販賣の目的を以て之を保有する者。

第四十一條　第三十九條に依り沒收すべき物件は判決前被害者の請求を經、相當の價値を評價して宣告し被害者に交付することを得、被害者の損害額が前記交付物件の評價を超過する時は其不足の數に對して賠償を訴願することを得。

第四十二條　證人、鑑定人及通譯にして商標局及囑託の行政或は司法官署に對して虛僞の陳述を爲したる者は六ヶ月以下の徒刑或は二百元以下の罰金に處す。

前項の罪を犯したる者にして該案の査定或は評決以前に自白したる者は其刑罰を輕減し或は免除することを得。

第四十三條　第三十九條より第四十二條迄の規定により商標の罪罰及損害賠償の審理及執行が外國人民に關する時は條約に特別の規定ある者は現行條約に依りて辦理す。

第四十四條　本法は公布の日より施行す。

第二目　權度委員會

權度委員會

清末政府は度量衡統一の必要を認め、光緒二十三年權度考定の上諭を見、度量權衡局を設立し、光緒三十四年推行劃一度量權衡制度暫行章程四十條を擬訂して新たに全國度量衡制度の準則を定め、之に基くものを作りて全國に頒布せんことを圖りしも事成らずして亡び、民國三年三月民國政府は更に權度條例を發布して曩に農工商部の作りたる規定を準用することゝせるも又實施に至らず、翌年一月更に權度法二十四條及權度營業特許法を公布し二月權度法施行細則六十一條及官用權度器具頒發條例十二條を公布せしが、四年三月十九日權度委員會章程を公布して之を農商部內に設け、以て權度に關する一切の重要事項を研究するに至りしものとす、而して該委員會章程に據るに其研究事項としては、權度法の推行（推行區域及推行方法）、附屬法規の編訂、各種比較圖表の編製、各部署協同推行に關する事項、檢定所の籌設、原器及副原器の處置、其他萬國權度公會加入の準備等に關する事項なりとし、專任委員六人、（農商部々員及附屬機關職員中より兼充す）、兼任委員（農商部關係各部署より每處一人を派充す）、及名譽委員（嘗て權度事宜を辦理し經驗ある者）若干名ありて委員會を組織し、委員長一人專任委員中より農商總長之を指充するの外、辦理員、錄事等若干名を置きて必要事務を分掌せしむるものとす。

權度委員會章程

組織

斯くて權度委員會は前記權度法實施に關する辦法を討議し、其結果京師を先行試辦區域とし、漸次開港場、省會、縣治に推行すべきを議決し、之が爲め農商部に於ては京師推行權度籌備處、權度檢定所、權度製造所其他權度販賣所等を創設して諸般の準備を整ふことゝし、四年六月敎令を以て九月一日より京師區域內に於て權度法、權度營業特許法、權度法施行細則、官用權度器具頒發條例の施行を公布し（權度法施行細則には權度法の所定と異なれる從來の度量衡器は權度法施行の日より二年間之を使用するを許すとせるを、京師區域に於ては右敎令に於て一ヶ年に短縮するを得とせり）、更に八月には權度製造所招商代理分售權度器具規則十條を、十二月には北京市權度檢査執行規則十四條を公布し、法規の完成と共に九月京師推行權度籌備處及權度檢査所を設立し、員を派して各市區に於ける舊度量衡の數、種類、製造店舖、職工等を調査して舊器の製造を停止せしめ、從來の職工は之を權度製造所に雇用し、新器は鑑札を與へて民間の自由製造をも許すことゝせり、蓋し民間製造工場の設立には時日を要すべきを以て權度製造所をして標準器の外、特に民用器具をも製作せし

京師區域內に於ける權度法實施

糖業改良委員會
糖業の奨勵及整頓辦法
公司保息條例
植棉、製糖、牧羊奨勵條例

め店舗に委託して販賣せしむることゝせり、斯くて京師區域に於ては民國五年八月末限り一切舊器の使用を禁止し、其後四ヶ月間の延期を爲し六年一月より禁止斷行を定め、爾來北京に於ては新制度量衡の實施を見たるものなるも、固より京師區域に普く行はるゝに非ず、殊に北京を除きては未だ普及を見すして、前清官用、民國新制及民間慣用の三標雜然として行はる、蓋し支那度量衡制度の現狀なりとす。

第三目　糖業改良委員會

民國三年五月二十三日農商部は糖業改良委員會を設立し委員長、副委員長各一人、及委員五人、農林司職員を以て糖業改良に關する事項を研究せしめしが會議の結果、糖業調査の必要を認めしより、人を內外に派して調査せしむる所あり、當時江西、湖北、四川、福建、山西、黑龍江諸省の調査を終り、國外にては台灣、南洋諸島、爪哇等を調査せり、農商部より發表せる江西省糖業調査報告書の如きは卽ち當時の調査に係るものとす。

糖業の奨勵及整頓辦法　支那の地たるや土地肥腴、北は甜菜に適し、南は甘蔗に宜しく、東亞の一糖業國たり、但し甜菜製糖は經驗未だ多からずと雖も山東、滿洲等近時稍成功を唱へられ、殊に甘蔗は古昔頗る盛況を致せしも徒らに舊法を固守して進歩を見ず、洋糖の輸入年と共に增加し、支那糖業の萎微其極に達せしより產糖各國奨勵の法に倣ひて民國三年一月十三日公司保息條例を公布し、保息を受くべき會社の種類を棉織、毛織、製鐵、製紙、製菜及製糖の六種と定め、政府は實業奨勵公債票二千万元を以て保息基金に充て、甲種公司卽ち棉織、毛織及製鐵業に對しては拂込資本金七十万元以上のものに對し製造開始の日より三年間を限りて毎年拂込資本金額の六分、乙種公司卽ち製糸、製茶、製糖業に對しては拂込資本金二十万元以上のものに對し、同じく三年間毎年拂込資本金額に對する五分の保息を爲し、凡て第一回保息金領收後第六年目より毎年總額の二十四分の一宛を償還せしむることゝし、更に同年四月十一日植棉、製糖、牧羊奨勵條例を公布し、製糖原料を種植する者に對しては蔗田には每畝蔗苗銀三角、肥料銀六角を、甜菜田には每畝甜菜種植銀一角、肥料銀二角を補助するを約し（植棉に對しては擴張者每畝銀二角、改良者每畝銀三角、牧場にて羊種改良を爲す者は百頭每に銀三十元）、且つ八月十九日同條例施行細則を公布し、植棉區域は廣東、廣西、福建、江西、四川、雲南、貴州各省、甜菜試種區域としては奉天、吉林、黑龍江、直隸、山東、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、山西、河南、陝西各省を指定せり）、地方官は縣內植蔗地を選定し農商部員と立合の上之か勘定を行ふべしとせしが、而も尙ほ保護全からずして糖業の振興を期することゝ困難なるべきを憂へ、三年十一月二十五日更に糖業整頓辦法四箇條（註一）を定め、區域を一定して需要供給の平衡を調節し檢査に依り粗製濫造の弊を除かんとせり。

斯く糖業の奨勵は制度の整頓稍其緖に就き各省に通行する所ありしも、政治の根本定まらず、財政の窮乏其極に達せる政府は固より之か實施を見る能はず、公司保息條例、植棉製糖牧羊奨勵條例等皆徒らに具文たるに終りて今に至れり、糖業改良委員會の如き固より農商部內に其名を存するのみにて今や何等の事業を爲さゞるも、支那當路に於ても嘗ては產業保護奨勵の意ありしを紹介せんが爲め之を記せるのみ

註一、糖業整頓辦法四箇條　一、製糖業者は農商部に稟請し、一定區域を指定して製糖原料採取區域とすべし、二、製糖原料採取區域內には二個或は二個以上の機器製糖廠を設立するを得ず、三、製糖業者製出の糖は指定官署の檢查を受くべし、四、從來製糖を業とする者は民國四年以內を限り總て農商部に追加裁許を請ふべし。

糖業整頓辦法四箇條
技師甄錄委員會
甄錄人員

第四目　技師甄錄委員會

民國十二年四月十六日農商部令第二七一號を以て技師甄錄章程を公布せらる、之か委員會は委員長一ノ農商總長之に當り、副委員長一人農商次長を以て之に充て、委員は農工鑛三科に分設し、常任委員每科各七人以上、農商總長より農工鑛專門の學識ある者より選充し、更に臨時必要に際しては同じく農商總長より各專門家を聘して臨時委員に任ずるの外、主任事務員一人、事務員若干名を置くの規定なりとす。

而して農工鑛技師の甄錄人員は內外國大學高等專門學校に在りて農工鑛各專門學科を修習すること三年以上にして卒業證書を有し經驗ある者、及農工鑛各場所に在りて技術事項を辦理すること八年以上にして成績顯著なる者、又は發明を行ひ製造の改良を爲すの能力ある者等を以て有資格者とし、委員會の審查に合格したる者は農業技師（農科、林科、農藝化學科、蚕科、水產科、畜產、獸醫科）工業技師（應用化學科、建築科、土木科、造船科、電工科、機械科、紡織科、其他工業に關する各科）鑛業技師（採鑛科、冶金科、應用地質科）と稱するものとす。

農會
勸農員章程
修正農會規程
農會の種類
農會の組織
農會の事業
全國農會聯合會
農會の實情

第三項　農會

前清光緒三十三年農工商部は農會章程二十三條を奏定せしが、民國に至り元年九月二十四日農林部は農會暫行規程を、二十六日同施行細則及農會調査規則を、同年十一月五日更に全國農會聯合會章程を公布せしが、尋ぐで三年十二月三日勸農員章程（業務を經營すること二十五年以上にして勤樸堅實なる者を以て之に充て、名譽職にして巡廻講演、種苗の分布、農具の教用、天災虫害の調査其他農事改良に關する一切の事項を委託す）を制定公布せり、但し農會暫行規程は其後修正せらるる所あり、民國十二年五月十九日農商部令第三六五號を以て公布せられたる修正農會規程之れなりこす、同時に修正農會規程施行細則を公布せり。

而して修正農會規程は之が内容に關し幾多不備の點ありて將來改善を要すべきも、農會は農事の改良發達を圖るを以て主旨こし、之か組織系統は全國農會聯合會、省農會、縣農會及市鄉農會の四種に分てるものにして、之か農會員たる者は農業の學識或は經驗ある者、耕地牧場原野等の土地を有する者、其他農業經營者たるを要し、此の内市鄉農會は該區域内に於ける會員有資格者十人以上の發起により之を組織し、縣農會は該縣各市鄉農會より代表者各一人を擧け、省農會は該省各縣農會より代表者各一人を擧けて組織し、全國農會聯合會は各省農會より代表各四人を擧け、農商部總長より隨時地點を指定し臨時召集して組織するものこす。

斯くて農會には會長、副會長各一人の外、評議員、庶務、會計、書記、調査員若干名を置くの規定にして、此等職員は會長、副會長を除くの外、各農會事務の繁簡に依り市鄉農會は八人以内、縣農會は十六人以内、省農會は二十四人以内、全國聯合農會は四十人以内こ定め、別に編輯員若干名を置く、而して農會の事業は農事の改良進歩を圖るにありて、之が爲め主管官署に建議し每年該會區域内の農事報告を爲し（農會調査規則により）、又は其諮問に應答するのみならず、荒歉の歳に於ては其狀況を調査して之が救濟方法を籌り、且つ冬期農閑時に際し冬期學校を設けて農民を招集して農學の大意を授くるものこす、此他尚ほ府縣農會は每月該區域内に人を派して農事改良の技術を巡回講演せしめ、又省農會は農事試驗所を設置すべき旨規定す。

全國農會聯合會

又全國農會聯合會は年を分ちて北京或は各省に之を開き、全國農業の改良發達を圖らんが爲め各省農會代表をして全國農業の情形を周知し、各地農業智識の交換を爲すにありて、普通會員の外、特別會員あり、農林總長、（現時農商部總長）の延請せる者、各省實業司又は勸業道の選派せる者各一人、每省實業團體の互選せる者各一人及内外蒙古、西藏、青海、阿拉善に於ける各該盟長並に各該辦事長官より選派せる者各一人を以て之れに充つるものこす、民國二年二月約一箇月に亘りて第一回の召集を行ひ、提議案四十九件、議決案四十四件に上れり、而して當時議案に上りし重なる事項は農業共進會、農業金融機關の籌設、各省山林登記局設立案、全國蠶糸業の整頓、生糸檢査所設立、殖民奬勵案、植棉奬勵其他全國茶務奬勵案等たりき、爾來農事試驗所、棉業試驗場、林業試驗場其他幾多の農務機關設立せられ農業の保護奬勵に關する制度又備はりしも、之を仔細に考察するに農會の内容は規程上不備の點少なからず、各地設立の農會も亦其多くは一片の會則を作りて準備事務所の開設終れば土豪富紳相集りて會則草案を決し、主務官廳に申請して農會の看板を掲け、以て其任務を完了し得たりこ思意するのみにて敢て農事の改良發達を意こするに非ず、僅かに裝飾的にて主務官廳又は該區域居住有力者の體面維持の具たるに過ぎず、譬へ又之を利用することありこするも、土豪等農會の名目を藉りて官憲に接近し以て農民を威嚇するに便し、個人經濟的地位の向上、私慾の具に供するのみ、加ふるに民國不斷の擾亂、各地軍閥の誅求は幾多の製

度悉く具文たるに終り、今や農村の疲弊其極に達しつゝあり、斯くて各地設立の農會も多くは徒らに其名を存するも、何等農業振興の實を擧け得ざるの現狀たること前述の如くにして、最近設立を見るに至りし衛前農民協會及中國々民黨の農民協會其他農民運動等は卽ち前記農會現狀の下に、農民實際の需要に基き出現せるものなりこす。

衛前農民協會

卽ち衛前農民協會は民國十年九月之が組織主張を發表せり、浙江省嘉山縣衛前村農民の組織せるものにして、官憲の爲め直ちに壓迫、解散せしめられしも、當時衛前一帶の農民は小作農大部を占め、數年來凶作の爲め非常の悲況に陷りしより、其地先覺の勸誘により團結して地主に對抗せんこ謀りしものなりこし、其一度宣言を發するや附近農民は勿論、諸地方の農民等相率ゐて團體を組織し、更に隣縣農民間にも團體組織の運動發生する等多大の反響を喚起し、地方階級に與へし脅威少なからざりしか爲め、彼等の大會を開けるに當り官憲こ結託し紹興駐屯の軍隊を以て會場を包圍し解散を强ゐられしものこす。

中國國民黨農民協會

又中國々民黨農民協會は所謂三民主義に基き、農民の覺醒向上を圖らんか爲め之か組織を提唱せるものにして農民運動宣言書の發表こ共に農民協會規則を公布せり、農民の自營を謀り、農村組織の改良、農民生活の增進を圖るを目的こせるものにて、今や廣東省其他に在りて此種協會の設立せらるゝもの漸次出現しつゝあり、但し此等急進的農民團體の組織が支那現時の農民に適合するや否やは頗る疑問を存するのみならず、徒らに農村の平和を攪亂するものにして、寧ろ漸進主義により農村教育の振興を圖り產業組合の組織に對し官民共に之か施設の完成發達を期し農民の善導に任するを可こすべきも、然かも此等農民團體の出現は從來に於ける極端なる農民壓迫の結果に出でたるものにして、時勢の進運は最早彼等をして所謂農奴たるに甘んぜしむる能はざるべく、爲政者の注意を要する點なりこす。

第九款　交通

交通
交通部

第一項　交通部（Ministry of Communication）

組織

清末光緒三十二年中央官制の改革に際し郵傳部を新設し、民國に至りて現名に改めしものにして、元年八月二十一日之か官制を公布し、十月二十二日一部の修正あり、民國三年七月十日敎令第九十七號を以て修正交通部官制を公布せられたるこ他の各部に異ならず、但し分司の制は修正官制に於て六司（路政、路工、郵傳、綜核、鐵路會計、郵傳會計）を置くこゝせしも、五年八月十四日部令を以て元年公布の官制に倣ひ四分司を置くこゝに改めたり、大總統に直隸して路政、郵政、電政、航政を管理し、水陸運輸及電氣事業を監督し、全國路郵航電各事項の計畫に任ず、總務廳、路政司、郵政司、電政司、航政司の一廳四司を置き、總長一人、次長二人（現時一人）、參事四人、秘書四人（現時八人）、司長四人、僉事三十二人（現時四十二人）、主事七十人（現時一四人）、技監二人、技正十二人（現時十四人）、技士二十二人（現時三十人）、雇員若干人を置き、現時更に視察四人あり、各廳司の事務分掌次の如し。

各廳司の事務分掌

總務廳（Administration (General)）機要、文書、綜核、出納、統計、編譯、育才、庶務、憲工の九分科を置き、各部官制通則規定のもの、外、更に交通職員の養成及交通博物館に關する事項等を掌理す。

路政司（Railway Department）總務、營業、監理、調查、考工、計核の六分科を設けしも、民國九年十二月八日政府公報を以て路政司分科章程を公布し、總務、法制、營業、監理、考工、計核、調查、交涉、產業の九分科に分ち、國有鐵路に關する事項、民有鐵路の監督、其他陸上運輸業に關する事項等を掌る。

郵政司（Postal Dep't）總務、經畫、通埠、稽核の四科を置き、郵務に關する事項及郵便匯兌、郵便儲金其他驛站台站に關する事項等を掌理す。

電政司（Telegraph Dep't）總務、監理、營業、計核、考工、主計の六分科を設け、電報、電話其他交通電氣事業に關する事項、民營電話其他交通電氣に關する事項を管掌す。

航政司（Navigation Dep't）總務、管理、航業、工程の四分科を置き、航路及航路標識の監理、造船、船舶、船員及水上運輸事業の監督、其他航政に關する事項を掌る、以上の外技術員の爲め技術廳を設く。

現時交通部には白耳義人L. Deritten、米人I. Gillis, J. E. Baker, F. H. Clark、丁抹人A. H. Eriksen及日本人としては中山龍次、高野四郎等の諸氏外人顧問として夫々鐵道、郵便、電信等交通事務の顧問に任じつゝあり。

交通部直屬機關

第二項　交通部直屬機關

交通部の直屬機關としては各國有鐵道の鐵路管理局、南洋大學（上海）、唐山大學（唐山）、北京交通大學の諸學校及北京郵政總局、各省郵務管理局、電政管理局、一等電報局、電話局等あり、此の他交通研究會、國際交通審査會、交通防疫事務處、鐵路法規會、交通史編纂委員會、電信法規會、等ありて夫々交通部に附設せらる、其主要のものに就き概說せば次の如し、但し各國有鐵道管理局、郵便、電信、電話に關する各機關は拙著支那經濟地理誌交通全編中に於て之を詳述するが故に本項に於ては之か說明を省略せり、又交通部直轄學校は後章支那教育制度中に之を記せり。

交通研究會

第一目　交通研究會

民國六年九月一日交通部令第三四八號を以て之か章程を公布せらる、交通部所管各種事業の研究考査を目的とす、歐洲戰亂中に於ける產物なるも、戰後も尙ほ隨時施設の整理改良に關する研究を爲すものとす。

組織

本研究會々員は交通總長に於て部員中の適任者を指派し或は經驗學識富有なる者を以て之に充任し、更に名譽會員を置き交通總長より之を聘任するものとす、會長一人交通部次長之を兼任し、四分股を設けて每股主任會員一人あり、事務員若干名交通部員中より兼充し又は臨時に雇用す、各分股の職務分掌次の如し。

第一股　交通行政及交通に關する外交經濟財政軍事教育水利等に關する事項を掌理す。

第二股　陸路交通（附航空）に關する事項。

第三股　水上交通（附潛航）に關する事項。

第四股　通信及電氣に關する事項。

國際交通審査會

第二目　國際交通審査會

民國九年八月二十四日交通部令第三六四號を以て之が規則を公布せらる、國際聯盟會の提議する國際交通に關する各案を審査するを以て目的とし、之か會所を交通部內に設く、總務、審核、調査の三分股を置きて事務を分掌し、凡て會員は交通、外交、內務、司法、農商部、稅務處より夫々專門家を選派して之れに充て、其員數は交通部五名、外交部三名、其他の部處各二名、合計十六名なるも、臨時事件の發生に際しては交通部より各該主管官署に其增員を咨請するものとす、正副會長各一人會務を總理し、主任三人各股の事務を主持し、事務股員若干名其事務を分掌す。

交通部賑災委員會

第三目　交通部賑災委員會

民國九年九月十五日交通部令第四六二號を以て之か章程を公布し、十一年一月九日修正を見たり。

交通部主管の賑災に關する事宜を辦理せんが爲め特設せられたるものにして、會長一人、副會長一人、會員若干名、主任一人、事務員、書記若干名を置く、會長、副會長は交通部總長より派充し、會員は交通部參事、司長、各鐵路局々長、副局長之を兼任して會議に出席すると共に調査報告事項を担任し、主任、副主任、事務員、書記は部局職員より指派兼任し事務の處理に任ぜしむるものとす。

交通部防疫事務處

第四目　交通部防疫事務處

鐵路防疫聯合會
衛生材料所
審訂鐵路法規會
鐵路法規

民國七年一月二十一日交通部令第一八號を以て之が章程を公布せり、交通部所管防疫事項を辦理するか爲めに設けられ、處長、副處長、主任員各一人、委員、事務員、若干名を置き夫々職務を辦理す。

猶ほ國有鐵道合同の防疫組織としては鐵路防疫聯合會あり、民國七年三月十三日交通部指令を以て之が規則を公布し、交通部路政司及京奉津浦京漢京綏正太の各鐵道合同して防疫聯合會を組織し、其他の各鐵道も亦隨時必要に應じ加入するを得させり、交通部路政司内に總辦事處を設け、通常會員及名譽會員あり、前者は交通部々員醫員、各鐵路局長副局長事務處長及醫員中より交通部之を委派し、名譽會員は防疫に經驗ある中外の醫學博士、防疫と密接の關係ある行政官中より推擧するものとす、而して會長及副會長は各一人あり通常會員中より推擧し、秘書一人會長より選派すと定めらる。

又鐵路衛生材料の整理に關しては各路局に衛生材料所を附設して之に任するものとし、民國十年七月二十日之が規則を公布せり、所長一人局長の命を受けて鐵路醫院及治療所に必要なる衛生材料の購入保管に任じ、其下に所員若干名事務を分掌す、猶ほ所長は内外國醫藥專科の卒業生を以て之に充て醫院長に於て之を兼任し得ざるものとす規定せらる。

審訂鐵路法規會

第五目　審訂鐵路法規會

民國六年八月二十五日交通部令第三三四號を以て之が簡章を公布す、鐵路に關する各種法規の審訂を目的とし會長、副會長各一人交通部總長の委囑を受けて本會の事務を主持辦理し、會員若干名、總長より本部及直轄各路局に於ける學識經驗の豐富なる者より選充し、更に總長より前記の條件以外相當資格者に就き特別聘用して會員たらしむることあり、各々會長の命を受けて審訂或は起草を担任するの外、分股を設け每股主任其他專任或は雇用事務員を置きて庶務を分掌せしむ、而して各股の審訂或は起草を終へたる法規は之を會長に送り、更に參事室に移送して覆核を經たる後總長に呈して核定を請ふものとす。

備考　支那鐵道創設以來幾多上論の發布せられたるものあるも、此等は其初め皆特定線路の布設に對する注意を示せるのみにして、其鐵道法規の初めて公布せられしは、一八九八年鑛務鐵路總局の設置に當り、同總局より奏定せる鑛務鐵路公共章程なりとし、鑛山採掘、鐵道布設に關する要項を規定し、鐵路の布設に關しては官辦、商辦、官商合辦の三種とし、就中商辦を奬勵して外力の侵入を防かんとせしが、其後一九〇三年同章程を廢し、新たに鐵路簡明章程を公布し、内外人若くは官商辦たるを論ぜず凡て鐵道の布設は一律に本章程に照して辦理すとし、業務の組織其他の事項は欽定大清商律の一部として發布せられたる公司律に遵照すべしと定めしが、尋ねで一九〇六年鐵路購地章程を公布し鐵路布設に必要なる土地收用の法を規定せり、而して民國に至りては民國二年七月鐵路收用土地暫行章程を公布し、三年四月には民業鐵路法を發布し四年十一月十三日之に修正を施し、公司の組織は凡て株式會社に限定せしか、之れより先き四年八月二十四日專用鐵路暫行規則を公布し、個人或は會社の經營する農工鑛業等にして運搬上の利便の爲め專用鐵路を布設せんとする者は交通部の核准を經て經營者の專用に供するを得べく、之れが鐵路の延長は特別の事情ありて交通部の許可を經たるものを除きては二十華里を過ぐるを得ざるものとせり、此他幾多鐵道に關する法規制定せられ、更に自動車交通に關しては、長途汽車公司條例（民國七年七月二十九日）、長途汽車公司營業規則（七年七月二十九日）、同發給執照規則（七年八月九日）等を公布せり、（支那鐵道制度に關しては拙著支那經濟地理誌交通全編七四五－七六五頁參照）

鑛務鐵路公共章程
鐵路簡明章程
民業鐵路法
專用鐵路暫行規則
長途汽車公司條例
交通部交通史編纂委員會
國有鐵路管理局

第六目　交通部交通史編纂委員會

民國十一年九月七日交通部令第九六三號を以て之が簡章を公布せらる、交通史の編纂を以て目的とせるや勿論にして、會長、副會長各一人本會一切の事務を主持し、交通部總長或は次長より之を聘す、監修若干名交通部簡任職中より兼任せしめて本會一切の事務の監理並に會務の進行を補助するの外、總纂一人、幫總纂二人ありて編輯撰述核稿に關する事項を總理し、其下に編纂若干人編纂事務を分掌するものにして、文牘、庶務等に關しては事務員若干名其他書記等を置きて之れに當らしむるものとす。

第七目　國有鐵路管理局

各國有鐵路には夫々管理局を設け、各鐵路に於ける運輸、營業、會計等一切の事項を管掌せしむるものにして之が設立は民國五年八月三十一日交通部令第一三一號を以て公布せられたる國有鐵路局編制に基くものとす、蓋

し各鐵路管理局の通則たるべきものにして、未だ官制の制定なき以前に於ては悉く本通則の規定に依るものとし凡て國有鐵路には鐵路管理局或は工程局を設け交通部に直隷せしむべく、各局の名稱及其所轄路線は各當該鐵路局編制の專章を以て之を定むるものとす。

管理局及工程局の組織

斯くて管理局或は工程局は鐵道路線の長短、事務の繁簡に依り一、二、三等局に分ち、局長、副局長、工程處々長、處長、主任員、事務員、段長、分段長、站長、副站長、車隊長、總工程司、工程司、工務員等の職員を置き、總務、車務、工務、機務、會計の五處を設けて夫々職務を分掌するものにして、此の內局長、副局長、總工程司、工程處々長は交通總長より派任し、交通總長の命を受けて全路の事務を管理すると共に所屬各職員の指揮監督に任じ、副局長之を輔佐して其事務を處理するの外、總工程司、工程處長其所管事務を分掌し、主任員、工程司、段長、事務員、分段長、站長、副站長、工務員等は局長より委派し該管事務を分掌せしむるものとす、而して各國有鐵路管理局或は工程局は本通則に準據し夫々編制章程を設けて設立すること前述の如くにして、現時京漢鐵路管理局編制專章（民國五年十月二十日公布）、京奉鐵路（民國五年十月二十日）、株萍鐵路（民國六年二月二十四日）、廣三鐵路（六年二月二十四日）、吉長鐵路（六年十月二日）、津浦鐵路（民國五年十月二十日）、膠濟鐵路（十一年十二月六日）、修正京綏鐵路（十一年十月四日）、廣九鐵路（十年二月十七日）等各鐵路管理局編制專章ある外、膠濟鐵路に對しては十一年三月二十四日膠濟鐵路定爲民有辦法大綱十四條を制定し、膠濟幹支線及同附屬事業を以て將來民業たらしむべき辦法を規立し、更に理事會章程（十一年十一月二十五日）ありて同鐵道接收の日より民有鐵路公司出資贖回の日に至る政府管理期間內を以て理事會の設立期間とし、又東支鐵道に對しては民國九年十一月二十四日東省鐵路委員會簡章を公布せしが、其後十年十月七日修正東省鐵路督辦公所編制專章の發布を見、此他交通部西北汽車處編制規則（九年十一月六日）、煙滬汽車處暫行編制專章（十一年九月五日）等公布せらる。

膠濟鐵路定爲民有辦法大綱

製圖所

第八目　製圖所

民國二年十二月二十五日交通部令第百五十三號を以て之が規則を公布せり、當時交通傳習所を準備事務所とし、開設費二萬元與地、器械、建築の三股を分設す、所長一人長官の命を受けて本所一切の事務を主管し全所各員司の監督に任ずるの外、主任三人あり、所長の指揮を受けて各股の事務を主持し、其下に製圖員、書記等若干名を設けて其職務を分掌せしむ。

交通博物館

第九目　交通博物館

民國九年十二月七日交通部令第六二二號を以て之が章程を公布せり、當時交通傳習所を準備事務所とし、開設費二萬元の豫算を以て計畫せられしものにして、交通事業に關する各種の物品模型標本及記錄等を陳列し以て公衆の觀覽及研究に供するを目的とす、總務、陳列、編查の三股を設け、館長一人、股長三人、股員十人乃至十五人其他雇員等を置き夫々事務の進捗に任ず。

猶ほ交通博物館陳列品の蒐集に關しては民國十年二月十七日之が徵集規則を公布し、交通部直轄機關其他より隨時調查製作の上送附せしむることゝせり。

鐵路聯運事務處

第十目　鐵路聯運事務處

民國七年七月二十九日交通部令第二二六號を以て之が規則を公布せり、內外國一切の聯絡運輸及清算事宜を辦理せんが爲め設けられ、總務、國內聯運、國際聯運及清算所の三股一所を分設す、處長一人交通部路政司長之を兼任して聯運一切の事務を總理し、秘書二人乃至三人處長の命を受けて機要、文牘事宜を辦理するの外、各股に股長、清算所に所長あり、事務員を指揮して其事務を分掌せしむ、猶ほ必要に應じては中外聯絡運輸に經驗ある者を招聘して顧問と爲すを得るものとす。

第六節　大總統直隸機關

（The Administration Court）

大總統直隸機關

平政院

第一款　平政院

平政院は前清代の都察院と相似たるものにして、大總統に直隸し、行政官吏の違法行爲を審理することを我邦の行政裁判所に類似せり、但し法令を以て特別機關を設け之が審理に屬せしむるものは此の限りにあらず、又本院の審理糾彈は司法官府の職權を妨ぐることなきものとす。

組織

平政院の組織は民國三年三月三十一日教令第三十九號を以て公布せられたる同編制令に據るものにして、院長一人を置きて全院事務を指揮監督せしめ、其下に評事十五人、書記官若干名あり、記錄、文牘、會計、庶務の四科及收發所を設くるの外、各種案件審查の爲め第一、第二、第三の三廷を設く、而して評事は卽ち行政裁判官にして、薦任以上の行政官たること滿三年以上或は司法官たること滿二年以上にして年齡滿三十歲以上の者を以て有資格者とす、院長之を分廷し、每廷評事五人を以て組織し、其中一名乃至二名は司法官出身たるを要す、每廷評事一人を以て廷長とす、而して之が處務及各廷辦事方法に至りては平政院處務規則（民國三年八月十五日教令第一一五號）及平政院各廷辦事細則（民國三年十一月二十四日批准）ありて其詳細を規定せらる。

評事資格

評事は終身官なり

次に平政院評事は所謂終身官にして、刑法の宣告又は懲戒處分を受けたるにあらざれば強るて退職、轉職或は減俸を爲すを得ざるものとす、但し精神衰弱者其他不治の障礙ありて執務し得ざる者、或は懲戒調查又は刑事追

訴を受けて解任を命ぜられ未だ判決せざる者は此の限りにあらず、猶ほ若し評事にして懲戒事件を起せし時は懲戒委員會を組織し審查するものにして、會長及委員八人を以て組織し、大總統より平政院長或は大理院長を以て會長とし、平政院評事、大理院推事、總檢察廳檢察官中より委員を選任す。

平政院の裁決執行に關しては民國三年六月八日教令第七十九號を以て平政院裁決執行條例の公布せらるゝありて其後民國八年十二月十七日教令第二十三號を以て之が修正條例を公布せられたり、卽ち行政訴訟事件の執行は主管官署の命令或は處分が違法に出でたる場合之が取消又は變更を爲し得るものにして、凡て評事の審理裁決を經たる後平政院長より大總統に呈報の上主管官署に命令して按照執行せしむるものなりとし、若し主管官署にして平政院の裁決を按照執行せざる時は、舊規定に於ては肅政史之が糾彈を提起し懲戒處分を請ふの規定なりしも、修正條例に於ては平政院長より該官署に對し之が執行を督促するものと改正せり、蓋し初め平政院內に肅政廳（註一）あり、平政院と獨立して糾彈を掌りしも、其後肅政廳を撤廢せしか爲め之か修正を要せしものなりとす。

肅政廳

（註一）肅政廳　初め平政院の設けらるゝや、同時に其內に肅政廳を設け平政院に獨立して職務を行はしめ、都肅政使を置きて長官とし、其下に肅政使十六人を置き平政院の評事が行政裁判官たるに對し、肅政使は糾彈を掌る檢事の如きものとなり、糾彈條例に依り行政官吏の憲法違反、行賄受賄、權威の濫用、民瘼事件を糾彈し、其糾彈に對しては平政院評事之が裁判を行ふものとせしが、黎元洪氏の大總統就任と共に之を撤廢せり、蓋し支那に在りては古來御史と謂へる彈劾官ありて、上は王侯大臣より下は一地方の長官に至る迄苟くも姦惡あれば彈劾して忌むことなしとせり、此の慣習に依り民國成立の後も尙從來の機關を設置せるものなるも、然かも御史の彈劾たるや眞に自己の主張を以て天下の惡官吏を糾彈せしにあらず、專ら私利又は徒らに自己の剛直を衒らはんが爲め、或は又他人の依賴を受け其嫌忌せる人物を彈劾し、自己並に一黨一派の利益を圖らんが爲めなるを常とし濫用の弊甚だしかりき、卽ち革命以後立法、司法の機關完備せる法治國に於て斯かる機關を存續するの必要なきや勿論にして、本機關の廢止せられたる理由なりとす。

廢止の理由

第二款　審計院（Board of Audit or The Audit Department.）

審計院

審計院は我邦の會計檢査院に該當し、民國三年六月十六日公布の審計院編制法（民國三年十月二日法律第十三號）により法令規定の大總統、副總統の歳費及政府の機密費を除き全國各官署毎月の收支計算を審定し、國家歳出入の決算は毎年審計院に於て審査の上、大總統より其報告を議會に提出し承認を求むるものとす。

組織

審計院の組織は本院編制法により院長（特任）一人ありて審査事項を總轄し、其下に副院長（簡任）ありて之を佐理する外、審計官（十五人）、協審官（二十七人）、書記官五人、核算官八十人を置き審計事務を分掌せしむ、而して本院事務の分掌は審計院分掌事務規定（民國三年八月十日教令第百十四號）に依り第一、第二、第三の三廳及書記室並に外債室を設け、各廳には審計官三人以上、協審官四人以上（審計院編成法）ありて之を組織し、廳長一人審計官中より大總統之を簡任し、一廳の事務を總理せしめ、各廳事務の分掌は、本院分掌事務規定に依り次の如く定む。卽ち、

事務の分掌

第一廳　財政、外交、教育部主管の一切の收支計算事項。
第二廳　陸軍、海軍、交通部主管の一切の收支計算事項。
第三廳　內務、司法、農商部主管の一切の收支計算事項。

書記室

書記室は書記官長一人、書記官五人を以て組織し、廳務を整理し、機要、會計、庶務、及編譯の四科を設け各科に主任を置く、此の他收發處、編纂處及繕譯處ありて各處長を設く。

歳出入決算の審査

次に國家歳出入決算の審査を爲すには本院に審査決算委員會を設け、院長を委員會々長、副院長を副會長とし、審計官、協審官を指定して委員と爲し會務を整理し、審計官を兼任せしめ、更に佐理員若干名ありて核算官を以て之に充て各廳の審査報告を複審し、審査決算總報告書及審計成績報告書を編成し大總統に報告するものとす、此の他官署毎月の收支計算、特別會計の收支計算、官有物の收支計算等、大總統副總統の歳費及政府の機密費を除ける一切の收入は凡て審計院の審査を要するものにして、之か詳細は民國三年十月二日公布の審計法及三年十二月七日公布の審計法施行規則に基き審査せらるべきものとす。

審査決算委員會

外債室

次に外債室は外債事務を稽核する爲め設けられ、外支人各一人の室長を置き、支那人室長は審計官を以て之に充て、外人室長は外國人を聘して之に充當し、更に五國善後借款の契約に基き、外人室長の外別に二人の外國人を顧問の名を以て稽核員たらしめ、外債中より支出する款項の用途及金額の審査を掌らしむることゝせり、蓋し民國二年四月五國善後大借款成立し全國の鹽稅收入を以て之が担保と爲せしが、五國借款團は從來支那政府が政費濫用するの弊甚だしく、担保たる鹽稅收入を支那官吏に一任するの危險を慮り、借款契約中に借款支途監督の一條件を設けたるに歸因するものにして、之が支出審査の順序次の如し。

支出審査の順序

卽ち中央各部中必要の款項ある時は請求書を財政部に提出すべく、財政部は之を檢し該請求書に支拂命令書、領收書を添へ之を外債室に送附する時は、外債室にては室長及稽核員之を審査し、正當と認むる時は簽字捺押の上財政部に回附し、財政部は之を受取り該金額に對する小切手を發行し、五國銀行團代表之に簽字し初めて銀行團保管の借款交附を受くるものとせり。

而して若し外債室の支那及外人室長が財政部より回附し來れる支拂請求を不當と認むる時は、其理由を說明して財政部に回附すべく、此際財政部は室長の理由に不服なる時は之が再審査を求め得るも、室長最後の解決は何人も之を駁するを得ざるものとす、現時外債室には佛露二國人の顧問兼稽核員を置き、外債室長としては支那人と共に獨逸人を置きしが、支那の對獨戰宣に伴ひ獨逸人を解雇し、其後一九一七年八月我邦の一千萬圓善後續借款を締結するや、北京正金銀行副支配人たりし土屋禎二氏其後を繼けり、猶ほ外債室は善後借款用途の監督を爲すものなるが故に、今や其必要を見ざるものなるも、尚其儘存續するものとす、但し國債支出の審査に關しては民國十一年五月二十六日修正審査國債支出規則の公布せらるゝあり、各種國債の支出は其內債外債たるに論なく凡て主管部より其發行規則或は借款契約を審計院に報告し、且つ國債用途の指定及分配數月を定むると共に、若し變更ある時は隨時審計院に報告すべく、之が支出は審計院の簽字を必要とし、若し審計院に於て不正當と認むる時は其理由を叙明して主管部の復答を求め、尚ほ疑義あるか又は不正當と認むる際は、審計院は之か簽字を拒絕すべく、主管長官に於て不服なる時は財政總長及主管長官に於て全責任を負ふものと規定す。

修正審查國債支出規則

備考　審計院外人顧問　M. Konovaloff（露國人）　M. Padoux（佛國人）　土屋禎二（日本人）

審計院組織系統

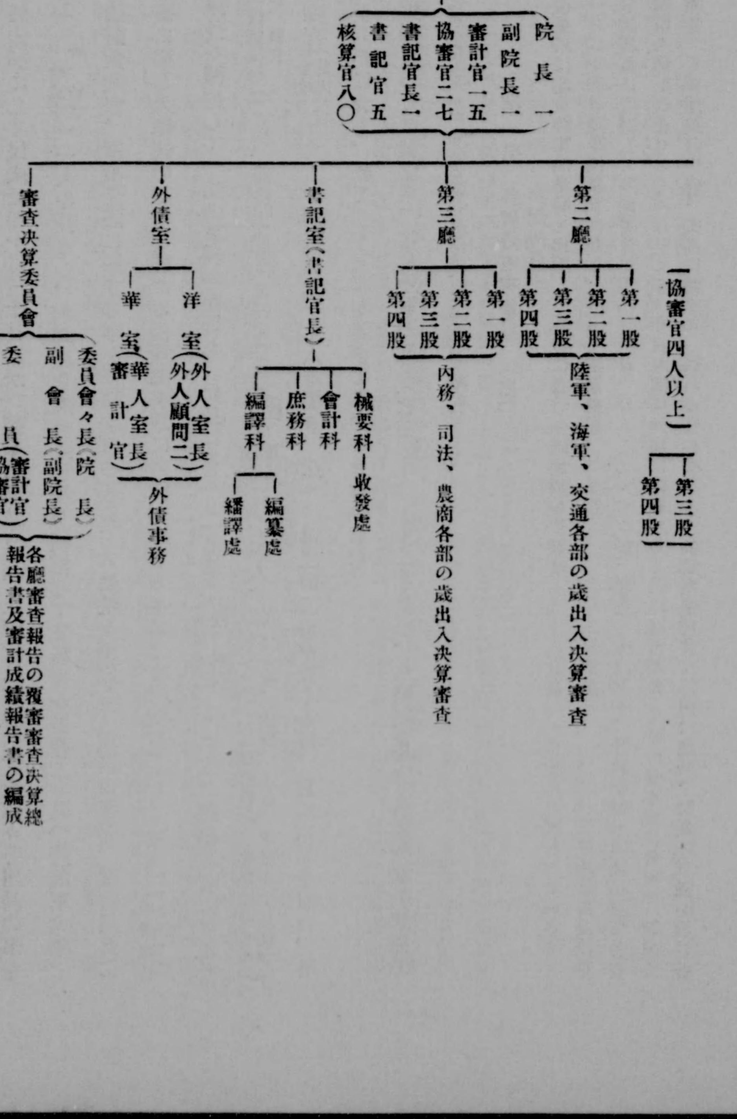

審計院組織系統

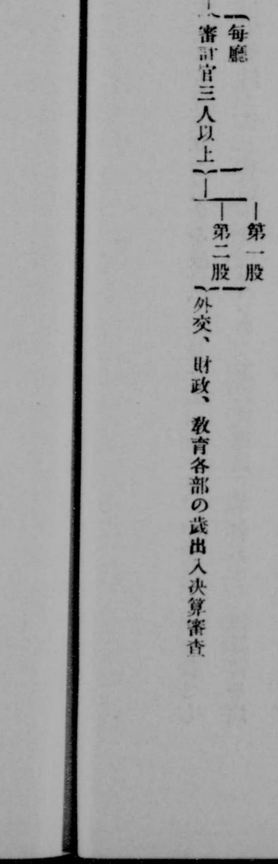

參謀本部

第三款　參謀本部（General Staff）

我邦の所謂參謀本部にして民國元年十月三十日之が官制を公布せらる、大總統に直隷し、全國々防用兵の事を掌る、總長(Chief)(上將或中將、特任)一人を長とし、本部及全國參謀將校を統轄して其教育を監督し、且つ陸海軍大學、陸海測量其他各國駐紮武官、軍事交通に關する事を管轄すると共に、大總統を輔佐して軍務の運籌、國防用兵に關する一切の計畫に關し大總統の認可を經たる後陸海軍部に咨行辦理するものとす、次長(Vice Chief)(中將或は少將、簡任)一人、參謀總長を輔佐して一切の事務を整理し、局長(Head of Bureau)(少將或は上校、薦任)六人、高級副官(Senior Staff Officer)(上校或は中校、薦任)二人、科長(Head of Section)(上校或中校、薦任)三十四人、科員(一、二、三等科員あり委任にして中校、少校、上尉、中尉中より任ず)百四十一人、局副官(少校、委任)六人、調査員七十七人を置き、第一、第二の二科を設くる外、更に六局を設け、各局は更に三科乃至六科に分ち、總て二十五科を置きて事務を分掌せしむ。

組織

參謀本部直屬機關としては製圖局、北京陸軍測量局(Military Survey Bureau)、水路測量所、各省陸軍測量局の外陸軍大學校(The Army University)及中央陸軍測量學校あり。

各省陸軍測量局

第一項　各省陸軍測量局（Military Survey Bureau）

各省陸軍測量局は北京陸軍測量局と相對して各省に設け全國地圖を作製せんとする計畫にして殆んど實行せられざるも民國元年十一月二十五日陸軍測量官々制を公布して測量總監、測量監、一、二、三等測量正、一、二、三等測量長及測量士に分ち、參謀總長に直隷して陸地測量の事を管掌せしむることゝせしが、尋ゐで十二月十二日教令第十四號を以て各省陸軍測量局編制大綱を公布せるものなりとす、參謀本部第六局に隷屬すると共に該省都督(現時の督軍或は督理)に兼屬し該省陸地の測量、兵要地圖の作成、文書に關する一切の事宜を管掌す、各省測量局共に三角、地形、製圖の三課を設け各課歩班に分ち庶務、儲藏、會計は別に專員を置きて管理せしむ。

各省陸軍測量局

現時北京陸軍測量局には附屬測量學校ありて測量員の養成を爲すものとす。

水路測量局

現時東三省陸軍測量局の外、本部十八省に之に設くるものとす、

第二項　水路測量所

民國六年二月二十八日參謀部呈准水路測量所條例に據るものにして、參謀本部に隷屬し所定の計畫に從ひ水路の測量を實施せんが爲め設けられ、當時寧波に暫設すと規定せり、之が職員は所長一人、班長二人、班員若干名、書記、會計各一人あり、測量班は水路測量の實施、水路人員の勤務並に其教育に關する事項及水路誌の編纂航海曆の推算、燈台、望樓等に關する事項を管掌し、圖誌班は製圖、印刷、水路圖誌の發行、配佈、測器の管理及水路圖誌保存等の事項を管掌するものとす。

蒙藏院

第四款　蒙藏院（Department of Mongolian and Tibetan Affairs）

清代藩部事務

蒙藏院は清代の藩部を稱するものにして、內外蒙古及西藏を總稱す、清代藩部に關する事務は中央に理藩院、(光緒三十二年理藩部と改稱す)、地方に都統或は大臣等の派遣官ありて管掌することゝせしも、其實際に至りては清國政府は僅かに主權を有せしに止まり、內部の行政は世襲の酋長たる扎薩克及喇嘛ありて之を行ひ、政府は單に之が監督に任ずるに過ぎざりき、而して中央派遣官の理藩院に對する關係は恰かも各省督撫の中央六部に對せしが如く、必らずしも統屬ありしに非ず皆皇帝に直屬せしものなりとす。

組織

而して民國政府の成立するや、元年八月制定されし蒙古待遇條例第一條により理藩の名を諱みて蒙藏事務局と改稱せしが、民國三年五月蒙藏院と改め、之が官制を公布せり、卽ち蒙藏院は大總統に直屬し、總裁(President)

一人、副總裁(Vice-President)二人(民國九年二月廿六日教令第六號により副總裁一人を二人とせり)、參事、司長、秘書各二人、及參事一二人、編纂四人、繙譯官一〇人、主事二四人を置き、其組織は參事、秘書二室、總務一廳の外、第一第二の二司ありて、總務廳には編纂、統計、會計、出納、庶務、承値の六科を設け、第一司は民治、勸業、邊衛の三科、第二司は封叙宗教典禮の三科に分ちて事務を分掌す。

斯くて蒙藏院は其官制備はれるも、今や外蒙古及西藏は全く支那と相分離せるの實狀にあり、故に蒙藏院としては主として內蒙古行政に就き關知する所あるに過ぎず。

而して蒙藏院直轄機關としては各台站管理處あり、喜峰口、古北口、張家口、殺虎口、獨石口の各台站管理處なりとし、各處長之を管理す。

台站管理處

第五款　將軍府　(Chiang-Chün-Fu)

將軍府

民國三年七月十八日教令第百號を以て之が官制を公布せらる、大總統に直隸し、軍事に關する最高顧問機關にして、大總統の命に依り軍政を會議し陸海軍を授閱するの名義を有せしも、其實殆んど掌る所なく、且つ其後將軍名の廢止せられしより自ら消滅に歸せるものなりとす、但し同官制に依るに上將軍、冠字將軍及將軍並に參軍各若干名を置き、上將軍一人大總統の特任により將軍府事務を管理す、卽ち管理將軍府事務(President of Chiang Chün-Fu)と稱せられ、其下に參謀四人、秘書二人、副官四人の屬僚あり、事務廳を設け廳長一人、書記二人、事務員四人を置くの規定なりとす、而して上將軍及將軍の名を有する者は悉く將軍府顧問たるの名を有し、上將軍には德威、建威、振威、耀威、虎威、鎭威、隆威、壯威、肅威、孚威等の名を冠す、德威上將軍王士珍、建威上將軍段祺瑞、鎭威上將軍張作霖と稱せしが如き然り、又冠字將軍は揚威將軍、奮威將軍、烈威將軍等と稱し、上將軍約十名を置くに對し冠字將軍約百十四五名ありき、此他單に將軍と稱するもの六十餘名、參軍五十餘名を算せり、蓋し此等將軍の大部は督軍(督辦)、其他師長、旅長及其他の重要なる地位を有する者に與ふる榮號に類す、(將軍府に關する詳細は地方制度各省官制中督軍の制に就き見るべし)

上將軍

冠字將軍

第六款　京畿衛戍總司令部　(Peking Garrison or The Metropolitan Forces)

京畿衛戍總司令部

民國八年十一月十九日教令第二十二號を以て之が組織令を公布せらる、大總統に直隸し、北京及附近の警衛、災害の救防、公府及官署の保護、陸軍諸建築物防護等一切の軍政衛戍事宜を統轄せんが爲め安徽派全盛時代に設けたるものにして、總司令(Commander-in-Chief)一人を長官とし、處長六人、參謀、秘書、副官、執法員、軍需軍醫各若干名を置き、部內に參謀、秘書、副官、執法、軍需、軍醫の六處を設けて事務を分掌せしむ、但し現時殆んど爲す所なく、唯だ官府を存するのみ。

第七款　整理棉業處

整理棉業處

近時支那に於ける棉花の改良問題は內外專門家の間に於て種々實驗研究を積まれ、何れも支那が將來世界の最大棉花國たるは敢て困難にあらず、唯だ支那政府の努力如何に依るのみとの意見に一致せるが如く、其生產の將來は地域の廣大にして豐饒なる天與の風土を背景とするが故に、改良增殖の一ことたる其方法宜しきを得ば成功するや疑なし、殊に棉花が世界的物產として其需給關係の不均衡なる結果、棉花消費國をして一層支那棉花の生產に着目せしむるに至れり、而して支那朝野の識者間に於ても盛んに之が改良振興を唱導され、支那政府亦棉工業の國家產業上緊要なるを知覺し之が發達促進に對し各種の施設を企圖しつゝあり、就中其最も銳意劃策せるは實に農商部總長たりし張謇氏にして、氏は支那の主要產物たる棉花及鐵に關する事業を奬勵振興するは轉て國富增進の所以なりとして、所謂棉鐵主義の鼓吹に力を盡せしが、政府に於ても

棉花改良增殖の現狀

公司保息條例

亦這に見る所あり、民國三年一月十三日公司保息條例を公布し公債票二千萬元を提供して配當補給基金と爲し、棉業者に對しては特に七十萬元以上の資本を有する工場には實際拂込額の六分に相當する配當を補給することゝし、更に同年四月に至りては製糖、牧羊と共に植棉奬勵條例を發布し、國內生產業の奬勵を目的とせしが、棉業者に對しては外國優良種子の移植者及植棉擴充者に奬勵金交付の法を定め、前者に對しては毎畝奬銀三十仙、後者には二十仙を奬給すべきを規定せり但し植棉區域としては直隸、山東、江蘇、浙江、安徽、江西、湖南、湖北、山西、河南、陝西の十一省を指定し且つ埃及種及米國種を用ふることゝせり、之れ支那官憲が棉花改良に對し具體的に歩を進めし初めなりとす、然れども此等の條例は支那政治の樞本未だ確立さるゝに至らず、財政の窮乏其極に達せるが爲め實際の適用を見るを得ず、數年ならずして中止せられたりしと雖も、兎に角支那政府の一般意嚮を覩ふに足るべし、卽ち民國四年三月には米人棉業技師「ジョプソン」(Hopson) 氏を招聘して顧問とし、八月棉業試驗場設置案を建て、開辦費十萬元を支出し、四年四月棉産地中直隸省正定、江蘇省南通及湖北省武昌の三箇處に農商部直轄農事試驗場を開設し、林業、畜産を兼ねて、棉種の選擇、分給、收穫其他病虫害驅除豫防等一切の事項を管理せしめ、夫々專門家を以て之が場長に任じ極力研究の歩を進めしが、之と相前後して上海不正棉花排除組合の試培を開始するあり、更に民國六年九月には中華植棉改良社、及南通農學校、南京東南大學等相前後して試培に着手し前途多大の成効を期すると共に、支那政府も亦整理棉業處を設立して周學熙氏を督辦に任じ、「ジョプソン」氏を顧問技師として棉業行政の刷新を企圖せしのみならず、江蘇、河南、山西、廣西等各省當局の棉業振興に努力するあり、殊に山西省に於ては民國八年八月山西棉業逐年進行計畫案を樹立し之が實施を爲すと共に、米棉種を輸入して棉産地一帶に配布するありて今や多大の成効を收めつゝあり、此の他上海にては華商紗廠聯合會も亦刷新を企畫し、支那官民の鋭意棉業振興を策するに至りしは頗る注目すべき一事なりとす、加ふるに一方輸出棉花に對しては一九一一年六月上海に於て支那棉花改良組合設立せられ水氣檢査所を設けて嚴重なる水氣檢査を行ふに至り、又一九一二年十一月よりは天津に於ても天津海關管區の水氣檢査所開設さるゝ等支那棉花の改良振興は內外相俟ちて漸次其實績を擧げつゝあり、但し支那政府施設の多くは一般形式を具備せるに止まり、其實狀に至りては制度の空文に終れるもの少なからず、各棉業試驗場の如き其規模小に過ぎ、經費又僅少なるが爲め豫定の如く完全なる試驗を行ふに由なく、中央農事試驗場に於てすら試驗は專ら農夫に一任され、場員自ら出場して嚴密なる試驗を行ふこと殆んど無しと稱すべく、殊に各省施設の如き、湖北省には武昌に省立農事試驗場あり、鐘祥、荊州、漢陽、嘉魚、鸊、襄陽、施南等に道立農事試驗場等ありて、民國七年

植棉奬勵條例

棉業試驗場

整理棉業處の組織及處辦事務

此等試驗場を實業廳の管理下に置き其內二箇處を棉業試驗場たらしむるの計畫たりしも、財政の窮乏極に達し一省產業の中樞たる實業廳一箇年の總豫算僅々二萬元內外に過ぎざる現狀に於ては倒底其實績を擧げ得べくもあらず、此の他各省略ぼ同一の狀態にありて、試驗場と稱するも殆んど裝飾的に設けられ、各個の間又何等の連絡統一を見ず、地方農民との關係の如きは固より沒交涉なりと稱するも敢て過言にあらず、唯だ此の間に在りて中外人商社、學校等の試驗場に於て成績を擧げつゝあるもの二―三あるに過ぎず。

而して整理棉業處は民國八年一月十六日公布の棉業整理局章程に基き京師に設立せられたるものにして、大總統に直隸し、支那全國棉業の整理振興を圖るを目的とし、督辦一人、事務員、技術員若干名ありて、分科局務を掌理するの外、更に督辦より棉業に關する學識經驗豐富の者を推選して顧問諮議に充つるを得るものとす、其處辦事務次の如し。

一、各省棉業の產額販路地質及近年の營業狀況を調查して振興擴張維持調節の計畫を爲す事。
二、國際棉花綿糸の貿易狀況を調查し以て保育政策の施行に便す。
三、米國及埃及の棉花を調查し、國內棉種の改良に便す。
四、商民資本の合同により紡織事業振興の勸導。
五、棉業經濟補助の籌議。
六、模範紡織廠を籌設して棉業の創導を爲す事。
七、棉種の改良方法を籌議し、擴張を勸導する事。
八、紡織學校を籌設し專門人材を養成する事。
九、製品及原料運輸に關する便利計畫の籌議。
一〇、棉花品質の檢查。

斯くて棉業整理局は其必要に應じ各省區に分局を設置し、更に調查事項にして中央各部院又は地方各官署或は

駐外使署の協助を要する時は之が依頼を爲すを得、且又農商總長と商議の上調査員を內外各地に派遣し實地に調査せしむるを得べく、更に各省區の棉業狀況及各國棉業に關する專門書其他新聞雜誌の譯述せるものは之を棉業公報に登載刊行するの規定なりとす。

法權討論委員會

第八款　法權討論委員會

民國十一年五月二十日敎令第五號を以て修正法權討論委員會條例を公布せらる、法權回收に必要なる準備實行並に善後事宜を討論するが爲め設けられ、委員長、副委員長各一人、（特任官待遇）ありて大總統之を特派し、更に委員七人委員長より法律學識豐富の者又は外交上の經驗深き者或は支那各官署服務の外國人を延聘して委員會を組織するものとし、秘書長一人、秘書、事務員若干名ありて事務を分掌す、猶ほ若し討論問題にして特別調査を要するものは委員長に於て委員中より調査委員を指定すべく、凡て討論完了の後は國務院の議決を經たる後主管官署に分交施行せしむるの規定なりとす。

民國の地方行政制度

清代の地方官制

民國の地方行政

畫一現行各縣地方行政官廳組織令

重複縣名の改廢

第八章　民國の地方行政制度（The Local Government System）

第一節　沿革

清代に於ける地方官制は旣に述べたるが如く省を上級行政區域とし、府及直隸州廳を以て中級行政區域、州、縣、廳を下級行政區域たらしめ、省には總督、將軍又は巡撫を置きて之を統轄し、其下に布政使、按察使、及道員ありて之を輔佐し、府に知府、直隸州に知州、直隸廳に同知（或は通判）ありて其所屬を治め、更に州（散州）に知州、縣に知縣、廳に通判ありて親しく民政を掌理せり、而して特設官廳としては北京に順天府尹、奉天に奉天府尹、（清末撤廢せり）、貴州、雲南、四川、廣西等には土官或は土司等を置き、清朝末年には東三省將軍を廢して各省と同じく總督又は巡撫に改め、又各省には督撫の輔佐として提學使、交涉使を新設し、按察使を提法使と改稱せり。

次で民國に至りてよりは清朝と同じく支那本部十八省、東三省及新疆省の二十二行省を置けるも、其他の行政區劃は清代と大に異なる所あり、卽ち二年一月八日大總統令を以て畫一現行各縣地方行政官廳組織令を公布し、從來の府、直隸州、直隸廳及州、廳等從來の制度を改めて均しく縣とし、從來の管轄地方を以て其管轄區域とせり、然るに其結果全國を通じて同名の縣頗る多く、二縣同名のもの七十四、三縣同名のもの十二、四縣同名のもの四、五縣同名のもの三、六縣同名のもの一に及び紛雜不便少なからざりしが故に、內務部より此等重複縣名の改

省道縣官制

各省所屬管轄區域表

都統府官制

將軍行署編制令

京兆尹官

廢を擬定し大總統の裁可を經たる上、民國二年二月五日より八日迄の政府公報に於て之を公布せしが、翌年五月二十三日更に敎令を以て省官制、道官制及縣官制を公布し、省に巡按使を置きて全省民政各官、巡防隊、警備隊等を管轄し且つ政府の特別委任を受けて財政、司法、行政其他特別官廳の行政事務を監督すること、又道には道尹を置きて巡按使に隷屬せしめ、一般行政長官として法律命令により道内の行政事務を執行する外、巡按使の委任を受けて財政、司法、行政其他特別官廳の行政事務をも監督し、更に縣には縣知事を置き道尹に隷屬せしめ、一縣の行政長官として法律命令に依り縣内行政事務を執行すべき規定せり、斯くて同年六月二日には大總統申令を以て各省所屬管轄區域表を公布し、熱河、綏遠、察哈爾の三特別區域に都統を置き所屬軍隊の統轄並に管下の軍民兩政を掌理せしむることゝし、同時に熱河都統の下には熱河道尹、綏遠都統の下には綏遠道尹、察哈爾都統の下には興和道尹を置き、各道尹の職權及公署の組織は道官制に照して民治を掌理し且つ蒙族事務を兼管すべきを定め、同時に各都統管轄區域及前記三道尹の管轄に屬する各縣名を公布せり、然るに其後各省都督を廢して將軍を置くに及び、四年七月十九日將軍行署編制令を公布し、中央將軍府の將軍にして、大總統より督理軍務の命令を與へられたる者が、地方に駐在して將軍行署を設け大總統の命を受けて軍務を專掌し、陸軍部の監督を受くると共に更に軍事計畫は參謀本部の監督指示を要すことせり、又巡按使にして將軍の衙を加へ軍政を督理する者は其職掌權限將軍に異ならざりき、次で其後十月五日には京兆尹官制公布せられ、中央政府所在地を京兆と稱し、京兆尹を置きて京兆地方の長官とし、同時に其管轄縣名を公布せしが、爾後縣數次第に增加し、現時支那全國を通じて二十二行省、五特別區域を合し、九十九道、一千八百七十三縣を算するに至れり、

猶ほ現時各省長官は種々の名義を用ゐらるゝも、從來之が原則は督軍及省長にして、民國五年七月六日大總統令を以て將軍を督軍と改め、巡按使を省長と改稱せしが、其後民國十一年督軍を督理と改め、其餘の官制は特に改正せられたるものなくして今に至れり。各省及特別行政區域官制系統並に管轄道縣數次の如し。

各省官制系統

特別行政區域官制系統

各省及特別行政區域管轄道縣數

各省官制系統

省…省長…道…道尹…（縣…知事…佐治機關…縣佐（佐治機關は縣内繁要の區に設く）／設治區域…設治委員（縣を新設すべき豫備區域））

特別行政區域官制系統

京兆…京兆尹…縣…知事

熱河（特別行政區域）…都統…道…道尹…（縣…知事／設治區域…設治委員）

察哈爾（特別行政區域）…都統…道…道尹…縣…知事

綏遠（特別行政區域）…都統…道…道尹…縣…知事

川邊（西康）…川邊鎮守使…道…道尹…縣…知事

各省及特別行政區域管轄道縣數表

省名	首都	管轄道數	管轄縣數	設治局
京兆	（北京）	—	二〇	
直隸	（天津）	四	一一九	
熱河	（熱河）	一	一五（其他內蒙古卓索圖、昭烏達二盟）	
察哈爾	（張家口）	一	一二（其他內蒙古錫林郭勒盟察哈爾左右翼）	
奉天	（奉天）	三	一二（八旗各牧廠及達里岡崗都各牧廠地方）	
吉林	（吉林）	四	五七	
			三九	二（葦沙河、烏珠河）

黑龍江（齊々哈爾）	四	三三				
山東（濟南）	四	一〇七				
河南（開封）	四	一〇八				
山西（太原）	三	一〇五				
綏遠（綏遠）	一	一〇（其他內蒙古烏蘭察布、伊克昭二盟）	二（大佘太、臨河）			
江蘇（南京）	五	六〇				
安徽（安慶）	三	六〇				
江西（南昌）	四	八一				
福建（福州）	四	六三				
浙江（杭州）	四	七五				
湖北（武昌）	四	六九				
湖南（長沙）	三	七五				
陝西（西安）	三	九一				
甘肅（蘭州）	七	七七				
新疆（迪化）	八	四九	二（吉木乃、耳里賁）			
四川（成都）	五	一四六				
廣東（廣州）	六	九四				
廣西（南寧）	六	九一				
雲南（雲南）	四	一〇四				
貴州（貴陽）	三	八一				
川邊（打箭爐）	一	三三				
計	九九	一、八七三	一四	八（景星鎮、布西、索倫山、依安、明水、綏稜、烏雲、綏東）		

第二節　各省官制（Government of the Provinces）

第一款　督軍（Military Governor）

清代各省督撫は共に文武二權を兼有し、兩者の權限殆んど同一なりしが、革命後其初め地方制度を改革するに當り、各省督撫を廢し、總督に代ふるに都督を以てし省內の軍事を掌理せしめ、更に巡撫に代ふるに民政長を以てせりと雖も、都督の職權廣汎にして清代の督撫に讓らず、但し都督は前清代に於けるが如く二省或は三省を兼管することなく、又自己の直轄地をも有せしめず、一省一都督とせしも、固より軍民分治の實を擧げ得べくもあらず、民論漸く盛んなるに及び民政長を以て之に對せしめ以て軍民分治の實行を期せんと圖りしも得ず、民國二年袁氏の勢力國內に普遍するに及びて漸く實現を得、三年五月省道及縣官制を公布し、清代の四級制を改めて三級制とし、各省に巡按使を置き全省の民政其他政府の特別委任事項を掌理することゝせるも、然かも各省都督は省內の全權民政長に歸せんことを怕れ之に反對せし結果、遂に都督は民政長の任を兼有し、依然として省內文武の二權を掌握せしこと清代總督に異ならざりしが、其後民國三年七月十八日將軍府及將軍行署編制令を公布し都督を改めて將軍と稱せしこと本章第一節沿革中に述べたるが如し。

而して將軍府とは大總統に直隸する軍事最高顧問機關たること中央官制中に述べたるが如くにして、之を地方官制より見る時は地方各省の將軍を總管するの府とも稱すべく、將軍府に列する將軍は陸海軍上將、中將中より

陸海軍統帥辨事處と將軍府との差異

任命し、各將軍の名稱は大總統に於て特定することゝし、大總統特任の上將軍一人を管理こせり、而して當時將軍府に列せられし將軍は建威上將軍段祺瑞、昭威將軍蔡鍔、揚威將軍張鳳翽、宣威將軍蔣尊簋、奮威將軍丁槐、綏遠將軍那彥圖、靖威將軍蔣雁行の七將軍にして、一見陸海軍統帥辨事處（註一）と同一なるが如きも、當時統帥辨事處は大總統軍政權の施行機關こして軍政の方針及軍令の發源處たりしものにして、現時の參謀本部及海軍總司令公署を合一せるが如き軍政機關たりしも、將軍府は大總統の命に依り軍政を會議し陸海軍を授閱するものにして、只だ軍政事務施行上の諸問機關たりしに過ぎず、從て直接外部に對しては何等形式上の權限を有せざりき、然れごも更に飜つて考ふるに、將軍府は地方各省の將軍を統轄し、將軍行署編制令に依り地方各省の將軍は將軍府の將軍が別に地方軍務督理たるの命を承けて各省に駐在し、管下軍隊の指揮監督を爲せしものにして、他の官署が多く公署なる名稱を附せるに拘はらず將軍の官署を特に行署こ稱せるは上述の意に外ならず。

將軍行署編制令

將軍の權限

組織

而して將軍行署編制令に據るに、（一）將軍行署は中央將軍府の將軍にして大總統より督理軍務の命令を與へられたる者地方に駐在して之を設け（註二）、其軍政事務に關しては大總統の命を受け陸軍部の監督を受くべく、更に軍事計畫及其命令に於ては大總統の命を受け參謀本部の監督を待つものにして、將軍管下の治安を維持するに當りては巡按使の請求に依り兵を派するの際其情形を酌量して之を行ふこ定め、（二）其職員こしては將軍一人上將又は中將を以て之に任じ、參謀長（少將）一人、參謀四人乃至六人、副官長一人、副官三人乃至六人、書記官二人を置き、軍務、軍需、軍法、軍醫の四分科を置きて事務を分掌せしめたり、卽ち此の規定にして實際に行はれんか、將軍は純然たる軍政の長官にして、巡按使が各省民政其他特別委任により財政、司法其他の行政事務を監督

巡按使公署附設軍務廳

するこ共に軍民分治の實を擧け得べきものなるも、支那法令の行はれざるは古來よりの通例に屬し、將軍、巡按使の關係も亦頗る混沌たるものありき、卽ち將軍は一省の長官こして省內一切の政治を總理し、巡按使は將軍の命を承けて政務を行ひ、且つ巡按使にして將軍を兼ね或は將軍にして巡按使を兼ぬるものありて、軍民分治の精神全く行はれざりき、蓋し民國三年七月九日公布の巡按使公署附設軍務廳規則は將軍を兼ねし巡按使の爲め特に之を設け、以て將軍行署こ其組織を類似せしめたるものこす。

猶ほ民國五年七月六日大總統令を以て督理軍務の名を有する將軍を改めて督軍こ爲したるも、其職權に關する規定は何等變更せず、巡按使又省長こ改稱せしも何等從前こ異ならざりき。

斯くて各省將軍は一省の軍政は勿論、民政財政の全權をも掌握し、民政長の上に在りて從來の總督こ同一の權限及勢力を有するに至れり、蓋し當時袁大總統が專ら兵力を以て支那本部其他の地方を制御し、一時の治安を維持せんが爲め上述の方策に出でしものにして、當時彼が軍事に信托する所如何に大なりしかを知るに足らん、而して各省中將軍を置かざる數省に在りては巡按使に將軍の銜を授け其事務を兼理せしめたりき、爾來將軍の名稱は袁總統の在世中之を存續せしも、各省長官の名稱頗る紛岐に涉りしが故に、黎元洪氏の大總統就任こ共に民國五年七月六日申令を以て各省軍民長官の名稱を劃一にし、各省軍務督理を督軍こ改め（民政長官は省長こ改稱す）、將軍府及將軍行署は自然消滅の形こなり、只だ將軍府か其名義を止むるのみ。但し最近督軍の名は之を督理こ改め、督軍公署は之を督理某省軍務善後事宜公署こ稱するに至れり。

上述の如く支那各省軍民兩事の實權は其名の將軍、或は督軍たるに論なく、政治の全權悉く同一人に歸するもの

にして、此等は支那の國情より見て寧ろ當然の結果なりとす、然れども督軍が軍隊の長官たると共に更に行政の長官たる省長を兼ね或はこれを指揮せるは、支那の政治を破壞せる第一の原因にして、若し此等將軍或は督軍等軍政の長官にして全く民治に關係せざるに至らんか、支那現時の擾亂は大部分之を除き得べく、廢督論及聯省自治の運動の起りし所以にして、各省督軍中又世論に迎合せんとする者あり、南方にては雲南、廣東、中部にては湖南の如き省長を以て督軍に代へ、軍務は別に總司令（Commander-in-Chief）を設けたりしも、政治の根本改革行はれざる限り固より其意を達し得べくもあらず、更に又中部以北に在りては督軍の名を改めて督理軍務善後事宜（Director General of Military Affairs）と稱し、福建、廣東、廣西、四川等又皆之れに倣ひしも只名稱を異にせるに過ぎず。

政治破壞の第一因

大督軍制度（巡閱使）

猶ほ一省の全權を有し其勢力更に附近數省に及ぶ者を生ぜり、所謂大督軍制度とも稱すべきものにして巡閱使（Inspecting Commissioner）と稱する者之に屬す、直魯豫巡閱使、東三省巡閱使、長江巡閱使等と稱せしもの之れにして、各省督軍の上に在りて數省を統べしものなりとし、自己勢力内の各省に部下の督軍を配置し、中央に對し動かすべからざる大勢力を造れり、蓋し袁氏の帝制失敗し、黎元洪、馮國璋の時代に至りて中央の勢威全く地に墜ち各省督軍は殆んど獨立の形となると共に、更に中央の政治に干渉して宛然諸侯を氣取り、軍閥封建制の出現せし以來の產物にして、民國九年安直戰後に於て特に其氣風を助成せり、卽ち復辟の亂後中央の威勢益々損ぜらるゝに及びては各省督軍中省長の兼理を要求し省内文武の兩權を掌握せしか、民國九年後は安直戰爭を機として大督軍を發生せるものにて、清代總督と其形式を同じくし、二省以上を總管せるものなりとす、例へば直隸省督軍が山東、河南を勢力範圍として直魯豫巡閱使（Inspecting Commissioner of Chihli, Shantung and Honan）と稱し、奉天督軍が東三省巡閱使を稱し、湖北督軍が兩湖巡閱使（Inspecting Commissioner of Hupeh and Hunan）と稱し、或は又江蘇督軍が蘇皖贛巡閱使（Inspecting Commissioner of Kiangsu, Anhui and Kiangsi）を稱せるが如き其一例なりとす此他馮玉祥氏が陸軍檢閱使兼西北邊防督辦（Inspector General of the Army）と稱し、王汝勤氏が長江上游總司令（Commander-in-Chief of Defence Force upper Yangtse）に任じ、袁祖銘氏が川黔邊防督辦 High Commissioner of Frontier Defence of Szuchuan and Kweichow）に、林俊廷氏が欽廉邊防督辦に、孫傳芳氏が閩粵邊防督辦に、或は又沈鴻英氏が粵桂邊防督辦に、劉存厚氏が川陝邊防督辦を稱せしことありしは皆督軍或は巡閱使類似のものに外ならず、而して民國九年安直戰爭を機として支那は奉直二大軍閥の對抗となり、其後國民軍及奉天軍の對抗時代を現出し、更に奉天、國民二大勢力の外、孫傳芳氏の五省聯合を組織するあり、支那の天下は正に三分の形勢に在りしが、現時孫氏の勢力衰退と共に天下は奉國二大勢力に分れ、馮玉祥又此の間に介在すると共に、國民軍は左右兩傾の爭鬪將に激烈を極めんとしつゝありて各軍閥の離合常なし。

陸海軍統帥辦事處

各省將軍名

註一、陸海軍統帥辦事處　民國三年五月八日教令第六十一號を以て之が官制を公布せらる、現時の參謀本部及海軍總司令公署を合一せる如き軍政機關にして、陸海軍大元帥たる大總統の軍政權施行機關として軍政の方針及軍令の發源處たりしものなりとし、之が組織としては參謀總長、陸軍總長、海軍總長及大元帥の命の高級軍官、總務廳長を置き、更に參議八名ありて一切の計畫に協贊し、總務廳は第一、第二、第三所の分課を設けて各所に主任及助理員ありて軍務を分掌し、軍令の承發は大總統に於て陸海軍大元帥として命令し以て全國陸海軍を總轄する處とし、其會議事項にして外交、內務、財政、交通各部との關係ある時は該部總長の列席を命するの規定なりしも、袁總統の歿後、黎副總統の總統就任と共に舊約法を復活するに及び本辦事處は自から廢止せらるゝに至りしものとす。

註二、袁總統逝去前に於ける各省將軍名

省名	將軍名稱	人名
奉天	鎭安上將軍	張作霖
吉林	鎭安左將軍	孟恩遠
黑龍江	鎭安右將軍	朱慶瀾
山東	泰武將軍	靳雲鶚
河南	德武將軍	趙倜
山西	同武將軍	閻錫山
江蘇	宣武將軍	馮國璋
安徽	安武將軍	倪嗣冲
湖南	靖武將軍	湯薌銘
湖北	彰武上將軍	王占元
陝西	威威將軍	陸建章
四川	成武將軍	胡景伊
廣東	振武將軍	龍濟光
廣西	甯武將軍	陸榮廷
雲南	開武將軍	唐繼堯

猶ほ支那陸海軍の級制は將官に少將、中將、上將ありて、上將軍其上に位するものなるか故に、上將軍は我邦の元帥に相當すと見るべきなり。

第二款　省長（Civil Governor）

革命後軍民分治の實を擧げんとせしも各省督軍の反對に遭ひ失敗に歸せしこと曩に述べたるが如し、而して民國二年地方官制の議せらるゝや當時各省民政長官の民選論唱導せられ、更に憲法議定に際しては常に省制問題紛起せしも、最近支那上下の輿論漸く高潮するに至るや政府は極力任命說を把持し民選論を排斥せり、蓋し民選論採用せられんか、地方統禦の困難なる支那の如き國に在りては各省全く聯邦の形式となり、中央の孤立を誘致すべきがためなりとす、次で民國三年五月省道縣官制の公布を見、各省に巡按使公署を設けて巡按使を置き一省行政の長官に任じ、前清代總督巡撫併設地に於ける巡撫の職權を有せしむることゝせしが、民國五年六月袁總統の歿後巡按使の名稱を廢し省長を以て之れに代へたること督軍の項に述べたり、但し民國三年五月二十三日（令敎二號）公布の省官制は同五年六月巡按使の名を更めたるのみにして其他の點に就きては依然存續して變化なし、

省長公署の組織

巡按使公署卽ち省長公署の組織は署內に政務廳を設け廳長一人あり、其事務は之を總務、內務、敎育、實業の四科を置き各科長ありて其事務を担當す、猶ほ財政、軍務の二廳あるも、此等は公署內の特別範圍を爲すものにして、軍務廳は督軍の設置なき省に於て省長（巡按使）が督軍を兼署する場合、卽ち督理軍務の名を有せし省のみに設け、軍法、軍需、軍務の三科を置けり、又財政廳は其後に至り設置せられたる敎育、實業二廳と共に夫々中央各部に直隸するものとす、但し事々省政府の命に屈從し、敢て中央各部直隸の官廳たる實を有せざること勿論なりとす。

省長の權限

省長の權限は民政及地方防務權限の外、軍務督理の者は一般兵馬の權を有し、更に特別委任により財政並に司法權限を有す、卽ち次の如し。

民政權限

一、民政權限

省長は一省の行政長官として其管下に在る地方官吏の監督權を有し、法令違反又は公益を害し或は越權行爲に對しては之を停止又は取消さしむるを得べく、更に管下各縣知事の監督權ありて其任免を大總統に請ひ之を行ふものにして、各縣知事は直接中央內務部に屬するものにあらず、省長を經て中央政府に從ふものとす、此他地方官吏の懲戒、奬勵も亦大總

統に請ひて之を行ひ、更に法律命令施行の爲め或は委任に依り省章程を公布するの權を有す。

地方防務權限

二、地方防務權限

巡防隊及警備隊は正式軍隊に非す、地方防務の行政警察にして省長之を管轄するものとし、民國五年八月十九日大總統整頓陸防軍隊令を公布して陸軍及警備巡防各隊の管轄を分別し、陸軍を以て督軍の管轄とし、警備巡防隊を省長の管轄に歸せしめたるものとす。

兵馬の權

三、兵馬の權

元來省長は一般兵馬の權を有せざるを通則とするも、特に大總統より督軍兼署を授けられたる者は督軍同樣兵馬の權を有すること既に述べたる如くにして、之が爲め特に軍務廳を設く、蓋し省長は兵馬の權を行使するに慣れざる者あるが故に特設官廳を必要とするものとす。

特別委任に依る權限

四、特別委任に依る權限

政府の特別委任を受け財政及司法事務の監督を爲すこと次の如し。

財政權限

(イ)財政權限　前清代度支部直轄の布政使ありて省內財政の實權を掌握せしが如く、財政部直轄の財政廳を置きて省內の財政を掌理せしむ、然れども地方に於て財政廳を獨立の官廳たらしむるは弊害頗る多く前清代の例に依り明かなるか故に特に大總統より省長に對し省內財政監督の權を委任せるものなりとす、斯くて各省の財政は依然として舊態を改めず、中央政府は地方財政に就き殆んど關知する所なく、唯だ各省の租稅を徵收し規定稅銀の送款を命するに止まる、即ち各省は如何なる徵稅法に依るや、又如何なる財源に依り送銀するやは中央政府の全然關知せざる所にして、地方財政獨立の舊態は依然嚴存するものとす。

司法權限

(ロ)司法權限　司法事務に關しては、特に大總統よりの委任を受けたる場合に於て省內司法事務の監督權を有するものにして、司法經費の稽核及司法官吏考核の權を有す、蓋し民國成立後司法、財政の獨立を企圖し行政官吏の之に關預するを除かんとするの策を採用せんとせしも、若し省長以下各地方長官に財政、司法の兩權を與へざらんか、殆んど爲すべきの事務なきか故に特別委任の法に出でたるものとす、蓋し警察、教育、實業、交通、土木等の所謂內務行政は今日の支那に在りては之れを完行すること誠に困難にして、且は此等內務行政の完行は勢ひ一省の經費を膨脹せしむること少なからず、結局地方長官をして萬般の事に關係せしめ、諸事消極主義に出づるの已むなきに至らしめしものと思意せらる。

以上の外省長は財政、司法以外、更に外交部特派員及內務部特派に屬する何々事宜督辦等と稱する派遣員を監督するの權限をも委任せらる、但し單に監督の地位に立ち中央部に對し特派員の成績を考査報告するに止まり、固より任免の權を有せざるものとす。

第三款　道尹（Taoyin）

清代道台との差異

地方行政第二級に位し、前清代分守、分巡道を置き、其下に府、直隸州、直隸廳ありて縣之に屬するの制度たりしも、民國に至りてより中間階級を廢して行政事務の簡を圖り、一省を若干の道に分ちて道尹公署を置き、道尹一人を長官として省長に隷屬して道內の行政事務を掌らしむるものとす、即ち之を一般より考ふる時は前清代の道台及民國成立當時の觀察使に類似せるが如きも、前清代の道台は分守、分巡二道を除きては常設地方行政官たらざりしこと既に述べたるが如くにして、鹽務、茶務、糧務等に關する特別道台たりき、然るに道尹は各道必らず一人を常設し純然たる第二級行政の長官にして兩者の異なる點なりとす、近年廣東、湖南等にありては道を廢し、省下に直ちに縣を管轄するの制を設け、又民國十二年公布の憲法に在りても省縣二級制を規定せるも、未だ之が實施を見るに至らざるものとす、但し將來必らずや廢止せらるべき運命を有す、而して道官制は民國三年五月二十四日教令第七十二號を以て省官制と共に公布せられ、其職權凡そ次の如し。

道尹

道尹の職權

法律命令に依る權限

一、法律命令に依る權限

道の行政長官として道尹本來の職務に屬す、卽ち一道の行政事務を執行し、所屬各縣知事及道尹公署官吏の任免並に道令發布の權限を有すること次の如し。

イ、道尹は道の單行章程を發布するを得。

ロ、道尹は所轄縣知事の命令或は處分が法令に違反し、又は公益を防害し、或は權限を越へたるものと認むる時は、之を停止或は取消さしむることを得。

ハ、道尹は縣知事の懲戒或は奬勵すべき者を省長に報告し之を行はしむ。

ニ、道尹は縣知事の欠員を生ぜし時は其代理者を委任し得べく、又該省知事候補者中より數人を推擧の上省長をして選任せしむ。

委任に依る權限

二、委任に依る權限

道尹は省長の委任を受け、道内司法、財政其他特別官署の行政事務を監督する外、省長の命を受けて道駐紮隊、警備隊の節制調遣を掌り、清代道台の如く軍隊の命令權を有せざるも、非常事變に際し兵を要する場合、又は防備の爲め兵備を要すべき時は、省長の命を受け道内駐在の陸軍又は軍艦に派兵を要求し得ること次の如し。

イ、道尹は省長の命を受け道内駐在の巡防、警備各隊を指揮命令するを得。

ロ、非常急變の際又は防衛の爲め兵力を必要とする時は、道尹は省長に報告し、省長より最寄の陸軍或は軍艦の長官に派兵を請ひ處理せしむ、但し特別の際には省長に報告せずして之を處置す。

ハ、道尹は非常急變又は特別重要事件有る時は、省長に報告する外直接大總統に報告するを得。

縣知事

縣知事の權限

租稅の徵收

第四款　縣知事（District Magistrate）

縣官制は民國三年五月二十三日教令第七十二號（九月六日教令第百二十六號を以て第二條修正）を以て道官制と同時に公布せられたるものにして、最下級の行政區劃なりとし、前清代の知縣衙門を改めて縣知事公署と稱し、知事一人を長官として法律命令に依り縣内の行政事務を執行す、其主なる權限次の如し。

一、租稅の徵收

租稅の徵收は清代知縣衙門の職權中最も重要なる職務を爲せしが、民國以後に於ても亦同じく父母官として租稅徵收に從事す、但し前清代に在りては其上官たる知府之を監督したりしも、現時各省財政廳之が監督を爲すの制なりとす。

警察及監獄

二、警察及監獄

清代知縣は管内警察事務を管掌し、監獄の管理及刑の執行等の權限を有するに止まり、其處分が法令に違反し、又は公益を妨害し、等の權限を有せざるものとす。

警備隊の調用及派兵の要求

三、警備隊の調用及派兵の要求

縣知事は行政上の必要に依り本縣駐屯警備隊の調用を爲し得るの外、非常事變に際しては道尹より省長を經て最寄駐屯の陸軍或は軍艦長官に對し派兵を要求し得ることを省長及道尹に於けると異ならず。

司法

四、司　法

清代縣衙門は第一審所として確實に司法權を有せしも、現制度に於ては之を認めず、司法は一切地方初級審判廳を以て第一審に充て知事は司法權なきものとせり、然れども知事にして司法に干與せざる時は何等爲すなきの冗官たるべく、且は司法制度創設の際各縣中初級審判廳の設立なき地方少なからざりしが故に、此等地方に在りては縣知事委任を受けて縣司法事務を處理することとし、租稅の徵收と共に普通行政よりは寧ろ重要の職務たるの觀を有するに至りしが、民國六年五月一日更に大總統令を以て縣司法公署組織令を公布し、未だ法院の設立なき各縣に於ては縣行政公署内に司法公署を附設し、審判官及知事を以て之を組織し初審民刑事件を審判せしむることとせり、但し縣知事は一切審判事務に干與せず、審判官之が全責任を負ひ、檢舉、逮捕、勘驗、押送、刑事執行等の事項のみ知事之を掌理する規定なりとす、猶は縣司法公署の設置は特別の事情ある場合之を延期し得るものにして、此の場合司法事務は凡て縣知事に於て兼理するものとす。

（本書第二編第一章支那司法制度第二節審判廳の組織及權限參照）

設治委員

第五款　設治委員

將來縣を設くべき豫備區域を設治區域と稱し、之が長官を設治委員と稱すること曩既に述べたるが如くにして

其權限は縣知事に於けるそと異ならず。

縣佐

縣佐の權限

民政事務

警察事務

司法事務

各省駐在中央各部直屬官廳

第六款　縣佐

民國三年八月八日教令第一一三號を以て之が官制を公布せらる、縣佐は縣内の要地に設けらるゝこと爰に述べたる如くにして、縣知事と同一城内に置くを得ざるものとす、而して縣佐を設置せんとするには省長より之が設置の必要なる所以を内務部に陳狀し大總統に呈請して之を選定するものなりとし、文牘及庶務を辦理せしむる爲め書記員其他雇員を酌用するを得るものとす、其權限次の如し。

一、民政事務

知事の命を受けて巡邏彈壓を司り、其他勘災、捕蝗、催科、堤防　水利並に知事の委任事務を掌理す。

二、警察事務

知事の命を受け縣佐駐在地附近の警察事務を指揮監督す。

三、司法事務

縣佐は駐在地方に於て民刑訴訟事務は之を受理し得ざるも、違警事件に對しては縣佐之を處斷したる後、該縣知事に詳報するものとす。

第七款　各省駐在中央各部直屬官廳

中央各部は地方各省に直屬官廳を特設し、之が長官は當該各部より特派するものあり、外交部直屬交涉署、財政部の財政廳、教育部の教育廳、農商部の實業廳の如き然りとす、此等特設官廳に就き概說せば次の如し。

各省財政廳

第一項　各省財政廳（Department of Finance）

民國三年九月十二日財政廳官制及財政廳辦事權限條例を公布して各省に財政廳を置き、更に京兆、熱河、察哈爾、綏遠及川邊の五特別行政區域には財政分廳を設け、共に財政部の直轄とし、縣知事公署の徵稅を監督せしむることゝせり、但し財政廳を獨立の官廳と爲すは、之に伴ふ弊害少なからざるべきが故に、省長をして大總統の委任に依り省内財政の監督を爲さしむることゝし、結局清代各省布政使を置きしと異ならざるに至り、各省財政の獨立は依然之を改むるに由なき現狀なりとす。

組織

各省財政廳の組織としては廳長（Chief of Dep't of Finance）一人を長官とし、大總統の簡任にして、全省財政の管理、所屬職員監督の責に任じ、總務、徵榷、制用の三科ありて各科長を置き、其下に一、二、三等科員及事務員若干名ありて事務を助理す。

各省財政廳の兼理礦務

猶ほ各省財政廳は民國四年三月二十一日公布の各省財政廳兼理礦務職守規則に依り農商部の委囑を承け、各該省一切の礦務を兼理するものにして、礦内に礦務科を添設し事務員及技術員若干名を置く、而して事務員は財政廳の職員を以て兼任せしめ、礦業の奬勵、監督、礦業權の特許、撤銷、礦稅及公費の徵收、礦業の訴願並に訴訟其他礦務に關する行政を掌り、技術員は農商部より還充し、礦區の査勘、礦警の調遣、礦業調査等礦業技術に關する一切の事項を執るものとす。

雜稅整理分處

此他財政廳には從前雜稅整理分處を附設せり、民國三年十月二十七日公布せられたる雜稅整理處章程に基くものにして中央財政部内に雜稅整理處を附設し、菸稅、酒稅、契稅及牲畜稅の四稅を督催辦理する處とし、總辦一名財政總長の命を承けて全處の事務を管理し、各省には分處を置きて財政廳内に附設し幫辦一人其事務を管理せしが、民國四年該章程は廢止されたり。

各省教育廳

第二項　各省教育廳（Department of Education）

民國六年九月六日大總統教令を以て公布せられたる各省教育廳暫行條例に基くものにして、中央教育部に直隷し廳長一人を長官とす、全省の教育行政事務を執行し所屬職員及地方教育を辦理する各縣知事を監督するものとす、

組織　教育廳の組織は事務の繁簡に從ひ三科を逾へざる範圍内に於て分科を分設し各科長を置き、更に毎科三名以内の科員を置きて各科の事務を助理せしめ得べく、且つ廳長は省視學四名乃至六名を委任の上全省の教育を視察せしめ得るものとす、但し廳長が科長及省視學を任ずるには省長並に教育總長に呈報し其査核を要するものとす。

猶ほ教育廳長は初等及中學校長並に地方勸學所長の任命權を有し、實業學校及省立專門學校長に就きては其推薦權を有するも、地方教育行政の實權は事實上省長の掌理にありとす。

各省實業廳　第三項　各省實業廳（Department of Industry）

各省教育廳暫行條例と共に民國六年九月六日公布せられ、農商部に直隷して全省實業行政事務を執行し、事務の繁簡に從ひ四科を逾へざる範圍内に於て分科を設け、各科に科長を置き、毎科四名以内の科員を委任するの外廳長は省長並に農商部總長の査核を經て技術員四名乃至六名を委任し、技術事務を分掌せしめ得るものとす。

各省交涉署　第四項　各省交涉署（Bureau of Foreign Affairs）

各省交涉員は外交部の特派に係り、外交總長の命を受けて駐在各省の外交行政事務を辦理する爲め各省々城或は通商巨埠に設け、更に主要商埠地には交涉分署（Branch Offices of The Bureau of Foreign Affairs）を分設す、蓋し各省辦理交涉機關は從來畫一せる制度なく、前清末年重要各省に交涉使を設置し、民國に至りては各省共使

沿革

宜の處置に出で、外交司、外交局或は交涉局又は交涉總局と稱する等名稱一定せざりしも、民國二年一月八日現行中央直轄特別行政官廳組織令を公布し、各省現設の外交、外務、交涉等の司使は均しく外交部特派交涉員と改め、各省行政長官を以て交涉長たらしめんとせしが、未だ國務會議の決定を經るに至らず、民國二年五月二十一日交涉員職務通則十九條を公布せり、卽ち現行通則にして、特派交涉員（High Commissioner for Foreign Affairs）（簡任官）の機關は外交部某省交涉署、各埠交涉員（薦任）の機關は外交部某省某埠交涉分署と稱し、夫々交涉員を以て署長に任ずるものにして、特派交涉員及各埠交涉員共に該省行政長官の監督を受く、但し各省交涉分署交涉員（Commissioner）は現時廈門を除き、他は悉く其地駐在の稅關監督又は道尹の兼理に屬し、各省交涉署に在りても亦稅關監督或は道尹の兼理する所あり、武昌、長沙、長安、蒼梧（梧州）等然りとす。交涉署の組織及所在地次の如し。

交涉員職務通則

交涉署の組織　交涉署の組織　署長（交涉員）の外、科長（委任官にして毎署四人以内、毎分署七人以内とす）あり、署内を四科に分ち（交涉分署は三科）、第一科は總務事項を、第二科は交際事項を、第三科は外政事項を、第四科は通商事項を分掌す、而して各職員の資格は、第八章程第六、七條所列の各資格を有するか又は曾て外省交涉官任用暫行任文官たるの資格を有する者たるを要する規定なりとす。

各省交涉署所在地　各省交涉署及交涉分署所在地

各省交涉署

天津（直隷省）	二年三月設置	承德（熱河）	
瀋陽（奉天）	二年四月設置	吉林（吉林）	二年四月設置
歷城（山東）	二年四月設置	開封（河南）	二年六月設置
		張北（察哈爾）	二年四月設置
		龍江（黑龍江）	二年四月設置
		上海（江蘇）	二年四月設置

各省交渉分署所在地

蕪湖(安徽)	二年四月設置	閩侯(福建)	二年四月設置	杭縣(浙江)	二年四月設置
武昌(湖北)	二年一月設置	長沙(湖南)	二年五月設置	長安(陝西)	二年五月設置(現時無し)
迪化(新疆)	二年四月設置	成都(四川)	二年四月設置	番禺(廣東)	二年四月設置
蒼梧(廣西)	二年四月設置	昆明(雲南)	二年四月設置		

備考　武昌、長沙、長安、蒼梧は稅關監督又は道尹の兼任に屬す。

各省交渉分署

營口(奉天省)	安東(奉天省)	遼源(奉天省)	
長春(吉林省)	哈爾賓(吉林省)	延吉(吉林省)	
依蘭(吉林省)	瑷琿(黑龍江省)	呼倫貝爾(黑龍江省)	
煙台(山東)	江寧(江蘇)	蘇州(江蘇)	
鎭江(江蘇)	九江(江西)	厦門(福建)	
寧波(浙江)	温州(浙江)	宜昌兼沙市(湖北)	
阿山(新疆阿爾泰駐在)	喀什噶爾(新疆)		
重慶(四川)	汕頭(廣東)	瓊州兼北海(廣東)	

備考　厦門を除きては凡て稅關監督又は道尹の兼任に屬す。

東三省外交獨立計畫

東三省外交獨立計畫　猶ほ東三省に在りては民國十三年八月東三省總司令張作霖氏は東三省に外交部設立を決定せり、蓋し從來東三省の外交機關は各省交渉署あり、北京外交部特派員之が署長となりて北京外交部の直屬機關たりしも、其實際に至りては張氏の東三省巡閱使就任以來殆んど外交部より獨立し、奉天交渉署が東三省外交部たるの感を呈し來り、殊に東三省聯省自治實施後は不完全ながら東三省の獨立を見たりしが故に、交渉署も亦全然北京外交部と獨立するの實を見るに至りしものにして、當時東三省外交部設立理由として公示せられたる條項は(一)中央外交政策は常に東三省の利害と牴觸する事、(二)東三省々民は中央政府か同意を求めずして東三省の鐵道、鑛山其他森林等を担保として利益交換の具に供するを憂慮する事、(三)東三省は既に自治區域たるか故に其內政上より云ふも中央との關係より離脫して獨立すべきものにして、就中外交部は對外機關なるか故に事務執行は一日も遲延せしむるを得ず、從つて一に中央外交部の意志のみを奉ずること難し、(四)東三省は日露兩國と接壤するか故に交渉事件頻發し、今や從來の如く一々中央外交部の節制を受くる時は交渉遲延の虞ありと謂ふにありしか如し。

鎭守使署

第八款　鎭守使署　(Commander)

民國二年十二月二十一日之が條例を公布せらる、蓋し當時地方の治安未だ定まらざりしが爲め、一省を數區に分ち各區に鎭守使を置きて軍政長官とし、管內の軍務を處理して地方の警備に任せしめしものにして、中央に直隸し督軍よりは區處を受くるのみなるも、其實一省の軍隊は督軍の統轄する所なるが故に、鎭守使は督軍の命を受くべきものとす。

鎭守使署の組織

而して鎭守使署條例に據るに、鎭守使は將官を以て之に充て大總統の簡任なるも、特に設置されたるもの及地方旅長の兼任に屬するものあり、參謀官一人乃至三人ありて上校、中校(或は少校)、上尉各一人最高級者を以て之に任じ、其內參謀長は參謀本部よりの薦任にして鎭守使を補助し全署人員の監督並に一切の事宜に參與し、更に副官一人乃至三人あり、中校、少校、上(中)尉各一人同じく最高級者を選任し、此他軍需官(三等軍需正)、軍醫官(三等軍醫正)各一人の外、法官一人、書記二人を置き、軍法事宜の一切は法官に於て、鎭守使及參謀長の命を受け之が指導辦理の責に任ずるものとす。猶ほ鎭守使の職權は地方の狀況に依り軍政の外、民政外交其他の行政をも兼管することありて、此の場合別に必要なる屬官を添設すべく、且つ鎭守使署は其初め臨時的の性質を有せしこと前述の如くにして、將來地方の秩序安定せば之が組織を變更し又は廢止せらるべきものなるも、支那現時の國情を以てしては到底實現し得べからざるが如し。各地鎭守使署所在地凡そ次の如し。

鎭守使の職權

支那各地鎮守使署

省名	名稱	駐在地	鎮守使署所在地
直隸	天津鎮守使署	天津	濟南
	薊遵鎮守使署	開平	滋陽
	冀南鎮守使署	大名	曹縣
	口北鎮守使署	宣化	煙台鎮守使署
熱河	朝陽鎮守使署	朝陽	豫東鎮守使署
	赤林鎮守使署	林西	豫南鎮守使署
	察東鎮守使署	多倫	豫西鎮守使署
	察西鎮守使署	豐鎮	豫北鎮守使署
奉天	洮遼鎮守使署	遼源（鄭家屯）	商邱
	東邊鎮守使署	鳳凰城	南陽
吉林	吉長鎮守使署	長春	陝州
	延吉鎮守使署	吉林	沁陽
	依蘭鎮守使署	阿勒楚喀	福山縣煙台
	扶農鎮守使署	綏寧	
	濱江鎮守使署	哈爾賓	
黑龍江	黑河鎮守使署	黑河	臨汾
	安泰鎮守使署	泰來	大同
	呼倫貝爾鎮守使署	海拉爾	
	綏定鎮守使署	綏化	

省名	名稱	駐在地	鎮守使署所在地
山東	濟南鎮守使署	濟南	濟南
	兗州鎮守使署	滋陽	滋陽
	曹州鎮守使署	曹縣	曹縣
	煙台鎮守使署	福山縣煙台	福山縣煙台
河南	豫東鎮守使署	商邱	商邱
	豫南鎮守使署	南陽	南陽
	豫西鎮守使署	陝州	陝州
	豫北鎮守使署	沁陽	沁陽
山西	晉南鎮守使署	臨汾	臨汾
	晉北鎮守使署	大同	大同
江蘇	江寧鎮守使署	江寧	江寧
	蘇常鎮守使署	吳縣	吳縣
	通海鎮守使署	南通	南通
	淮揚鎮守使署	清江	清江
	徐海鎮守使署	銅山	銅山
	海州鎮守使署	東海	東海
安徽	皖南鎮守使署	蕪湖	蕪湖
	皖北鎮守使署	鳳陽	鳳陽
江西	贛東鎮守使署	建昌	建昌
	贛南鎮守使署	贛縣	贛縣

西	贛西鎮守使署	
	贛北鎮守使署	萍鄉
		九江
福建	閩北鎮守使署	建寧
	福寧鎮守使署	福州
	廈門鎮守使署	厦門
	汀杭鎮守使署	汀州
浙江	嘉湖鎮守使署	嘉興
	寧台鎮守使署	寧波
湖北	漢黃鎮守使署	武昌
	荊宜鎮守使署	宜昌
	蒲通鎮守使署	蒲圻
	襄鄖鎮守使署	襄陽
湖南	長寶鎮守使署	寶慶
	湘南鎮守使署	衡陽
	零陵鎮守使署	零陵
	岳陽鎮守使署	岳陽
	常澧鎮守使署	澧縣
	湘西鎮守使署	鳳凰
陝西	陝南鎮守使署	南鄭
	陝北鎮守使署	榆林

甘	寧夏鎮守使署	寧夏
	甘州鎮守使署	甘州(張掖)
	涼州鎮守使署	涼州(武威)
	隴東鎮守使署	平涼
	隴南鎮守使署	天水
	河州鎮守使署	寧定
	甘邊寧海鎮守使署	西寧
蒙		綏定
新疆	伊犁鎮守使署	
四川	瀘永鎮守使署	瀘州
	嘉敘鎮守使署	嘉定
	建昌鎮守使署	建昌
	忠萬鎮守使署	萬縣
	合川鎮守使署	合川
	綏定鎮守使署	綏定
	西秀鎮守使署	秀山
	夔開鎮守使署	夔州
	順遂鎮守使署	順慶
廣	肇羅陽鎮守使署	高陽
	南韶鎮守使署	曲江
	潮梅鎮守使署	汕頭

東	高雷鎭守使署	海康
廣	南寧鎭守使署	南寧
	桂平鎭守使署	桂平
	柳慶鎭守使署	柳州
	潯梧鎭守使署	梧州
	桂林鎭守使署	桂林
	龍州鎭守使署	龍州
西	百色鎭守使署	百色

護軍使署

第九欵　護軍使署（Defence Commissioner）

民國二年十二月二十一日鎭守使署條例と共に之が條例を公布せり、蓋し當時民國創業の際に當り各省中都督（後の督軍）を設けざるもの、又は一省を分ちて督軍及護軍使の管區を設くるものありて、其督軍を設けざる地方は護軍使を以て之に代らしめしものとす、而して同條例に據るに、護軍使は鎭守使と同じく將官を以て之に任じ、大總統の簡任なるも、都督卽ち督軍の設置なき省の護軍使は全省軍隊の節制權を有し、其職權は都督府組織令に照して辦理するものとし、若し督軍の設けある時は護軍使は自己管區內の軍隊を節制し得るものとす、但し此の場合護軍使は隨時督軍と商議し且つ中央に報告處理するを要すべく、更に其管轄區域は中央より規定するか或は又護軍使、都督と商議の上擬定し、中央陸軍部の許可を經べきものとせらる。

組織

護軍使署の組織は都督府組織令に從ふものなるも、督軍の設けある省に於ては其屬官の人員は督軍署の三分の二を最大限とし、都督なき省に於ては都督府人數と同數と定む、又護軍使署の辦事細則は各護軍使自ら之を規定するも、陸軍部及參謀本部の許可を經るを要するものとす。

護軍使設置の目的

猶ほ護軍使署は鎭守使署と同じく其初め臨時的に設けられ、軍政整理の緒に就きたる時は之が組織を變更し或は廢止せらるべきものにして、當時之が設置の地方少なからざりしも、其後漸次廢止せられ、現時特殊の必要に基き設置せられたる潮梅（汕頭）、廣惠（番禺）、瓊崖（瓊州）、欽廉（合浦）、各護軍使（廣東省）、興泉永護軍使（福建）、甘邊寧夏護軍使を除きては、赤開護軍使（熱河）、重慶護軍使あるのみにして、上海の淞滬護軍使は最近之を廢止せり、蓋し上海は革命時に當り財力其他の勢力大に優るものありしに依り、一都督を生じて南京の江蘇都督と相對峙し一時一省を二分せしも、一省二都督を置くは省行政上の不便少なからざるが故に、上海都督を廢し之を江蘇都督の管下に置かずして護軍使をして管理せしめ、一面江蘇都督の勢力を牽掣すると共に、一面又浙江都督が上海を併合して其勢力の增大を圖らんことを防ぎしものにて、松江、上海二縣を管轄して淞滬護軍使と稱し、其權限督軍と相同じく且つ慣習上民政をも兼管し、財政、警察其他一般行政に關係せしものとす、又重慶護軍使は其後內亂相止まず今や其實なく名あるに過ぎざるものとす。

松滬護軍使

中華民國憲法に據る地方行政制度
省自治と聯邦
省自治法及政治機關
省自治法會議

第三節　中華民國憲法に據る地方行政制度

民國十二年（十月十日）公布の中華民國憲法に在りては、其根本原則を定めて三權分立及地方自治並に民主の三大主義を採用し、各機關權力濫用の弊を防止せんことを期せしが、此の內地方行政機關の組織としては、特に規定を設くるものを除きては、支那全土を省縣二級の行政區劃に分ち（註一）、地方政治は地方自治主義に基き之に委するを原則と爲せり、但し固より聯邦主義を採用せるに非ず、國家は地方自治機關に對し憲法の許容する範圍內に於て統治及立法權の一部を委任せるに過ぎず、故に地方政治の基礎たるべき根本法は之を省自治法と唱へ、敢て省憲法と稱せず、又省自治行政機關は國家の行政を執行するものにして、法令違反者に對する懲戒は國家か其法律の規定に基き行ひ得るものとす、而して憲法の規定に據るに國家卽ち中央政府及省に於て夫々立法執行すべき事項を定めて、兩者間に截然たる限界を存在せしめ互に相犯すを許さざると共に、更に立法權は原則として國家に屬すらも、之が執行のみは國家或は地方をして執行せしめ得べき事項を規定し、且つ農工礦業及林業、航政及沿海漁業警察制度、公共衛生、救恤及浮浪者の管理、其他文化に關する古書古物古蹟の保存に關する事項は、國家に於て未だ立法せざる場合に限り、省に於て其立法權を行使すと定めらる。

而して地方政治の基礎法たるべき省自治法は憲法及國家の法律に牴觸せざる範圍內に於て、省自治法會議（省議會、縣議會、全省各法定職業團體より組織す）之を制定するものにして、省政治機關に就きては、立法機關として省議會あり、更に行政機關として省務院を設くるものとす。

省議會
省務院
縣議會

省務院は直接選舉に依り省民より選出せらるゝ省務員五人乃至九人を以て組織せられ、任期四年とし院長は省務員の互選に依るものとす。

又縣の立法機關は縣議會にして、之が行政機關としては縣長あり、縣民の直接選舉に依り選出せらるゝものにして、縣の自治行政を行ふに當りては縣參事會の贊襄を必要とするものとせらる。

中央政府と各省との關係
中央政府に對する各省の服從義務

今更に中央政府對各省及各省相互間並に省縣間の關係を見るに凡そ次の如し。（本書第七章第一節憲法參照）

甲、中央政府と各省との關係

一、中央政府に對する各省の服從義務

省自治法及省法律は國家の法律に牴觸し得ざること前述の如くにして、若し疑義ある際は最高法院の解釋に依るものとす、又省が中央政府に服從するの義務あるは勿論にして、若し省に於て國法上の義務を履行せず、政府の戒告にも服せざる時は國家は權力を以て之を強制し得べく、更に省縣自治行政機關にして國家の行政を執行するに當り法令に違反する時は國家は法律の規定に依り之を懲戒し、若し又省にして武力を以て相侵犯する者ある場合政府は國家の權力を以て制止するを得るものとす、此他國體の變動、憲法上根本組織の破壞等の事項發生する時は各省は相聯合して憲法上の組織を維持すべき義務ある旨を規定せらる。

中央政府と各省との關係
中央政府に對する各省の服從義務
軍事に關する各省の義務
各省徵稅に關する中央政府の權限

二、軍事に關する各省の義務

各省自ら常備軍を存置し或は軍官學校其他兵器製造廠の設立を爲すは憲法の禁止する所にして、凡て軍事に關しては各省は兵役法所定の事項を執行するを除き、平時に於ては何等軍事上の義務を負はざるものとす。

三、各省徵稅に關する中央政府の權限

中央政府は弊害除去並に公益維持の爲め必要とする時は、法律を以て各省課稅の種類並に其徵收方法に對し制限を設くることを得るものとす。

而して弊害を除去し公益を維持するの必要ありと認むる事項は憲法に於て列擧せらるゝ、卽ち次の如し。

(1)國家の收入又は通商を妨害するもの。
(2)二重課稅。
(3)公共道路又は其他交通施設利用に對し過重の稅金又は交通を妨碍するが如き手數料を課するもの。
(4)各省及各地方間に於て其物産保護の爲め輸入商品に對し不利益なる課稅を爲すもの。
(5)各省及各地方間の物品通過に對する課稅。

財政關係

四、其他の財政關係

國家豫算の不足又は財政上緊急處分の要ある時は、國家は各省に對し其歲入に應じて累進的負擔を命ずるを得べく、若し地方財力の不足、非常の災變に際しては國庫より補助を爲すを得、更に數省共同辦理する事項につき經費不足の場合は又國庫の補助を受け得るものにして、此等は凡て國會の議決を經るを要するものとす。

各省相互間の關係

乙、各省相互間の關係

一、數省間の爭議事件

數省間に發生せる爭議事件の裁決は參議院之を行ふものとす。(第三十一條)

數省間の爭議

二、數省間の共同辦理

省の權限に屬する事項にして二省以上に互るものは法律に特別の規定なき限り共同辦理するを得るものにして、若し經費の不足を生ずる時は國會の議決に依り國庫の補助を受くるを得るものとす。(第二十五條第二項)

共同辦理

三、不侵犯の義務

省は武力を以て相侵犯し、又は他の地方の利益を妨害するか如き行爲を爲し得ざるものとす。(第三十六條及第三十三條第二項)

不侵犯の義務

四、政治的盟約不締結の義務

各省が他國と政治に關する盟約を締結し得ざるは外交權が國家に專屬するに鑑み明白なるも、更に省は各省相互間の盟約を締結し得ざるものとす。(第三十三條第一項)

盟約不締結の義務

丙、省縣間の關係

一、省縣權限の區劃

省の下に於ける縣が省法令を遵施すべき義務を有するは勿論にして、更に省は其權限に屬する事項の執行を縣に委任することあり、然れども縣は縣の自治事項につき完全なる執行權を有するものなるか故に、省法律に懲戒處分を規定するの外、省之れに干涉するを得ざるべく、且つ省の共同利害に關係あるものに非ざれば一縣又は數縣に對し特別の法律を施行し得ざるものとす。(第百二十八條第六項、第二十五條、第百三十一條、第百三十條)

省縣權限の區劃

二、省縣間の財政關係

省稅及縣稅の劃分は省議會之を議決するものなるも、省は縣有財産及自治經費を處分する等縣の財政に干涉するを得ざるものにして、縣は其負擔すべき省稅總額內に於て保留權を有し、若し又天災事變に因り又は自治經費不足する時は省務院に請求し省議會の議決を經て省庫の補助を受け得るものとす。(第百二十九條第百二十八條第三—四項)

省縣間の財政關係

註一、省縣二級行政區劃

民國十二年の憲法に於ては地域の區劃は之を從來の二十二行省を存置するものなりや不明なるも、第一三四條に據るに未だ省を設けざるも既に縣を設置せる地方に對しては地方制度に關する諸規定を適用すと規定す、蓋し熱河、察哈爾、綏遠等の特別行政管區を指稱せるものなるべく、又內外蒙古、青海、西藏は第一三五條に於て、地方人民の公意を基礎として省縣二級に劃分し、地方制度に關する諸規定を適用し得るも、省縣未設の場合は別に法律を以て行政制度を定むべき旨を規定せり。

省縣二級行政區劃

特別行政區官制
京兆尹公署

第四節　特別行政區(Special District)官制

第一款　京兆(Metropolitan District)尹公署

中央政府の所在地たる北京及其附近を一特別行政區として之を京兆區と云ひ、其官署を京兆尹公署(Government of the Metropolitan District)と稱するものにして、清代順天府の管轄たりし各縣中、寧河縣を津海道管下に編入し其他の各縣全部を管轄するものにして、其管轄大興、宛平、良鄉、固安、永清、安次、香河、三河、霸、涿、通、薊、昌平、武清、寶抵、遵義、密雲、懷柔、房山、平谷の二十縣に過ぎざるも首府北京を含み恰かも我が東京府の如きものなるが故に、各省同等の行政區なりとし、其長官たる京兆尹(Governor)は各省省長と同一の地位に在るものにして、各省財政廳及實業廳と同等の財政實業兩分廳を設く、卽ち京兆尹たるや清代順天府の長官たりし京兆府尹と大同小異なりとし、各省道尹は各省々長に隷屬するも、京兆尹は中央內務部に直屬するものとす。

各省道尹との差異

京兆尹公署の組織

京兆尹公署の分科組織としては總務、內務、敎育、實業の四科を置き、各科々員若干名ありて京兆尹を輔佐す

法律命令に依る權限

京兆尹は管內行政事務の執行、所屬各縣知事の指揮監督、懲戒、奬勵及河工、巡防、警備の諸隊を管轄し、且つ法律敎令を執行し、京兆地方に於ける單行規則を發布し得るものとす。

1 法律命令に依る權限

委任に依る權限

派兵の要求

都統署

都統府官制

猶ほ所屬各縣知事の命令或は處分が法令に違反し、公益を妨害し又は越權行爲ありたる時は、之を停止又は撤銷するを得且其任免は京兆尹より大總統に呈請し之を行ふものとす。

2 委任に依る權限

京兆尹は政府の特別委任を受けて京兆地方の財政を監督し、財政分廳に對し賦稅出納の檢查及所屬經徵官吏を考查するの權を有す。

3 派兵の要求

京兆尹は直接軍隊を指揮するの權なきも、非常事變に際しては其兵力を要するか又は豫め防衛を爲すため最寄駐在の軍隊長官に派兵の要求し協同處理し得るものとす、其他京兆尹の權限は省長に於けること異ならず。

第二款　都統署

內蒙古の大部分に設けられたる特別行政官廳にして、民國三年七月六日敎令第九十三號を以て都統府官制を公布し、熱河、察哈爾、綏遠三地方を特別行政區とせり、卽ち熱河特別行政區は熱河一道ありて承德以下十五の管縣を有し、察哈爾特別區は興和一道の下に張北(張家口)以下八縣を所管す、蓋し此等の三特別區は其管下に道、縣を有すること各省に異ならざる、別に蒙古の部族を包含するは各省と異なる點にして、萬里長城外に在りて、(其察哈爾と稱する如きも、其初め近邊の意味にて長城北邊に接近せる地方を指稱せしものなりとす、)從前內蒙古に屬せしもの其後漸次開拓を經て直隸、山西及奉天省の一部に編入せられ、民國に至りてよりは更に地方其狀況に鑑み此等を特別行政區と爲すと共に內蒙古の一部をも併せ管轄せしめしものとす、蓋し特別行政區たるや

京兆區を除きては、凡て將來に於ける漢民族の新住所として支那領土中の殖民地的性質を有せるこゝ北滿洲、其他東部蒙古哲里木盟、青海蒙古、及阿拉善額魯特部、額濟納舊土爾扈特部等に異ならずして、人烟稀薄、曠野萬里、將來漢人を移殖して產業の開發を圖るべき地方たるに屬するものにして、將來此等地方に於ける鐵道其他交通の發達は繁盛の區を現出し得べしと考へらる、蓋し支那歷史の一面は卽ち殖民史の一部を形成し、支那民族は殖民地的種族たるは世人周知の事象にして、交通不便の現時に於ても北滿洲の如き近時急速に開發せられ、哲里木地方も亦四洮線開通前既に洮南、通遼等幾多の都邑繁榮せるは此間の消息を物語るものと謂ふべく、更に最近同鐵道の完成に次ぎ洮齊線の開通は非常の速力を以て開發されつゝあり、各特別行政區の管轄範圍次の如し。

熱河特別行政區　熱河特別行政區(Jehol Special District)域内を一道十五縣に分つこと前述の如くにして、更に内蒙古の一部たる卓索圖盟(Chosotu)二部五族、附牧一族、及昭烏達(Chao Uda)盟八部十一族を兼管し、承德に都督府を置く、元來内蒙古の一部に屬し、既に縣治を設けしものは直隸省に兼屬せしも、民國以後事端繁く遂に特別行政區を設け以て政治の進行を促進せんと期せしものにして。

管縣及蒙古部族　其管縣並に蒙古部族次の如し。

熱河道〔承德(舊承德府)、灤平、平泉、隆化、豐寧、凌源、(舊建昌)、朝陽、阜新、建平、綏東、赤峰、開魯、林西、圍場、經棚、

卓索圖 Chosotu)盟—喀喇沁(Kharachin)部三族、土默特(Tumed)部二族、喀爾喀(Khalka)部一族、

昭烏達(Chao Uda)盟〔敖漢(Aokhan)部二旗、奈曼(Naiman)部一旗、巴林(Barin)部二旗、札魯特(Djarud)部二旗、阿魯科爾沁(Arukhorchin)部一旗、翁牛特(Ongniod)部二旗、克什克騰(Keshikteng)部一旗、喀爾喀左翼部一族—錫埒圖庫倫喇嘛一旗、達什達瓦額魯特一旗

綏遠特別行政區　綏遠特別行政區(Suiyuan Special District)域内を一道、八縣、一設治局に分ち、更に内蒙古の一部たる烏蘭察布盟四部六族、伊克昭盟一部七族を兼轄し歸綏(舊歸化廳綏遠廳)に都督府を置く。

管縣及蒙古部族　其管縣及蒙古部族次の如し。

綏遠道〔歸綏(舊歸化廳綏遠廳)、薩拉齊、清水河、托克托、和林格爾、五原、武川、東勝、固陽設治局、

烏蘭察布(Ulan Chap)盟〔四子部落(Durban Kew Red)部一旗、茂明安(Mow Mingan)部一旗、喀爾喀(Khalka)右翼部一旗

伊克昭(Ikh Chao)盟—鄂爾多斯(Ordos)右翼四旗、鄂爾多斯左翼三旗、

內屬蒙古土默特(Tumed)部二旗、

察哈爾特別行政區　察哈爾特別行政區(Chahar Special District)域内を一道八縣一設治局に分ち、更に内蒙古の一部たる錫林郭勒盟五部十旗、察哈爾八旗、達里岡崖商都各牧廠地方を兼管し、張北(張家口)に都督府を設く。

管縣及蒙古部族　其管縣及蒙古部族次の如し。

興和道〔張北(舊張家口廳)、沽源(舊獨石口廳)、多倫(舊多倫諾爾廳)、豐鎭、涼城(舊寧遠廳)、興和、陶林、商都(商都招墾設治局)、寧昌招墾設治局、

錫林郭勒(Silinghol)盟〔烏珠穆沁(Udumu chin)部二旗、浩齊特(Khachid)部二旗、阿巴嘎(Abaga)部二旗、阿巴哈納爾(Abaganar)部二旗、蘇尼特(Sunid)部二旗、

內屬蒙古察哈爾(Chahar)部八旗、其他牧場(達里崗崖、商都達布遜諾爾)

都統署の組織　斯くて都統府(都統署)には都統(Tartar General)を長官とし、省行政に於けるが如く軍民分治制を採用し得す、軍

治、行政を行ふものにして、書記官三人ありて機要事務を執り、參謀長一人二名の參謀を督して軍事に參し、更に副官三名長官の命を受け軍務の宣達に任ず、而して都統府の事務は軍務、總務の二處ありて、參謀長軍務處長となり、書記官中の一人總務處長となりて事務を分掌するの外、熱河、綏遠の兩都統府は司法をも兼理するが故に審判處を設け、審判處長一人、審理員二名、其他學習審判員、書記官、承發吏、檢驗吏若干名を置きて事務を處理す、都統の權限次の如し。

都統の權限

都統府の設置せらるゝ地方は清代都督を置き蒙古人、滿洲人及此の間に移住せる漢人を管轄し、革命後又此制を襲用して特別行政區こ爲せるものなるが故に、都統は軍民兩政の一切を兼理し、從つて其權力頗る强く各省督軍及省長を兼任せるの觀あり。

軍政權限

1軍政權限

都統は大總統の命を承け陸軍部監督の下に都統管區內に於ける軍政一切を掌握し、所屬軍隊の整旅計畫、徵兵及調遣（軍の配置）事務等を掌るものとす、蓋し各省省長が直接軍隊の指揮權を有せず地方駐在の軍官に對し其指揮を要求し得るに過ぎざるに對し、都統は自ら指揮權を有するは兩者の異なる點なりとす、但し軍事の命令及計畫に關しては都統は大總統の命を承け且つ參謀本部の監督を受くるや論を俟たず。

民政權限

2民政權限

都統は所屬民政各官及巡防隊、警備隊等の管轄を爲し、所管道尹の命令或は處分が法令に違反し、又は公益を妨害し或は權限を侵越する時は之が停止又は取消を爲すを得ることと各省省長に異ならず。

委任に依る權限

3委任に依る權限

都統は又各省省長に於けるが如く、政府の委任に依り、財政、司法行政其他特別官廳の行政事務を監督するものにして、其司法事務に對しては審判處を設くること前述の如し、又財政廳は熱河、察哈爾兩區にあり、總務、徵榷、制用の三科に分つこと各省財政廳と異ならず、財政部に直屬し處長一人ありて各該區の財政を管理し、所屬職員及徵收事務を兼管せる各縣知事の監督に任ずるものとす。

都統署組織系統

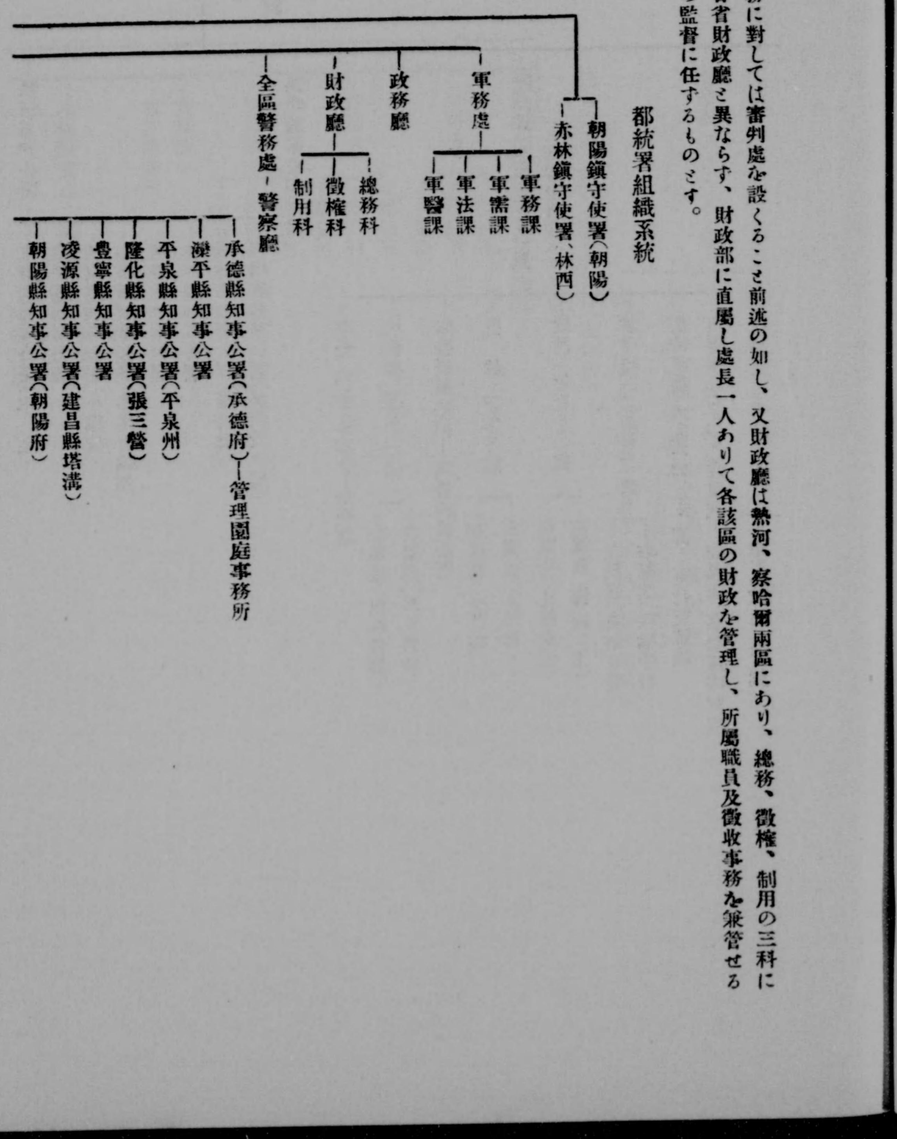

熱河都統署組織系統

- 熱河都統署（承德）
  - 熱河道尹公署（承德）
    - 阜新縣知事公署
    - 建平縣知事公署
    - 綏東縣知事公署（小庫倫）
    - 赤峯縣知事公署（赤峯直隸州）
    - 開魯縣知事公署
    - 林西縣知事公署
    - 圍場縣知事公署（圍場廳）
    - 經棚縣知事公署（經棚設治局）
  - 錫呼圖庫倫蒙旗
  - 照烏達（Chao Uda）盟（東翁牛特）
    - 奈曼（Naiman）部—奈曼旗
    - 札魯特（Djarud）部
      - 左翼旗（東札魯特）
      - 右翼旗（西札魯特）
    - 阿魯科爾沁部—阿魯科爾沁旗
    - 巴　林（Barin）部
      - 左翼旗（小巴林）
      - 右翼旗（大巴林）
    - 敖漢（Aokhan）部
      - 左翼旗（扎薩克王）
      - 右翼旗　海　楞　王）
    - 翁牛特（Ongnod）部
      - 左翼旗（東翁牛特）
      - 右翼旗（西翁牛特）
    - 克什克騰（Keshi Kteng）部—克什克騰旗
    - 喀爾喀（Khalka）左翼部—左翼旗　察哈爾喀爾喀）
    - 中　旗（馬　公　旗）
  - 卓索圖（Chosotu）盟（西土默特）
    - 喀剌沁（Kharachin）部
      - 左翼旗　吳　公　旗）
      - 右翼旗（喀剌沁王）
    - 土默特（Tumed）旗
      - 左翼旗（蒙　古　王）
      - 右翼旗（西土默特）
    - 喀爾喀（Khalka）部—喀爾喀旗（唐古特喀爾喀）
  - 達什達瓦—達什達瓦額魯特（鑲黃旗）
  - 察東鎮守使署（多倫）
  - 察西鎮守使署、豐鎮）
    - 軍務處
      - 軍務課
      - 軍法課
      - 軍需課
    - 政務處
      - 第一科
      - 第二科
      - 蒙族科
    - 財政廳
      - 總務科
      - 徵權科
      - 制用科
    - 實業廳
    - 教育事務所
    - 全區警務處—警察廳
      - 總務科
      - 行政科
      - 司法科
      - 衛生科

察哈爾都統署組織系統

綏遠都統署組織系統

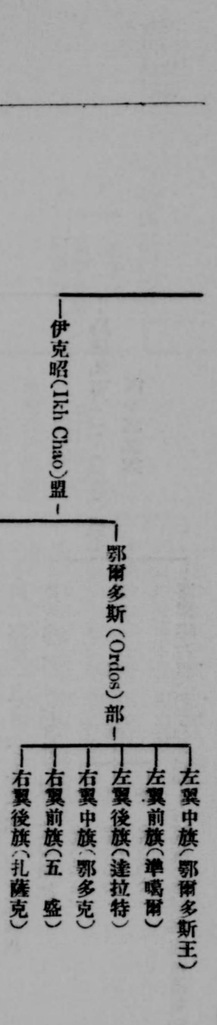

第三款　東省特別行政區

東三省に於ける東支鐵道沿線の附屬地は、從來我が南滿鐵道及安奉鐵道附屬地に於けるか如く露國の行政權行はれたり、元來鐵道布設に要する地所は軌道布設に必要なる線狀地帶及各停車場敷地ミの二より成るものなるも東支、南滿兩鐵道の沿線に在りては停車場設置の地方に於て鐵道就業員の居住及商人營業の爲め廣大なる地所を取りて所謂附屬地中に編入され、且は此等鐵道事業に附隨する探鑛事業の爲めにも又鑛山附屬地ミして同じく鐵道附屬地中に編入されたり、而して之れが面積の大小は其等地方に於ける支那都邑の狀況並に其地將來に於ける發展如何により一樣ならざるも、奉天、長春等頗る廣大なる附屬地帶を有し、殊に哈爾賓附屬地の如きは南滿鐵道附屬地の總面積よりも大なりミ稱せられたり、而して東支鐵道附屬地に對する鐵道國の行政權は一八九六年八月支那ミ露清銀行ミの間に締結されたる鐵道布設契約に根據を有し、會社は事業の經營のみに止まらず行政權を有し、支那の領土より獨立するミ共に他の行政權行使を排斥せるものにして、之か行政權の行使は從來東支鐵道長官に屬し、同鐵道廳內に民政部を置き、民政部長をして之が衝に當らしめ、哈爾賓、滿洲里、海拉爾及橫道河子に於て夫々其大小に應じて市町村自治制を布きたりしも、露國の崩壞後支那は漸次利權を回收し、司法權は勿論哈爾賓以外の附屬地に於ける行政權を回收せり、但し哈爾賓市に在りては尙ほ舊來の自治制を存續せしも、市の監督權は濱江道尹の手に歸し、機を見て哈市總ての行政權をも回收せんミ企圖せしも、其後政情安定せず、市自治行政は頗る混沌を極めつゝあり。東省特別區行政長官公署の組織系統次の如し。

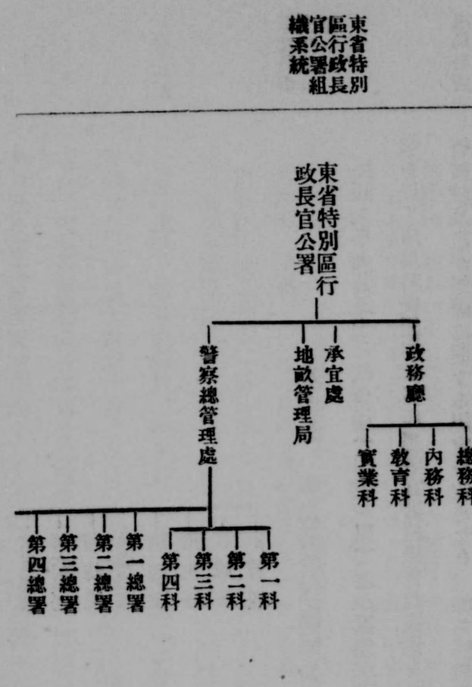

第五總署
第六總署
探訪局
保安總隊
消防隊
衛生隊
教練所
水警署

第四款　庫烏科唐鎭撫使公署

庫烏科唐鎭撫使公署

民國九年九月三十日教令第一四號を以て之が編制章程を公布せらる、而して之れより先き九月九日教令第十二號を以て庫烏科唐鎭撫使暨所屬各官署組織暫行條例を公布し、所謂庫烏科唐鎭守使の管轄區域並に各所屬官署所管區域及之が組織に關する規定を定めたり、即ち同組織暫行條例に據るに庫烏科唐とは(一)庫倫所屬喀爾喀土謝圖汗盟、車臣汗盟、(二)烏里雅蘇台所屬喀爾喀三音諾顏汗盟、扎薩克圖汗盟、(三)科布多所屬杜爾伯特扎哈沁額魯特明阿特各部、(四)唐努烏梁海各部(唐努左右克木齊、克撒爾、格陶稽淖爾庫布遜淖爾等)を稱し、鎭撫使一人あり、大總統の特任により庫倫に駐紮し、庫倫、烏里雅蘇台、科布多、及唐努烏梁海各部の民政事務を管理し、並に庫倫所屬土車兩盟事務を兼掌し且つ屬境內駐紮各軍隊、蒙旗、警備隊其他一切の軍政事務並に政府の特別委任を受けて財政、司法行政其他特別官署の行政事務を監督するものとし、更に庫倫、烏里雅蘇台、科布多 唐努烏梁海には各參贊を設け、各管轄區域內に於て軍民兩政を掌理せしむるものとす、猶ほ恰克圖には民政員一人ありて鎭撫使に隸屬し、民政及邊界通商事務を管理し、副民政員之を輔佐し、且つ庫烏科唐各部中商民群居の地には恰克圖を除くの外、理事官を置く、參贊の監督を受け地方商務警衛事宜を管理せしむ、但し各扎薩克所管旗務は各扎薩克より之を管理するものとす。

庫烏科唐

恰克圖民政員

理事官

鎭撫使公署の組織

鎭撫使公署の組織としては秘書長一人(簡任)、秘書三人(薦任)ありて機要事務を掌理するの外、參謀長、上校參謀(以上簡任)、中校、少校參謀(以上薦任)各一人ありて軍事計畫に參贊し、更に副官三人宣達事務を管理するものにして、秘書、參謀二處の外、總務、軍務の二廳及內務、交涉、財政の三司並に審判處を設く、其職務次の如し。

各廳司の職務

總務廳　廳長一人あり秘書長之を兼任し、文牘會計庶務其他各廳司に屬せざる事項を掌理す、三科を分設し、科長三人、科員九人を置くの規定なりとす。

軍務廳　廳長一人、參謀長之を兼任し、軍務、軍需、軍法、軍醫、及測量調査等の事項を掌理し、四科を設け、科長四人、科員若干名を置きて事務の分掌に任ずる外、更に測量員四人、調査員四人を置く。

內務司　司長(簡任)一人あり、四科を分設し、科長四人、科員十二人ありて、內務、教育、農商、交通、封爵襲替、旗務、宗教、台站卡倫其他警備隊等に關する事項を掌理す。

交涉司　司長一人一切の交涉事項を掌理し、二科を分設し、科長二人、科員六人を置きて事務の分掌に任ず。

財政司　司長の下に二科を置き、科長二人、科員六人ありて收入支出及豫算決算編製等の事務を分掌す。

猶ほ各廳司には一―二名乃至四名の繙譯員ありて繙譯事務に從事す。

參贊公署

次に庫倫、烏里雅蘇台、科布多、唐努烏梁海には各參贊及副參贊あり、庫倫には漢蒙參贊各一人あり、鎭撫使を補助し、所屬土謝圖汗盟、車臣汗盟事務及地方財政並に各盟蒙旗警備隊事宜を掌理す、而して烏里雅蘇台、科布多、唐努烏梁海の各參贊は鎭撫使に隸屬し各管轄區域內に於ける各盟旗事務並に鎭撫使の委任を受けて本境駐紮軍隊及蒙旗警備隊を節制するものにて、副參贊一人ありて參贊を補助す、而して參贊、副參贊は漢蒙人員中よ

り之を分任するものにして、蒙員は所屬蒙古王公中資力人望共に大なる者より選任す、又此等各參贊は夫々公署を組織す、民國九年九月三十日教令第一五號を以て公布されたる烏科唐各參贊公署編制章程に基くものにして秘書長一人、祕書二人あり、參贊の命を受けて機要事務を掌理する外、公署内に總務、内務、交涉三科を分設し各科長、科員ありて事務の分掌に任じ、更に總務科には繙譯員三人、内務、交涉兩科には繙譯員一人ありて各科の繙譯事務に當るものとす。

此他庫烏科唐各部に在りては恰克圖を除くの外、商民群居の地を撰びて理事官を置き、參贊監督の下に地方の商務警衛の責に任ずること前述の如くにして、、前記參贊公署編制章程と共に庫烏科唐各理事官公署編制章程を公布せり、卽ち各理事官公署には書記二人を置きて、文牘、會計、庶務を掌理せしむるの外、繙譯員二人、繙譯事務を管理し、且つ警務員一人、警衛事務を管理するものとす。

又恰克圖民政員に對しても之が公署編制章程を公布せらる、民政員及副民政員あり、漢蒙人員中より之を分任するの規定にして、其下に秘書長一人、秘書二人ありて機要事務を掌理するの外、公署内に總務、内務、交涉の三科を分設し、各科長、科員ありて事務を分掌するものとす。

猶ほ庫烏科唐鎭撫使の設置と共に民國時代外蒙古に於ける支那勢力の絕頂に達せし當時設けられたるものにして、之れより先、露國は外蒙一帶に在りて其實勢力を樹立せしも、革命の爲め一時勢力極衰せしより、支那は此の虛に乘じたるものにて、事實外蒙古が支那に歸屬せしが故にあらず、現時外蒙は赤露の下に獨立して庫倫を根據とし、烏梁海又同一運命の下にあるか故に、庫烏科唐鎭撫使の如き固より一時の不自然的勢力たりしに過ぎざりしものにて、然かも今や其影を留めざるに至れり。

庫烏科唐鎭撫使公署組織系統

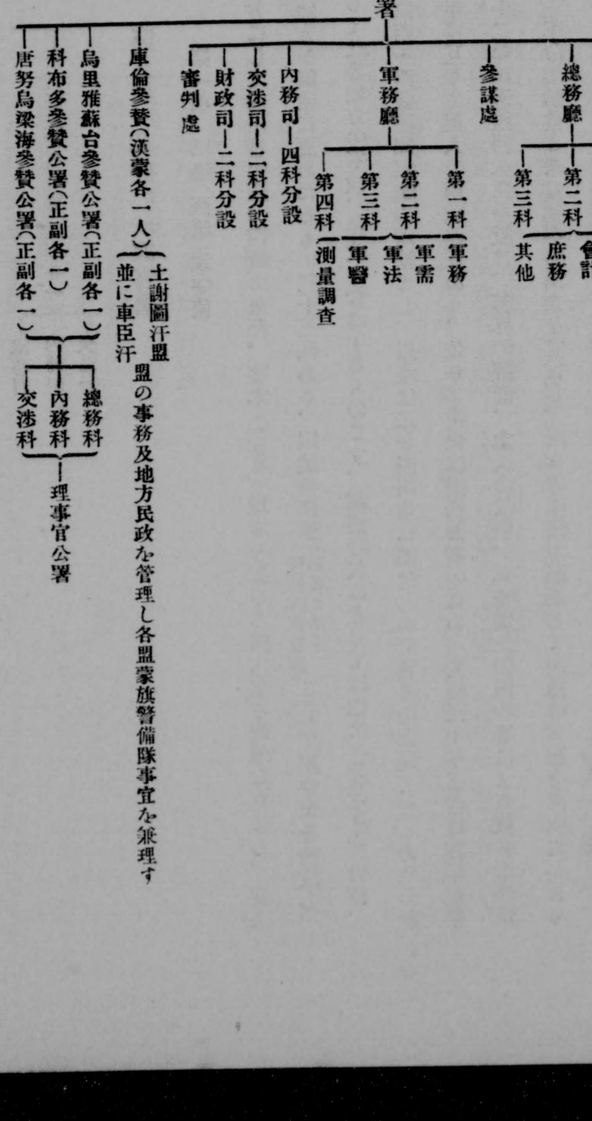

其他の特設官署

- 怡克圖民政員公署（正副各一）
  - 總務科
  - 內務科
  - 交涉科

第五款　其他の特設官署

第一項　川邊（西康）鎭守使

四川、西藏交界地方にして四川省の西、西藏の東部、喀木（Kam）地方を含める廣大なる地域なりこし、從來土司の管轄に屬せし地方を縣治に更めたるもの三十三縣あり、川邊特別區（現時西康特別區域と稱す）こして鎭守使を特設し、康定縣（打箭爐）に駐在して此等地方の軍政、民政を管理するものこす、前淸時代に在りては巴塘（Bathang）の西、寧靜山を境界こして以西を西藏達賴喇嘛の所轄こし、以東は之を四川省に屬せしめて幾多の土司（註一）ありしか光緒二十九年より翌年に互りて英人の西藏遠征あり、依りて淸朝は邊務籌辦の爲め、光緒三十年巴塘地方に屯墾練兵を開始し、同三十二年川滇邊務大臣を設け、藩界の經營、土司の改廢、喇嘛領土の回收等により幾多府州縣廳を新設せしが、第一革命の勃發こ共に藏蕃等獨立を宣言し、所在の漢民を驅逐して川邊の大部を回收せしより川藏兩軍の交戰絕へず、遂に英國より支那の派兵に干涉する所あり、民國二—三年英藏支三國シムラ會議の開催こなりしが、此間支那は、川邊を以て特別行政區を設定し其地を管轄せしも、シムラ會議に於ける三國委員の申合せに基き、將來會議の再開により西藏問題の解決を見る迄は凡て現狀を維持するここゝせり、然るに民國六年察木多地方に於ける支那駐兵は事を以て西藏人二名を逮捕し、西藏政府は之が引渡を要求せしが、支那は之を拒絕し該西藏人を斬り其首級を送還せしより、再び支藏兩軍の開戰を見、川邊各地は藏軍の爲め攻陷せらるる所こなりしが、民國七年英國副領事 Eric Teichman 氏の斡旋に依り、支那は暫く川邊東部十六縣のみを管轄し、以西は西藏官憲の管理に讓るここゝし、一ケ年間の停戰條約を締結せしか、爾來英支間會議の再開せらるゝを見ずして今に至れるものなりこす。而して川邊鎭守使署の組織權限等は大體各處鎭守使に異ならず。（本章第二節第八款鎭守使署參照）

英藏支三國シムラ會議

土司

註一、土司　土司に就きては第二章第二節淸の地方制度中に說述せるが如くにして、現時土司の數次の如し。

甘肅省四二、四川省一四六、川邊一二三、廣西省四六、貴州省八一、雲南省五〇、合計四八八、

而して土司の待遇には指揮使、指揮同知、指揮僉事、宣慰使、宣撫使、安撫使、其他千戶、副千戶、百戶、副百戶、百長、長官司、副長官司、等幾多の階級に分ち、又既に改土歸流せるものも之を土官こ稱し其官級は土知府、土同知等に分つここ恰ば前淸代に異ならず。

川邊鎭守使署組織系統

川邊鎭守使署組織系統

- 川邊鎭守使署（打箭爐）
  - 軍務處
  - 總務處
  - 川邊財政廳
    - 總務科
    - 徵權科
    - 制用科

川邊鎭守使署組織系統

- 康定縣知事公署（康定府、打箭爐）
- 安良縣知事公署（安良壩、東俄洛）
- 瀘定縣知事公署（瀘定橋巡檢）
- 雅江縣知事公署（河口縣）
- 道孚縣知事公署（道　塢）
- 理化縣知事公署（理化廳、裏塘）

- 「邊東道 邊西道」
  - 川邊道尹公署（康定）
    - 瞻化縣知事公（署懷柔縣、瞻對）
    - 稻城縣知事公署（稻　壩）
    - 貢噶縣知事公署（貢噶分縣）
    - 巴安縣知事公署（巴安府、巴塘）
    - 義敦縣知事公署（三壩廳）
    - 臨井縣知事公署
    - 甘孜縣知事公署（甘孜州）
    - 鑪霍縣知事公署（鑪霍屯）
    - 丹巴縣知事公署（單東、巴底、巴旺）
    - 定鄉縣知事公署（鄉　城）
    - 昌都縣知事公署（昌都府、察木多）
    - 德榮縣知事公署
    - 武成縣知事公署（三　壩）
    - 寧靜縣知事公署（江　卡）
    - 察雅縣知事公署（乍　丫）
    - 貢　縣知事公署（貢　覺）
    - 察隅縣知事公署（雜　瑜）
    - 科麥縣知事公署（桑　昂）
    - 恩達縣知事公署（恩達廳）
    - 鄧柯縣知事公署（登科府）
    - 石渠縣知事公署（色　許）
    - 白玉縣知事公署（白玉州）
    - 德格縣知事公署（德化廳）

- 同普縣知事公署（卡　工）
- 黎嘉縣知事公署（拉　里）
- 碩督縣知事公署（碩盤多）
- 太昭縣知事公署（江　達）
- 所屬土司
  - 舊雅州府打箭爐廳屬
    - 新縣設置されたるが故に、土司は各縣に分屬し、新縣設地の位置名稱等より推してその所屬關係の概略を察知し得べきも、不正確なるが故に、土司の名稱のみを別個に羅列すべし
    - 沈邊、冷邊、明正、布拉克底、巴旺、德爾格特、裏塘、巴塘、化林坪、單東革什咱、喇袞、霍爾綽高、霍爾章谷、瓦述餘科、霍爾甘孜、孔撒、霍爾甘孜麻書、霍爾咱春科、林葸、上納奪（三）、下瞻對、瓦述崇善、瓦述毛了、瓦述曲登、葸爾納林葸、瓦述更平（二）、瓦述色他（二）、霍爾白利、霍爾東科、春科宵、上瞻對茹色、蒙葛結、中瞻對茹色、幗幬、咱哩、上瞻對啥納、瓦述寫達、上瞻對撒墩、中渣壩熱錯、他咳、上渣壩卓泥、魯密稜布、瓦七、那工弄、魯密租柏卜哈、魯密達媽、魯密達則、木魆、魯密結藏、入哩龍壩、白桑、下八義、少誤石、吉增卡桑阿龍、魯密郭宗、魯密格桑、作蘇策、扒桑、魯密東谷、沙卡、上八義、魯密本溪、上洛噶喇住桌、格窪卡、魯密卓龍、樂壁、姆朱、惡落、魯密長結杵失、魯密堅貞、中渣壩沱、上渣壩惡疊、下渣壩莫藏、中亞渡出卡、惡拉、木噶、入烏龍、魯密普供碟、魯密初把、魯密拉昌、索窩龍、惡熱、魯密長結松歸、下渣壩裝窪石、魯密白隅、那里、瓦述毛述了、來隆石、岡裏、下蘇阿、上臨卡石、下臨卡石、上蘇阿、郭布、瓦述更平東撒（二）、瓦述墨科、科則護、圖根滿碟、革齋、東墨（二）、下革齋（二）、上革齋（四）、雜竹馬竹卡（二）、簡壩、上納奪黎窩（二）、鳳多、儀蓋、麻里、

甘邊特別官署
甘邊寧夏護軍使
甘邊寧海鎮守使
西番土司四十族
阿爾泰特設官署

第二項　甘邊特別官署

第一目　甘邊寧夏護軍使

甘肅省寧夏に駐紮し所謂甘邊地方たる西套蒙古二族、其他阿拉善額魯特族、額濟納舊土爾扈特族を管轄するものにして、該區域内の軍民兩政の外、司法、外交事務をも管理し、其組織權限は舊時の都統府組織令に照して辦理するものとす。

第二目　甘邊寧海鎮守使

甘肅省西寧縣に駐紮し青海全部卽ち青海盟五部、二十九族（和碩特部二族、綽羅斯部二旗、土爾扈特部四旗、輝特部一旗、喀爾喀部一旗、）並に西番土司四十族（註一）を管轄す、蓋し清代西寧辦事大臣の管轄せし所にして、其組織權限等各處鎭守使に對比すべく、軍政の外、民政、司法、外交各事に關係するが故に、其所屬人員は各處鎭守使署に比し稍多きを加ふるのみ。

註一、西番土司四十族　阿里克族、蒙古爾津族、雍希葉布族、玉布族、囉爾布族、蘇魯克族、尼雅木錯族、固察族、稱多族、洞巴族、多倫尼托克安圖族、阿里克族、蒙古爾津族、雍希葉布族、玉布族、囉爾布族、蘇魯克族、尼雅木錯族、固察族、稱多族、札武族、上札武族、下札武族、札武班右族、上阿拉克碩族、下阿拉克碩族、上隆壩族、下隆壩族、蘇爾莽族、白利族哈爾受族、登坡格爾吉族、下格爾吉族、格爾吉族、巴彥南稱族、南稱桑巴爾族、南稱隆冬族、南稱卓達爾族、吹冷多拉族巴彥南稱界内住牧喇嘛、控布庫克住喇嘛、

第三項　阿爾泰特設官署

阿爾泰は新疆省の北に在りて露領と境を接し舊時科布多及塔爾巴哈台兩處の管轄に屬せり、蓋し清末科布多辦事大臣を承化寺（註一）に移住せしめしより初めて科布多と區劃を分ちしものにて、民國初年更に舊制に從ひ阿爾泰辦事長官を設けて該地方一帶の軍政、民政、司法、外交各事を管轄せしめしものとす、而して之が官署の組織は民國三年八月十五日阿爾泰現行官廳組織暫行章程文の公布せらるゝありて、之が組織權限等恰ほ都統署に同じく、其組織稍簡單たるのみにして、辦事長官及處長各一人、辦事員十六名を置き、其分科及辦事職掌は長官に於て酌定配員するの規定なりとす。

組織

承化寺

註一、承化寺　承化寺は黃廟「シャラ、スメ」又は「サラ、シュミエ」と稱す、一八三八年以來科布多辦事大臣は參贊大臣の補助として設けられしが、其後阿爾泰管區の長官として額爾濟斯河の上流に位する哈喇通古に駐することゝなり、當時諸官署の建築一時に竣工し難かりしより、哈喇通古の北方百二十華里の地なる承化寺に假役所を設けしものとす、額爾濟斯河の支流クラン河の上流に臨み科布多より約五百華里を隔つ、而して承化寺には一八六〇年頃格根喇嘛が回教徒の叛亂を避け塔爾巴哈台より遁れ來りて建立せし喇嘛廟あり、且つ阿爾泰地方に於ける比較的膏腴の地なりと稱せらる。

第五節　藩部

第一款　蒙古

第一項　內蒙古

蒙古の政治的關係は民國以後著しき變化を見たり、卽ち東部內蒙古に於ては縣自治制の行はるゝこと曩に述べたるが如くにして、察哈爾、熱河及綏遠特別區域並に東三省に分屬せられ、既に滿漢人の爲め開放して縣行政を布置せらるゝに至れり、然れども未開放地方は今尙純然たる蒙古式行政を實施し、且つ開放地に在りても舊熱河地方に於けるが如く早くより縣治を布ける地方にては、域內居住の蒙古人に對しても滿漢人同樣其行政下に支配しつゝあるも、比較的新規の開放地に在りては縣治行政は滿漢人のみに行ひ、蒙古人は依然として蒙古の行政下に在り、又外蒙古に於ては庫烏科唐鎭撫使公署の設けらるゝあるも、之が內部の行政は舊制に異ならず、而して蒙古の行政區域に關しては淸朝の地方制度中に詳述せる所にして、旗を以て行政區劃の單位とす、部落の酋長とも稱すべき扎薩克の統轄する所にして、旗の下に佐領を置く、卽ち佐領は旗を編成する單位なりとし、更に旗を合して盟とす、盟は卽ち利害關係の密接なる各旗の結合より成るものとす。

而して旗內行政機關としては扎薩克ありて各旗の行政首腦者たること既述せるが如くにして、旗民の管轄、行政、司法の權を有し、其旗民に對する威嚴は我舊幕時代の諸侯にも類似し、檔事房及辦事房の二科を設く、檔事房は卽ち旗內一般の行政事務を總轄し、戶口調査、土地事務の總括、並に役員の任免黜陟の權を有し、且つ財政監督又は刑罰權を行使する等扎薩克の全權を行使すべき主腦機關なりとす、又辦事房は王府器具材料の保管、金錢の出納、物資の調辨、其他祭典儀仗應接等扎薩克の一家に對する一切の事務を總辨するものとす。

而して盟には盟長及副盟長あり、盟內各旗の扎薩克中より政府の任命するものにして、旗長たる扎薩克と異なり世襲職たらず、且つ一種の名譽職にして職務に對する何等の報酬を受けざるものとす、又旗長と盟長との間には統屬的關係を有せず、各旗間に於ける重要事件は盟長より各旗長を召集會合し合議の上行ふものとす、現時內蒙古の統屬關係次の如し。

藩部
蒙古
內蒙古
一般行政の現狀
旗內行政機關（扎薩克）
盟長
旗長と盟長との關係
內蒙古の統屬關係

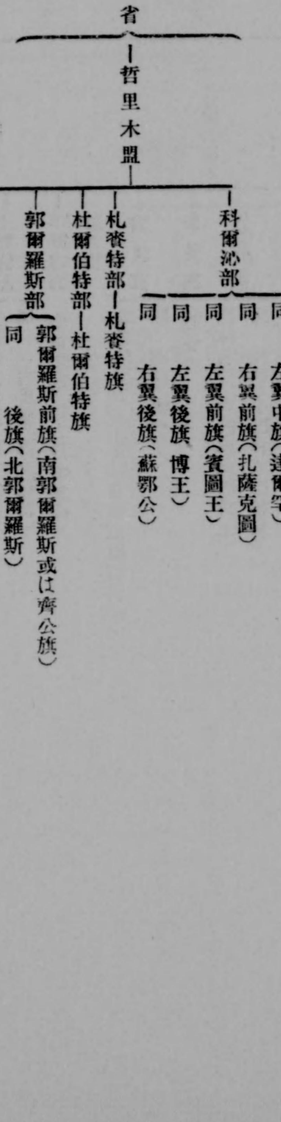

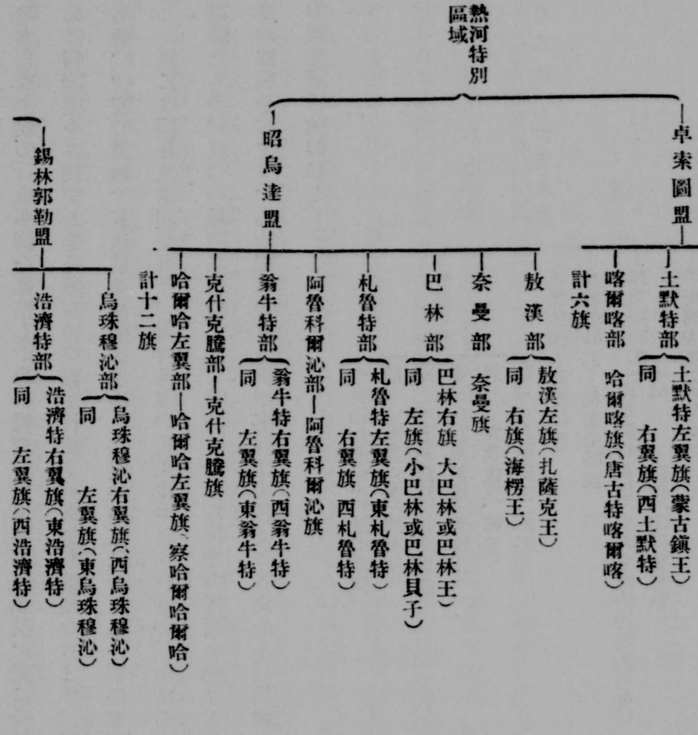
熱河特別區域
卓索圖盟
喀喇沁部　同　左旗（吳公旗）
同　中旗（馬公旗）
土默特部　土默特左翼旗（蒙古鎮王）
同　右翼旗（西土默特）
喀爾喀部　哈爾喀旗（唐古特喀爾喀）
計六旗
昭烏達盟
敖漢部　敖漢左旗（扎薩克王）
同　右旗（海楞王）
奈曼部　奈曼旗
巴林部　巴林右旗　大巴林或巴林王）
同　左旗（小巴林或巴林貝子）
札魯特部　札魯特左翼旗（東札魯特）
同　右翼旗　西札魯特）
阿魯科爾沁部—阿魯科爾沁旗
翁牛特部　翁牛特右翼旗（西翁牛特）
同　左翼旗（東翁牛特）
克什克騰部—克什克騰旗
哈爾哈左翼部—哈爾哈左翼旗、察哈爾哈爾哈）
計十二旗
錫林郭勒盟
烏珠穆沁部　烏珠穆沁右翼旗（西烏珠穆沁）
同　左翼旗（東烏珠穆沁）
浩濟特部　浩濟特右翼旗（東浩濟特）
同　左翼旗（西浩濟特）
察哈爾特別區域
察哈爾八族
蘇呢特部　蘇呢特右翼旗、東蘇呢特）
同　左翼旗（西蘇呢特）
阿巴嘎部　阿巴嘎右翼旗（小阿巴嘎）
同　左翼旗（大王旗）
阿岐哈那爾部　阿巴哈那爾右翼旗（西阿巴哈那爾）
同　左翼旗（東阿巴哈那爾）
計十旗
總　計五十四旗
察哈爾左翼四旗
同　右翼四旗
計　八旗
綏遠特別區域
烏蘭札布盟（四子部落旗）
四子部落部……四子部落旗
茂明安部……茂明安旗
烏喇特部　中旗（巴公）
前旗（克公）
後旗（喇公）
喀爾喀右翼部……右翼旗（喀爾喀達爾漢貝勒）
鄂爾多斯部　左翼中旗（鄂爾多斯王）
左翼前旗　準噶爾）
左翼後旗（達拉特）
右翼中旗（鄂多克）
右翼前旗（五　盛）
右翼後旗（漢　公）

（—伊克昭盟—
—附歸化城土默特（左翼旗
　　右翼旗）
（右翼前未旗）扎薩克）

計十五旗

內蒙と清朝との史的關係

備考　內蒙と清朝との史的關係　清朝の蒙古に起りし當時、蒙古は察哈爾部の林丹汗あり、一六〇四年以來可汗と稱して蒙古統轄の權利を主張し居たり、當時汗名を號せし者は土默特部、鄂爾多斯部、札嚕特部等に於て汗を稱せし者ありしも、此等は皆察哈爾部可汗より特別に許されたる小汗に過ぎず、又外蒙古卽ち喀爾喀蒙古に於ても土謝圖汗部の祖先たる阿巴岱の汗號を稱せしことあるも、西藏達賴喇嘛より特別に貰ひし稱號たりしものにて、其他に在りては汗號を稱せし者なく、眞の可汗は察哈爾部のみなりき、但し察哈爾部の可汗たりし林丹汗は蒙古統轄の權を有せしこと前述の如きも固より名目のみにして、其實蒙古は幾多の獨立部に分れて各部の關係極めて疏隔せしか故に、林丹汗は可汗の實權を回復せんと圖りしも力足らざりき、而して清の滿洲に起るや明を伐討するには蒙古を通ぜざるべからず、明又蒙古と關係を結び清の討伐を防ぐの必要ありき。

然るに林丹汗は明の歲幣を貪りて明と同盟し、哲里木盟の科爾沁部は察哈爾部と疏遠にして清に屬し頗る親密なりしより、林丹汗は科爾沁部の察哈爾汗に服屬すべきを要求すること甚だしく、益々兩者の疏隔を來せしか、一方清朝と察哈爾部との關係は到底兩立し難く、清の太祖は三度之を攻めたる後林丹汗を走らし、一六三四年林丹汗の死後其子額爾克孔果爾汗は清の睿親王の爲め征服せられたり、斯くて蒙古諸部か可汗として奉戴せし察哈爾部は清に服屬し、一六三六年內蒙古十六部四十九貝勒は王公大會議を開き、滿洲皇帝は蒙古可汗の大統を受繼ぎしものとして、之に博克達徵辰汗（神武英明皇帝）の尊號を勸進せり、而して當時察哈爾部は內蒙二十四部の上に在りて特別の地位を與へられしも、康熙帝の時、一六七五年吳三桂の亂に當り、叛亂を企てしより鎭定後察哈爾部は其自治權を奪はれ、其部民は八旗に編して宣化大同の邊外たる張家口外、獨石口外、殺虎口外の牧地に移されて清朝の直接管轄に歸し察哈爾部都統の統轄する所となれり　卽ち內蒙の地たるや早くより清に服屬し、且つ林丹汗の爲め失はんとせし餘地を清朝より封地として與へられ、清兵と共に明の征伐に從事せるものなりとす。（矢野仁一博士著近代蒙古史研究六—一〇頁參照）

第二項　外蒙古

外蒙古の行政區劃としては六區、十五部、百六旗、三十六佐領（車臣汗一部二三旗、土謝圖汗一部二〇旗、三音諾顏一部二二旗附額魯特部二旗、扎薩克圖汗一部一九旗附輝特部一旗、科布多五部一九旗、唐努烏里海四部三六佐領）あり、庫倫を首都とし鎭撫使を置くの規定なりとす、然れども其疆域大漠の北に在りて露領に接壤す、民國成立の初め露國は庫倫活佛を使嗾して獨立を圖らしめ四年外蒙自治を許せしが、民國八年外蒙活佛王公等自治の取消を請願して舊に復し、庫烏科唐鎭撫使公署の組織を見るに至りたるものなるも、露國との關係を生じて中央政府に反抗する所ありて再び支那の羈絆を脫せり、蓋し露國革命後西比利亞方面に於ける勞農派及反勞農派の爭は外蒙方面に影響を及ぼせしこと頗る多く、一九二〇年十月勞農派に壓迫せられたる反勞農派の一部は外蒙に侵入して庫倫に根據を構へんとし、庫倫駐屯支那軍の爲め擊退せられしも、一九二一年一月に至り反勞農派の一首領Semenov の部下たる Ungern の率へる反勞農軍再び侵入して庫倫を占領し活佛を援けて外蒙獨立の運動を援助せり、然るに當時東三省總督張作霖氏は外蒙討伐の任務を有せしも直隸派との對抗關係上外蒙方面に兵を割くを欲せず、「ウンゲルン」軍機に乘じて更に赤塔を攻擊せしも極東共和政府軍隊の爲め却つて擊破せられたり、而して之より先、「ウンゲルン」軍の外蒙に侵入するや左傾派蒙古人は多く露領に逃れしが「ソヴェート」政府は此等亡命蒙古人を「ウヂインスク」其他「イルクーツク」等に招きて歡待し、徐ろに蒙古革命運動の準備に餘念なく、蒙古國民革命黨（後蒙古革命黨と改稱す）を組織し、遂に一九二一年の蒙古革命の中堅となりしものにて、同年十月庫倫を占領し、外蒙の赤化趨勢顯著なるに至れり（當時蒙古國民黨は蒙古の貴族其他の力有者多く參加し、革命の當初は平民階級中政治的戈幹ある者少なかりしより、資產階級の急進分子と協同するを得策としたりしも、其後平民階級の結束堅固となり、且つ政治的訓練を習得するに至るや黨內に於ける舊支配階級出身の領袖を掃除し、蒙古國民黨創立者の一人にて蒙古政府最初の總理たりし「ホドー」、內務總長「ブンツク、ド

蒙古の赤化

ルダーし、司法總長「トフトホ」其他蒙古國民軍の總司令官たりし「ダンツン」等は反革陰謀其他の嫌疑により銃殺され、其藏員は一九二一年「トロイツコサフスク」にて結黨式を擧行せし當時僅か二十三名なりしもの一九二五年には六千二百名に增加し、平民出身者八割八分を占め、貴族出身一割四分、喇嘛出身一割四分となり赤化愈濃厚となれり）、猶ほ蒙古青年革命團あり、其初め多くは舊下級官吏の子弟にして、常に高級官吏の壓迫を受けしが、「ソヴエート」革命後露國に逃亡し、其後蒙古に歸るや庫倫、恰克圖地方の青年を糾合し、蒙古革命黨組織後間もなく成立せるものにて、之が組織は露國青年共產黨に模倣す、團員約三千（其九割は遊牧民出身者なりと云ふ）、國民黨指導の下に其補充機關たるも、其實稍もすれば舊思想に捉はれんとする國民黨の監視、激勵を爲しつゝあり。

蒙古青年革命團

蒙古國民革命政府

斯くて蒙古國民革命政府は一九二一年三月十三日恰克圖（實は恰克圖の隣りトロイ）に於て其成立を告げ、蒙古各地の革命黨員をして「バルチザン」隊を作らしむると共に、各地の「バルチザン」隊を糾合して蒙古國民革命軍を組織し、恰克圖支那駐屯軍を擊退して恰克圖を「アルトインバルチザン、ブールイク」と改名し、政治、軍事の根據地を定めて「ウンゲルン」軍の討伐を宣言し、「ソヴエート」赤軍と協力南下して庫倫を占領（七月六日）し、其後「ウンゲルン」を掃蕩せしが、庫倫占領後、國民革命政府は暫時「ソヴエート」赤軍の蒙古駐屯を請ひ、相協力して各地散在の白露殘兵を討伐し、一九二二年外蒙全土より白軍を一掃し得たり、而して蒙古國民革命政府と赤露との關係は一九二一年國民革命政府の獨立と共に赤露之を承認し、互に全權代表を交換すると共に、一九二一年十一月五日「モスクワ」に於て露蒙修交條約（註一）を締結せり、然れども外蒙は完全なる支那の領土なりとし、露蒙支恰克圖會議に於ても承認せられし所にして、更に一九二四年三月十四日北京に於て「カラハン」顧維鈞兩氏間に調印されたる露支協定中には、其第五條に於て露國は外蒙古が完全なる支那の一部なることを並に該領土に於ける支那の主權を尊重し、協約

露支協定

成立後は「ソヴエート」政府は軍隊の撤退を行ふべき旨規定し、蒙古の獨立承認を取消せるも、然かも蒙古の青年は露國革命後之が支持を受け、一九二一年七月革命成功後は勃を總理とする蒙古共和國を立てしこと前述の如くにして、「ソヴエート」政府は一九二一年の露蒙修交條約を取消さず、現時外蒙古は其名に於て支那の構成部分と稱し得るも、其實際に至りては寧ろ勞農露國の一聯邦共和國として或は少なくとも露國の勢力範圍内に在りて支那の羈絆を脫しつゝあるが如き現狀にあり、蓋し外蒙古が清朝に臣服するに至りしは内蒙古の清に屬せしより約五十年を遲る、國初以來蒙古人の喇嘛を信ずること厚かりしより之が招撫の必要上喇嘛教を優遇し、外蒙古の清朝に投歸せるも又專ら喇嘛教優遇の爲めなりしものにて、若し之れなかりせば外蒙古は一九一二年を待たずして早く已に露國の保護下に立ちしなるべく、更に清朝との歷史的關係に依り見るも稍もすれば露國に從屬せんとせしことありしが如し、卽ち一六八八年（康熙二十七年）蒙古の別部たる準噶爾が喀爾喀に侵入せし當時、喀爾喀は之に對抗するを得ず王公大會議を開きて露西亞の察罕汗（露帝のこと）に喀爾喀可汗を勸進して之に投ずべきや、或は又清朝に服守すべきやに就き協議し議論沸騰して容易に決せざりしも、當時蒙古は喇嘛教盛行し、蒙古人の信仰を一身に集め居りし活佛哲布尊丹巴呼圖克圖は露國は佛教を奉せず、風俗言語又同じからずして之に服屬するは久安の計にあらず、之に反し清朝は佛教を崇尊するか故に之に代るを以て國家萬年の福なりとの說き、遂に清帝の保護を請ひ之に從屬するに至りしものなりとす。

外蒙古清朝臣服の沿革

蓋し一九一二年の露蒙條約、及一九一三年の露支蒙條約並に一九一五年の露支蒙條約に據り支那は外蒙古の獨立を取消さしめ、其宗主權を承認せしめしこと前述の如しと雖も、然かも支那は僅かに虛名を得しに止まり、之に

反し露國は商業の利權上確實なる勢力の基礎を建設せるものにして、若し一九一七年に於ける露國の革命の爲めに其外蒙古に於ける勢力減退せざりしこせば、外蒙古の露國化は更に迅速なるものありしならんこ想像するは必らずしも不當の言ならざるべく、現時外蒙の赤露化せる又敢て怪しむに足らざるが如し。

烏梁海問題

猶ほ烏梁海問題に關しては、一九二四年六月「ソヴェート」政府及蒙古政府間に於て協議の結果、之が所屬問題の解決は烏梁海人民自身の眞意如何を明確にするを以て先決問題こするも、此は烏梁海人民の文化の程度を向上し、政治的自覺心を養成するの要ありこの理由を以て、所屬問題の解決を延期し、兩政府協力して文化の向上に努力すこせしが、同年十月烏梁海人は外蒙に倣ひて烏梁海國民共和國を建設し、赤露の勢力範圍に入るに至りしが如し、蓋し烏梁海は唐努山北に於ける烏梁海種族の居住地方を稱し、深く露領に突入するこ共に、其貿易關係又古くより密接なるものあるが故に、露人の主張するか如く寧ろ露國に屬すべき地方にして、蒙古こは何等の關係なきも、久しく清朝の領土に屬せしか故に之が問題を生ぜしものにして、何等世人の注意を惹かざる間に在りて着々露國の勢力内に移りつゝあるものこす。

烏梁海國民共和國

内蒙の赤化

此他内蒙古に在りても又外蒙赤化の影響を受け、一九二三年來國民黨組織の運動を開始し、豫てより支那國民黨により養成されし内蒙青年の急進派は外蒙政府及支那國民黨の指揮援助を得て同志の糾合に努め、一九二四年北京に中央執行機關を設け、翌年七月には黨員三百、候補黨員三千人を算せりこ稱せられしが、十月張家口に於て内蒙古國民黨大會を開催して（外蒙政府、廣東政府及馮玉祥の代表等列席内蒙解放の成功を祈れり）内蒙政治の轉換期を劃せり、蓋し内蒙古は明朝の未だ滅亡せざる前、早くも清朝に服從せし地にして（第一項内蒙古末尾備考内蒙こ清朝ことの史的關係參照）、清兵こ共に明の征服に從事し、清朝の支那に君臨せる間は清朝の君主を通じて支那この統屬關係に在りしも、蒙古の可汗たりし清帝の退位こ共に支蒙間の關係は斷絶せるものこ見るを得べく、民國以後蒙古待遇條例其他如何なる形式を採りしにせよ、之を蒙古側より見る時は清朝の退位を儀儀なくせしめし中華民國に服從するは其名分を知らざるの甚だしきものこ謂ふべく、外蒙獨立の影響を受けて内蒙政治の轉換を期せしここ又怪しむに足らざるものこす、而して内蒙國民黨の宣言内容は眞正なる五族共和國家の實現を期し、旗制の撤廢、王公扎薩克の實權を奪ひ、彼等の統領する土地は凡て民選機關に移管して其專政制度を撤廢するに在りて、綏遠、察哈爾、熱河特別區各一個旅を作りて内蒙古義勇軍の編成を計畫し、且つ内蒙古軍官學校を開設し、新村（張家口近郊）の白雲梯氏邸に本部を置きて革命の機運を窺ひ、殊に郭松齡反軍の勢を致すや好機の來れるを喜びしも、其後郭松齡敗北し、國民軍又北京撤退に次きて張家口をも放棄し甘肅方面に退きし以來其援助を得る能はず、黨幹部等皆庫倫に走り外蒙政府保護の下に捲土重來を策しつゝあり。

現時外蒙古の政治組織

大議會

現時外蒙古の政治組織は勞農露國に於けるこ相類似し、政治の最高權力は露國の「ソヴェート」大會に相匹敵すべき國民大議會にして、大議會開會中は中央執行委員會たる小議會に於て最高權力を掌握し、更に小議會閉會中は幹部會及政府の手に屬するものこす、而して大議會は旗及都會住民並に軍隊の代表を以て組織し、比例代表法に依り夫々議員を選出し（選擧權及被選擧權は勞農露國こ全然同一なりこし、滿十八歲以上にして、自力勞働を以て生活する國民及革命軍兵士に對し附與せられ、商人、金貸、舊王族、寺院に住居し勞働に從事せざる喇嘛僧には之を與へざる規定なりこす）任期一箇年こす、每年少なくこも一回例會を開き、小議會に依り招集せらるゝものにして、若し又議員三分の一以上の旗選擧民の要求ある時は特に開會し得るものこ定めらる、又小議會は政府の最高政策を監

小議會

督し、憲法及大議會の決議事項實施に對し其監督に任ずるものにして、議員は定員四十五名大議會より選出され大議會に對して全責任を負ふものにて、年二回招集を受け、別に常置幹部會を設置す。

政府

而して小議會の權限として特に注意すべきは政府を選出するの一事にして、此の政府は一般國務を掌理し、「ソヴエート」議長、軍事「ソヴエート」議長、經濟「ソヴエート」議長並に內務、外務、大藏、司法、文部、經濟、陸軍、國家檢查院の各大臣、次官を以て組織せらるゝものとす。

露蒙修交條約

註一　露蒙修交條約

前露西亞ツアー政府及前蒙古自治政府間に締結されたる舊條約は、前者が後者に對し侵略的政策を以て強制せるものなるが故に、兩國の政情一變し新政治に入りたるより此等舊條約は自ら其效力を失せり、故に蒙古國民政府及露西亞「ソヴエート」政府は兩國民間に自由の共存共榮を計らんが爲め、特に全權を任命して交涉を開始し、左の協定を締結せり。

第一條　「ソヴエート」聯邦政府は蒙古國民政府を以て蒙古唯一の合法政府と認む。

第二條　蒙古國民政府は「ソヴエート」聯邦政府を以て露國唯一の合法官憲と認む。

第三條　兩締約國は左記の義務を負ふ。

一、締約國何れかの領土內に於て、他の一方に反抗し、若くは其政府の顚覆を目的とする團體及個人の存在を許さず、同時に他の一方の國に對し戰爭を目的とする軍隊に自國民の動員、或は義勇兵の募集を許さず。

二、他の一方の締約國と直接若くは間接に戰鬪行爲を爲しつゝある團體に對し武器輸入及領土內の通過を許さず。

第四條　「ソヴエート」政府は其全權代表を蒙古の首府に、又科布多、烏里雅蘇台、「アルトイン」、「プールイク」、「怡克圖」及其他の都市に領事を派遣す。

第五條　蒙古國民政府は其全權代表を「ソヴエート」政府の首府に、其領事を「ソヴエート」政府との協定により露國の國境地方に派遣す。

第六條　露蒙間の國境は兩國政府間特定の委員會に於て之を定むべし。

第七條　各締約國民は他の一方の締約國の領土に滯在し、最惠國々民としての權利義務を有するものとす。

第八條　各締約國の司法權は民事に於ても、刑事に於ても、其領土內に於ける他の一方の締約國々民に適用さるべし、但し兩國は文明と人道の原則に基き體刑を適用せざる事に協定す。

兩國は刑法上の裁判及判決の執行に當り、他の第三國に特典を與へたる場合、此の特典は自動的に他の一方の締約國々民にも適用さるゝものとす。

第九條　兩締約國の他の一方より貿易品を輸入し、若くは輸出するに當りては、法定の關稅を支拂ふべし　但し同關稅は他の最惠國々民より徵收さるる關稅を超過すべからず。

第十條　「ソヴエート」政府は蒙古國民政府が世界各國の帝國主義的侵略傾向を超越し、蒙古勞働民衆の文化的發達に必要なる郵便電信交換につき執り來りし賢明なる施設に贊同し、無償を以て蒙古領內に存する露國所有の電信局、及其電信裝置を蒙古國民政府に讓渡す。

第十一條　兩國間の文化及經濟關係の增進を計る爲め露蒙間の郵便電信の交換、蒙古經由の電信問題の解決を重要視し、兩國は本問題につき特に協定を遂ぐべし。

第十二條　蒙古國民政府は蒙古に於て土地及建物を所有する露國民に對し、最惠國々民に適用すると同樣の土地所有權及賃借權を與へ、露國民は之に對し法定の租稅及賃貸料支拂の義務を負ふものとす。

第十三條　本協定は露語及蒙古語を以て二通を作成し、署名の時より効力を發生す。

西曆一九二一年十一月五日

蒙古曆　第十一年十月六日

「モスクワ」に於て署名す

露國全權　「ドウボフ　スキー」、「ゲーツ」、

蒙古全權　「ダンツン」、「スーホ　バートル」、「ツエレン　ドルヂー」、

「エルデワン・ジーレデン・ドルヂー」、

丁圖什業圖汗旗——古羅格沁

外蒙古喀爾喀—土什業圖汗（Tushetu Khan）—
- 汗山盟
  - 中　旗（ダルハン親王）
  - 中　左　旗（トドブ公）
  - 中　右　旗（チオ王）
  - 中　次　旗（バドマチオル公）
  - 中右末旗（ナワン、チヨレンハム）
  - 中左翼末旗（ナムサライ王）
  - 左翼中旗（チオチエンチヤプ王、黒爾根王）
  - 左翼中左旗（ナワントルチ公）
  - 左翼前旗（ビジリルト公、シンチイ公）、
  - 左翼後旗（土默特王、チヤクドルチヤプ王）
  - 左翼末旗（ソノクト公、バトチヤルガル公）
  - 左翼左中末旗（オドリドクチ公）
  - 左翼右末旗（岱青貝子）
- 游牧喇嘛—哲布尊丹巴呼圖克圖（庫倫活佛）
  - 右翼左旗（岱青王、抗達親王）
  - 右翼右旗（ミハン公）
  - 右翼左後旗（チエンチユン公）
  - 右翼左末旗（ソドノムダルヂヤ公）
  - 右翼右末旗（ダシ、ドルヂ公）
  - 右翼右末次旗（ルブサン、ハイドフ公）
- 車臣汗旗
  - 中　左　旗（チエン●チユン王、サイドダライ王）
  - 中　右　旗（喀爾喀王）

—車臣汗（Tsetsen Khan）—克魯倫巴爾城盟—
- 中　前　旗（サムサライ貝子）
- 中　後　旗（トンガラク貝勒）
- 中　末　旗（トルヂ、チオレン貝子）
- 中左前旗（ダムデンチヤプ公）
- 中右後旗（バライシル公）
- 中末右旗（ルブサンチヨイドフ公）
- 中末次旗（タンチヨレン貝子）
- 左翼中旗（チヽトスルン親王）
- 左翼左旗（ボンチヨク公）
- 左翼右旗（ドムチヨク公）
- 左翼前旗（チヨレンニマ貝勒、サフハ貝勒）
- 左翼後旗（トルチヂヤプ公）
- 左翼後末旗（トルチユル貝子）
- 右翼中旗（車臣王）
- 右翼中左旗（ルハモ公）
- 右翼中右旗（ナラマンダク貝子）
- 右翼中前旗（ニシク公）
- 右翼左旗（車臣公）
- 右翼前旗（車林台吉）
- 右翼後旗（トドン公）
- 扎薩克圖汗兼管右翼左旗（額爾德尼哪什呼勒圖扎薩克圖汗）
  - 中左翼左旗（ナムハイ王）
  - 中左翼右旗（バヒンチヤルカワ公）

- 扎薩克圖汗(Djasaktu Khan)
  - 哩雅諾爾盟
    - 扎克河源舉都
      - 中左翼末旗（アーハイ公）
      - 中右翼左旗（アニパチヤル公）
      - 中右翼末旗（チヤロチン貝勒）
      - 中右翼末次旗（ダムデンパチヤ公）
      - 左翼中旗（ダムデンスロン貝子）
      - 左翼左旗（車臣貝子）
      - 左翼右旗（額爾德尼貝子）
      - 左翼前旗（アチト貝子）
      - 左翼後旗（チロチンダライ貝勒）
      - 左翼後末旗（アクワンチオレン貝勒）
      - 右翼右旗（コンプスロン公）
      - 右翼前旗（ミチクトクヂ臺吉）
      - 右翼後旗（巴圖爾貝子）
      - 右翼右末旗（土默特公）
      - 右翼後末旗（トプトントルヂ臺吉）
      - （附牧）輝特部輝特旗
        - 大和特輝特
        - 小和特輝特
        - 哈　柳　沁
        - 托　　斯
        - 奢集努特
    - （附）鄂克多
      - 游牧喇嘛——那魯班禪呼圖克圖
    - 三音諾顏旗

- 三音諾顏(Sain Noin)
  - 齊々爾哩克盟
    - 中　左　旗（達賚王）
    - 中　右　旗（クルグムチヤプ王）
    - 中　前　旗（トントブチヤンチン王）
    - 中　後　旗（トガルチヤプ貝子）
    - 中　末　旗
    - 中左末旗（那彥圖王）
    - 中後末旗（ダヤンチヤロバ公）
    - 中右翼末旗（トプチンチヤムツオ公）
    - 左翼中旗（ウルチンチヤプ公）
    - 左翼左旗（ブルプチヤプ公）
    - 左翼右旗（ロプサンヌシ臺吉）
    - 左翼左末旗（ロプサンハイドフ公）
    - 右翼中左旗
    - 右翼中末旗（チムトバロチン公）
    - 右翼中右旗（コンチユク公）
    - 右翼後旗（モンゴルチル公）
    - 右翼末旗（ヌシトルヂ公）
    - 右翼左末旗（チオレントルヂ台吉）
    - 右翼右後旗（チヤミヤントルヂ王）
    - 右　末　旗（ビルバラクチ公）
    - （附牧）額魯特部
      - 額魯特旗（チミト貝勒）
      - 額魯特前旗（サンド貝勒）
        - 額爾德尼班弟達呼圖克圖

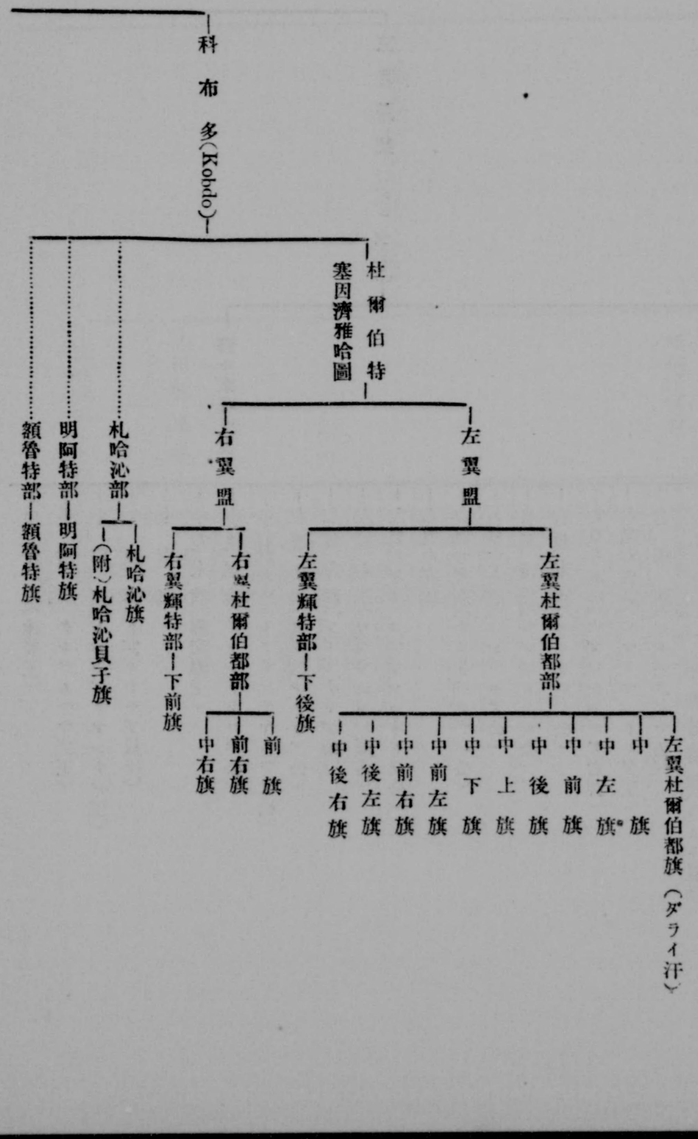
科布多(Kobdo)
杜爾伯特
賽因濟雅哈圖
右翼盟
左翼盟
右翼杜爾伯都部
左翼杜爾伯都部
右翼輝特部—下前旗
左翼輝特部—下後旗
前旗
前右旗
中右旗
中後左旗
中後右旗
中前右旗
中前左旗
中下旗
中上旗
中後旗
中前旗
中左旗
中旗
左翼杜爾伯都旗（ダライ汗）
札哈沁部
札哈沁族
（附）札哈沁貝子旗
明阿特部
明阿特旗
額魯特部
額魯特旗
游牧喇嘛
札牙班弟達呼圖克圖
青蘇珠克圖諾們罕

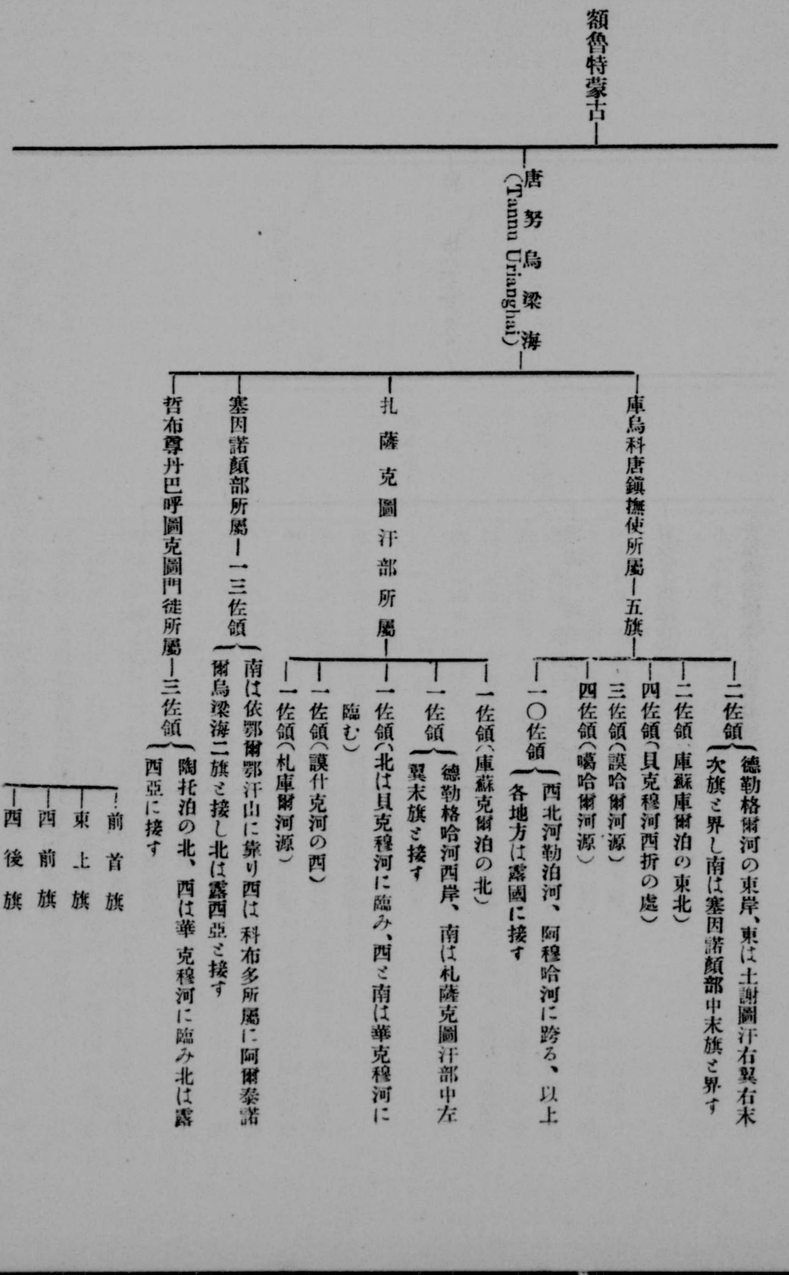
額魯特蒙古
唐努烏梁海
(Tannu Urianghai)
庫烏科唐鎮撫使所屬—五旗
二佐領—德勒格爾河の東岸、東は土謝圖汗右翼右末次旗と界し南は賽因諾顏部中末旗と界す
二佐領—庫蘇庫爾泊の東北）
四佐領—貝克穆河西折の處）
三佐領—謨哈爾河源）
四佐領—噶哈爾河源）
一〇佐領—西北河勒泊河、阿穆哈河に跨る、以上各地方は露國に接す
扎薩克圖汗部所屬
一佐領—庫蘇克爾泊の北）
一佐領—德勒格哈河西岸、南は札薩克圖汗部中左翼末旗と接す
一佐領—北は貝克穆河に臨み、西と南は華克穆河に臨む）
一佐領—謨什克河の西）
一佐領—札庫爾河源）
賽因諾顏部所屬—一三佐領
南は依鄂爾鄂汗山に接り西は科布多所屬に阿爾泰諸爾烏梁海二旗と接し北は露西亞と接す
哲布尊丹巴呼圖克圖門徒所屬—三佐領
陶托泊の北、西は華克穆河に臨み北は露西亞に接す
前首旗
東上旗
西前旗
西後旗

蒙古各部落に對する地方官及特派官の隷屬關係

第三項　蒙古各部落に對する地方官及特派官の隷屬關係

三種の行政機關

內外蒙古の行政に關しては既に述べたるが如く、三種の行政機關あり、第一は直接蒙古の行政事務を管理するを扎薩克、喇嘛等にして、第二は蒙古各族を監視し、且つ其行政事務に携はる駐在官なりこし、第三は蒙古に移住せる滿漢民族の管轄に任する縣或は設治局之れなりこす、斯くて各部落の隷屬關係は或は奉天省又は黑龍江省に屬するものあり、又熱河、察哈爾、綏遠各都統の管區に屬し、此他寧夏護軍使、庫烏科唐鎭撫使、阿爾泰辦事長官、新疆省長又は伊犁鎭守使、其他寧海鎭守使、西藏辦事長官に隷屬する等頗る混沌たる現狀を呈するか故に、之か了解に苦しむものあるも、要するに蒙古人の行政は一に各族扎薩克の自治に任じて盟長之を總治し、各該管地方省長其他地方官の監督を受くるものにして、更に蒙古人の司法は各扎薩克に於て其職權を行使し、其小なるものは扎薩克之を決するも、重大なるものは盟長之を決し、更に大なる事件は各主管司法官署に於て決するものこす、又扎薩克は土地所有權を有し、既に漢人の爲め開放せる地方の行政司法は之を地方官に委ねて一定の地稅を徵收するも、蒙古人に對しては尙ほ扎薩克之を管轄す、但し近來扎薩克の勢力衰微し開放地帶內居住の蒙古人は殆んご地方官の統治を受けつゝあり、而して對外交涉其他邊防事務は中央政府の各主管官署之を辦理するも、地方ごの關係重大なるものは該地方行政機關ご臨時協議の上施行し、更に軍事は陸軍部、都統、督軍、鎭守使、

對外交涉

軍事

護軍使、鎭撫使等の指揮監督を受け、疆理、封爵、喇嘛入覲、俸祿、儀制其他會盟、叙勳、任官等の事項は蒙藏院の指令を受くるを要するものこす、猶ほ扎薩克を有せざる部落は凡て督軍、都統、省長其他鎭撫使、鎭守使等に直屬するや論なし、斯くて其統屬關係は之を行政區域より見るに、內蒙古には六盟ありて夫々東三省（哲里木盟）、熱河特別區（卓索圖盟、昭烏達盟）、察哈爾特別區（錫林郭勒盟）、綏遠特別區（烏蘭察布盟、伊克昭盟）に隷屬し、更に沿邊蒙古行政區域ごしては、甘肅所屬、甘邊寧海鎭守使所屬の外、伊犁鎭守使、阿爾泰管區護軍使及西藏辦事長官の所轄に屬するものあり、此他外蒙古は庫烏科唐鎭撫使の所屬なりこす。

奉天督軍
奉天省長
吉林督軍
吉林省長
　哲里木盟札賚特旗、杜爾伯特旗、郭爾羅斯後旗、
　哲里木盟、科爾沁部六旗（外養息木牧廠）
　哲里木盟郭爾羅斯前旗、

黑龍江督軍
黑龍江省長
　伊克昭各旗、
　呼倫貝爾各部落、
　布特哈打牲部落、

熱河都統
　卓索圖盟三部六旗、昭烏達盟八部十二旗、
　錫埒圖庫倫喇嘛旗、達什達瓦額魯特旗、
　舊圍場熱河地方、

察哈爾都統
　錫林郭勒盟五部十旗、
　察哈爾左右翼八旗、達里崗崖牧廠、
　商都達布遜諾爾牧廠、

綏遠都統
　烏蘭札布盟四部六旗、伊克昭盟一部七旗、
　青吉斯汗部歸化城土默特二旗、

甘肅督軍、省長
寧夏護軍使
　阿拉善額魯特旗、額濟納、舊土爾扈特旗、
　——庫倫參贊——圖什業圖汗部二〇旗（附古羅格沁部落）
　——車臣汗部二三旗

庫烏科唐鎮撫使
- 烏里雅蘇台參贊
  - 扎克圖汗部一九旗（內輝特部一旗、附鄂多克五部落）
  - 三音諾顏部二四旗（內額魯特部二旗、附烏里雅蘇台屯田地方）
    - 庫倫以下游牧喇嘛五旗
    - 杜爾伯特左右翼二盟一六旗、內輝特部二旗、附科布多屯田地方）
    - 札哈沁旗（附札哈沁信勇公旗）
    - 明阿特旗、額魯特旗、
  - 唐努烏梁海參贊—唐努烏梁海各部、
  - 恰克圖民政員—恰克圖（買賣城）
- 科布多參贊
  - 新和碩特一部一旗、
  - 新土爾扈特一盟一部二旗、
  - 阿爾泰烏梁海二部七旗、
  - 阿爾泰諸爾烏梁海一部二旗、
  - 舊土爾扈特一盟一部三旗、
  - 察哈爾、額魯特、哈薩克諸部落、

新疆省長
- 舊土爾扈特南路、東路西路の三盟三部七旗、
- 伊犁和碩特中路の一盟一部三旗、

伊犁鎮守使
- 錫伯、黠魯特（附沙畢那爾）、察哈爾各部落、

甘邊寧海鎮守使
- 青海盟二九旗　和碩特二〇旗、綽羅斯二旗、土爾扈特四旗、喀爾喀一旗、輝特一旗、喇嘛一旗、
- 西番土司四十部落

西藏辦事長官
- 達木蒙古左右翼二旗、
- 西番土司三十九部落、
- 西藏諸部落（游牧喇嘛二九牧地）

西藏の行政は之を前藏、後藏、阿里の三部四十七城に分ち拉薩を首都とす、前藏三十城、拉薩に達賴喇嘛ありて之を管轄し、後藏及阿里は十七城あり、阿里は西番土司三十九族の居る所なりとす、班禪喇嘛日喀則城にありて後藏及阿里を管轄するも、一切の軍民司法外交等は西藏辦事長官之を統轄す、前清康熙年間駐藏大臣を置きて前藏拉薩に駐紮せしめ、其後雍正年間幫辦大臣一人を添設し、後藏札什倫布府に駐在せしめしか、宣統年間幫辦大臣を撤去して新に左右參贊各一人を置き、左參贊は長官と共に前藏に駐紮して前藏の軍民兩政を佐理し、右參贊は後藏に在りて後藏軍民各政を佐理し、駐藏辦事長官之を總括せしか、民國に至り又之に仍る、此他內部關係即ち自治官吏たる唐古特官及喇嘛官其他に就きては清朝地方官制中に詳述せると異ならざるか故に之を省畧するも、參考の爲め西藏行政區域並に西藏喇嘛表を示せば次の如し。

西藏別地名

	地名	地名	地名
前藏	拉薩	德慶	楚舒爾城
	岳吉牙來雖城	多宗城	森格宗城
	底巴達克薩城	倫米卜宗城	旁多城
後藏	扎什倫布	林奔城	納噶拉則城
	拜納木城	日喀則季陽則城	烏爾克靈喀城
	奈布東城	桑里城	吹峽波朗城
	達克拉布楚城	則庫城	滿撮納城
	扎木達城	達拉馬宗城	奚拉納木什城
	底木宗城	達克東順城	公布澤布拉岡城
			日喀爾公喀爾城
			董格宗城
			墨魯恭噶城
			白地城
			丁吉牙城
			墅而古城
			拉巴隨城
			達拉宗城
			公布什噶城
			宰城

吉尼城　日葛午城　羅西噶薩城　怕里宗城
益蘇克靈城　濟隆城　阿里宗城
倘納木林城　章拉則城　章拉布林城　尼牙拉木宗城

達賴喇嘛……（布達拉城、拉薩）
班禪額爾德尼……（日喀則城、札什倫布）
察木多巴克巴拉呼圖克圖（察木多、巴塘の西）
乍雅達呼圖克圖……（乍了、察雅）
類烏齊呼圖克圖……（類烏齊、察木多の西北）
八所喇嘛……（察木多の西南、思達）
碩班多喇嘛……（碩般多、碩督）
瓊科爾結喇嘛……（八所の西）
黑竹宮喇嘛……（碩般多の西）
工布碩卡喇嘛……（察雅の西）
邦仁曲第喇嘛……（拉薩の東南）
噶勒丹喇嘛……（墨竹宮の西）
贊墊喇嘛……（墨竹宮の北）

西藏喇嘛

仁木喇嘛……（拉薩の西南、前藏の西南隅）
江孜喇嘛……（拉薩の西、江孜の北）
岡堅喇嘛……（江孜、拉薩、札什倫布の中間）
協噶爾喇嘛……（江孜の西）
聶拉木喇嘛……（岡堅の西、札什倫布の南）
雜仁喇嘛……（協噶爾の西、札什倫布の西南）
撒噶喇嘛……（後藏の西部、如特克に接す）
朗嶺喇嘛……（雜仁の東、札什倫布の西）
乃東喇嘛……（仁本の北、札什倫布の東北）
松熟嶺喇嘛……（拉薩の北）
文札卡喇嘛……（那仁曲の東）
羊八井喇嘛……（松熟嶺の東）
呼徵呼圖克圖……（拉薩の北、前藏の西北隅、達木に接す）
布勒嗣喇嘛……（噶丹冊の北、西番に接す）
色拉喇嘛……（拉薩の北）
……（拉薩の西）

第三款　新疆省の行政區域

新疆省は漢代西域三十六國の地方にして、分離一ならざりしも、清の乾隆年間完全なる支那の領土となり、爾來特殊行政の下に之を管理し來りしか、光緒十年省政を布きて今に至る。

其地天山を脈により南北二部に分れ、北部卽ち天山北路は之を Dzungaria（Zungaria とも書す、舊時準噶爾部の土地なりしが故に稱す）と稱し、南部卽ち天山南路は回疆（東土耳其斯坦）と謂ふ、土耳古族たる纏頭回の外、漢回、漢族、蒙古、哈薩克、布魯特、索倫、錫伯等幾多の種族を包含するが故に、省政實施の後に在りても行政上必らずしも支那內地と同一なる能はず。

但し一般行政機關としては迪化（烏魯木齊 Urumtsi）に省長あり、迪化、伊犁、塔城、阿山、焉耆、阿克蘇、喀什、和闐の八道、四十六縣を設くるも、蒙古人に對する行政は他の蒙古と同じく旗制を布き、哈薩克等には百戶長、千戶

長等を設く、猶ほ舊時土耳古族には王公ありて政教兩權を掌握せしが、現時彼等は教權を握れるのみにて、政權は凡て縣知事の手に收め、只徵稅其他の補助機關として土人に對し十戶長(Onbashis)、百戶長(Yuzbashis)、千戶長(Mingbashis)或は伯克等の名目を與ふるに過ぎず、新疆省行政組織系統次の如し。

新疆省行政組織系統

- 新疆督軍公署（廸化）
  - 伊犁鎭守使署（綏定）
  - 軍務課
  - 軍需課
  - 軍法課
  - 軍醫課
  - 省長公署
    - 政務廳
    - 財政廳
      - 總務科
      - 徵榷科
      - 制用科
    - 教育廳
    - 實業廳
    - 省會警察局
    - 塔城警察局
  - 「舊鎭廸道」
  - 廸化道尹公署
    - 廸化縣知事公署、烏魯木齊）—乾德城縣佐
    - 齊臺縣知事公署（古　城）—木壘河縣佐
    - 昌吉縣知事公署
    - 呼圖壁縣知事公署（呼圖壁縣佐所轄）
    - 阜康縣知事公署
    - 孚遠縣知事公署
  - 伊犁道尹公署（伊寧）
    - 綏來縣知事公署
    - 鎭西縣知事公署（鎭西直隸廳）
    - 哈密縣知事公署（哈密直隸廳）
    - 吐魯番縣知事公署（土魯番直隸廳）—托克遜縣佐
    - 鄯善縣知事公署
    - 伊寧　知事公署（寧遠縣）
    - 綏定縣知事公署（伊犁府）
    - 精河縣知事公署（精河直隸廳）
    - 霍爾果斯縣知事公署（伊犁府の一部）
    - 博樂縣知事公署（精河廳の一部）
  - 阿克蘇道尹公署（阿克蘇）
    - 阿克蘇縣知事公署　溫寧府）—柯平縣佐
      - 瓦提莊縣佐
    - 溫宿縣知事公署
    - 拜城縣知事公署
    - 烏什縣知事公署（烏什直隸廳）
    - 庫車縣知事公署（庫車直隸廳）—托克蘇莊縣佐
    - 沙雅縣知事公署
    - 焉耆縣知事公署（焉耆府喀喇沙爾）—庫爾勒縣佐
    - 輪臺縣知事公署
    - 尉犂縣知事公署
    - 婼羌縣知事公署（新平縣）
    - 且末知縣事公署（千闐の一部）
    - 疏勒縣知事公署（疏勒府）

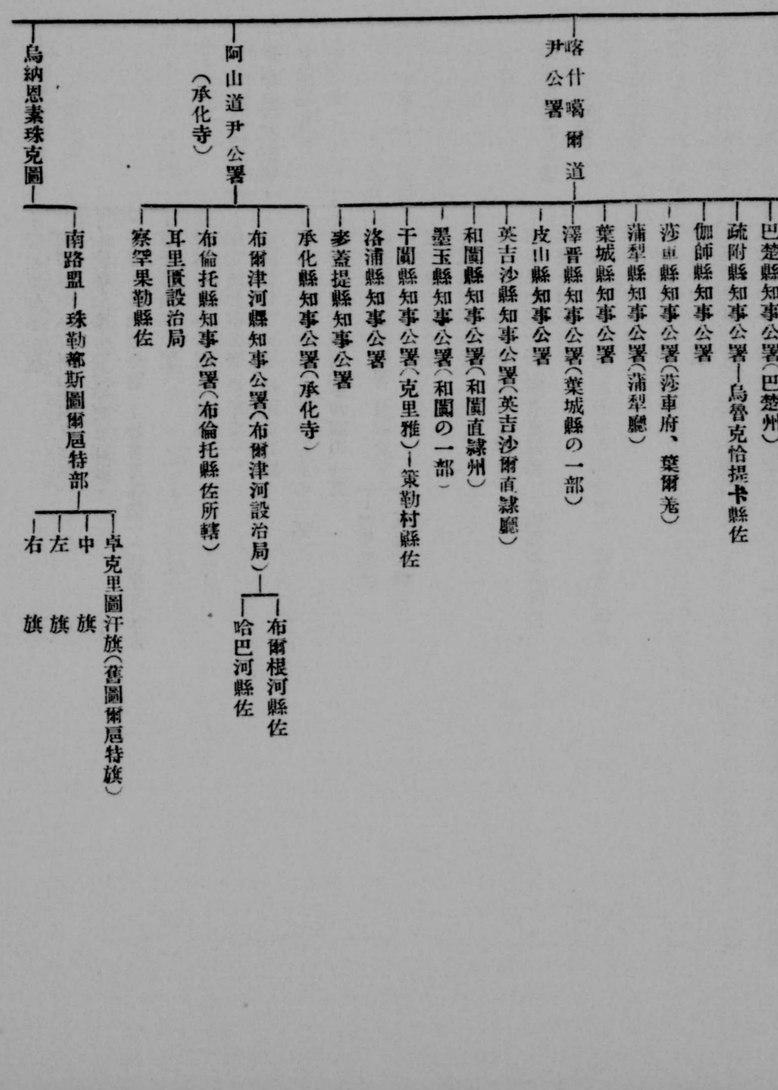

蒙藏地方の行政に關しては既に其一般を概說せるも、更に蒙律、內地服官、學務等の民治に關しては尙ほ一言

第四款　民國に於ける蒙藏民治

を要すべきものあり。

而して蒙律は清代蒙族の理治に用ゐし律文にして理藩院則例中に載せらるゝ、但し阿爾泰の哈薩克族には今尚ほ蒙律を適用し青海の番子には番例を用ふ。

元來阿爾泰蒙古に於ける哈薩克族は遊牧種族にして、常に水草を逐ふて定處なく、伊犁、塔爾巴哈台の西北卡倫以外に在りて三大部に分れ、鄂圖爾玉茲、烏拉克玉茲、寄齊克玉茲と稱し、（漢人は東部を左部、中部を右部、西部を北部と名く）、各部に汗及鄂托克と稱する酋長あり、民國に至り新法律を適用せらるゝや、當時阿爾泰辦事長官たりし劉長炳氏は民國三年之が改用を呈請せしより、邊省特別法規公布前に在りては法律事件の輕きものは各長官に於て從前通り蒙例を按じて處分し、重きものは蒙藏院に報告して裁定を經べしとせるものなりとす、蓋し蒙族の治罪は從來特別の法律あり、其重罪犯は斬、絞に處するこゝ刑律に異ならざるも、然らざるものには牲畜罰款（註一）の規定あり、之れ一に邊民物々交換の慣習ありて貨幣乏しきに因るものにして、内地の法律は屢々變改せられしも、部落は尚舊例に依りしものとし、哈薩克族の犯罪に對しては從前特別の法規なく凡て蒙古の舊例に依りしものとす、然るに民國に至り諸政の改革を要するものあり、殊に邊地は隣接地との交涉事件少なからざるが故に、新疆、伊犁、塔爾巴哈台、阿爾泰等邊疆地方の狀態を參酌して邊省通行の法規を制定するを要し、阿爾泰の一隅のみに適用すべき法規の制定は劃一を圖るの途にあらず、故に邊省特別法規制定前に在りては蒙律を適用すべしとせるものなりとす、

註一、牲畜罰款

貨幣に代ふるに牲畜の罰を以てするを稱す、凡て一、三、五、七、九を以て論じ、罰一牲畜、罰三牲畜、罰九牲畜等と云へり、而して罰一牲畜より同五牲畜までは牸牛のみを出し、罰七牲畜及罰九牲畜は牛馬を混用せしめたり、即ち罰一牲畜は三歲牛一、罰三牲畜は乳牛一、三歲牛一、二歲牛一、罰五牲畜は乳牛一、三歲牛二、二歲牛二、罰七牲畜は馬一、犍牛一、乳牛一、三歲牛二、二歲牛二、罰九牲畜は馬二、犍牛二、乳牛二、三歲牛二、二歲牛一と定めたり、而して罰の加算は一九、三九等と稱す、一九とは罰一牲畜と罰九牲畜とを加算せるものにて、三九とは罰三牲畜と罰九牲畜とを加算せるものとす、而して此等罰牲は私罰の時は被害者に給與し、公罪には告發人に賞與する外、悉く一族の公產として公用に供す、即ち存公牲畜にして盟長又は該族扎薩克之を管理して他日賞與の用に供し、毎年末其全數を理藩院に報告して私かに濫用せしめざるこゝとす。

存公牲畜

次に青海の番子は其部落の分布區域頗る廣闊にして、青海、四川、西藏に跨り七十九族を算するも、現時西寧辦事長官の管轄に屬す、從來蒙律中番民に關係ある條款を選みて番例を編纂し、之を以て番民を治め來しりものにて、民國三年一月西寧辦事長官より番子は性强悍動もすれば劫掠を行ひ、事件の處分に當り輕きに過ぐる時は益强暴の徒たるべきか故に、内地の法律に比し重きに從ふべき旨建議せしこゝありしも、新特別法令の公布前は尚ほ番例に依るべしとせるものなりとす、現時番地の行政は千人以上の部落に千戶一名、百人以上の部落は百戶一名、百戶に及ばざるものは百長一名を設け、十戶に十長を置くの定めにして、百戶毎に毎年貢馬一頭（一頭の折銀八一兩）を納めしむ。

青海番子に適用する律（番例）

又清代蒙人は之を漢人と區別し漢官こなる者極めて稀なりしも、現時内蒙に在りては漢字を知る者少なからず殊に民國以後五族共和を標榜し、蒙古待遇條例に於ては蒙人にして漢文に通曉し且つ法定資格に合する者は中央地方の文武各職に任用し得るに至りしより、民國四年五月四日内務部、陸軍部、蒙藏院協同して蒙人内地服官辦法を規定し、各蒙族は本族内に於て漢文漢語に通曉せる年齡二十歲以上の蒙人毎族一人を選擇し、各族扎薩克より

蒙人の内地服官

蒙古待遇條例

蒙人甄試章程

り保證狀を交附し、各巡按使、都統、辦事長官に送りて考査を受けたる上北京に送り、武職有資格者は陸軍部にて然らざるものは内務部蒙藏院會同して甄試し、甄試後名簿を大總統に提出して裁可を受け北京に留めて試用し、二―三年後に至り隨時大總統の認可を經、或は各省に派遣し又は北京に留めて職事に當らしめ、甄試に合格せざりし者は旗に歸らしむるの規定にて、右の甄試に關しては蒙人甄試章程七條を制定し、論文、面試の二あり、第一試論文の科目は法制大意、行政概論、蒙古史、軍事大要とし、第二面試は蒙古の民情、風俗、習慣、其他學業等に就き問答するの規定なりとす。

國民政府成立の基礎

第九章　中華民國國民政府

國民政府各般の行政は今尚ほ肇造時代に屬し、法制の不備に加ふるに、制度の改廢常ならず、且は南京、武漢兩派の分裂後各其欲する所に隨ひて歸一する所なく、最近兩派合體後と雖も尚ほ其施設亂脈を極むるのみならず今や又軍事抗爭分裂再現の實狀に在りて、行政組織の如き眞に捕捉するに難く、政治の根底未だ定まらざるが爲め之が詳細を叙述すること容易ならず、叙述の價値又從つて必らずしも大ならず、然れども國民革命軍の北伐繼續、長江一帶への進出後は、支那の大勢に及ぼす所頗る大なるものあり、之れ特に國民政府に關する一章を設けし所以なりとす。

而して國民政府は之が成立の基礎を中國國民黨に措き、所謂以黨治國を標榜するものにして、政府と黨とは不離の關係にあり、從つて國民政府組織の眞想は、三民主義及五權憲法を以て建國の基礎たらしめたる孫文氏の國民政府建國大綱に就き之が内容を明かならしむるの要あると共に、更に國民黨成生の沿革及黨の政綱、組織並に所謂廣東政府組織の經過變遷等に就き熟知するの要あり、然れども中國々民黨の歴史其他に關しては世上之が研究を發表せられたるもの少なからず、又制度の一般を記述せんとする本書の目的にもあらざるが故に、唯だ其一般を略述するに止め、專ら中央及地方行政制度に就き概說することゝせり。

第一節　中國國民黨成生の沿革

國民黨は其前身中國同盟會と稱し、孫文氏の興中會に其淵源を發せり、而して其國民黨と稱せしは民國以後のことに屬す、即ち孫文、黃興等の諸氏に依り組織せられたる中國同盟會（孫文一派の興中會及黃興一派の華興會並に章炳麟一派の光復會の三團體により組成せられ、一九〇五年即ち光緒三十一年東京にて成立せり、滿朝倒壞、共和の建設、世界眞正平和の維持、土地國有を綱領とし、機關紙民報を利用して盛んに革命思想を鼓吹せり）が民國の成立と共に秘密結社たるの假面を脫し、反政府黨を招來して一躍國民黨と稱する一大政黨と成りしものにて、常に反政府黨を打つて一丸とし政府に反抗し來りしも、袁氏の帝制以後黨內各派の集散離合常なく、合併分解頻發して政黨を完成するの暇なくして何日しが政黨的生命を失ふに至れり、但し同じく國民黨と稱するも、政黨國民黨と所謂革命國民黨とは之を同一に論じ得べからざるものあり、即ち政黨時代の國民黨は民國成立と共に一時に膨脹を來せしものなるが故に、其組成分子は種々雜多となり、中國同盟會即ち孫文直系の革命國民黨とは其內容異なるものとす、蓋し現時の國民黨は中國同盟會を其前身と爲すこと前述の如きも、其後革命の成効と共に一時盛んに門戶を開放せし結果眞正の分子は其黨奧に潛みしが、後更に革命黨に還元せるもの即ち革命國民黨と見るを得べし。

清末秘密結社に新舊二派ありき、白蓮會、三合會、哥老會と稱するが如きは舊派中の最も有力なりしものにして、中國同盟會及康有爲等の保皇會は即ち新派に屬せしものなりとす、保皇會は立憲君主派を代表して漸進主義を唱導し、中國同盟會は民主革命を唱へて急進派の先鋒となり、此間舊派に在りても三合會、哥老會等の如きは時々新派の利用する所たりき。

國民黨成生の沿革

中國同盟會

政黨國民黨

革命國民黨

清末秘密結社

而して支那に於ける政黨抗爭の起源は、清末資政院の開會に始まり、憲友會（宣統三年六月北京に成立、孫洪伊、湯化龍、譚延闓、林長民等を幹部とし、國會請願同志會一派の議員により組織せられ、立憲君主制を唱へたりき）及憲政實進會（資政院勅選議員の組織せるものにて、憲友會に對抗せる政府側の保守黨たりき、莊親王、陳寶琛等を幹部とせり）の黨爭之れなりとす、其後革命の主動的地位に在りし中國同盟會は特に其勢力を振ひて臨時南京政府の要職を獨占し、南北統一に際しては孫文氏を總理に、黃興、黎元洪二氏を協理に、宗教仁、馬君武、胡漢民、張繼、汪兆銘等の諸氏を幹事に推擧して初めて政黨組織を採用し、其他共和實進會、國民公黨、國民協進會、共和俱進會、國民進政社、自由黨、社會黨等幾多の小黨雜然分立せしが、臨時南京參議院の北京に轉移せし當時に於ては、共和黨（民國元年五月國家主義を標榜し、國權黨とも稱して政府と結び國民黨に反對せり、黎元洪氏を理事長とし、張謇、那彥圖、章炳麟、伍廷芳等を理事に、林長民、湯化龍、范源廉、王揖唐等を幹事とせり、統一黨及湖北派の民社を中心とし、國民共進會、民國公會等の小黨を結合せしものなるも、統一黨の領袖章炳麟氏は統一黨の存續を宣言して理事たるを辭せり）、國民黨（民國元年八月成立す、宋教仁の盡力により成れる同盟會、統一共和黨、國民共進黨、國民公黨、其他共和實進會等の結合にして、所謂同盟會派なりとし、張耀曾、谷鍾秀、王龍惠、徐謙等を幹部とし宋教仁を主腦者とせり　現時の國民黨の起源をなすや勿論なるも、其後數次の變遷を經たり、從て其內容相違す、當時北京に成立大會開かるゝや、孫文之に臨席して講演を爲し、中央集權、國家社會主義等に五族同化を、民主黨（民國元年十月梁啓超の支那に歸るや彼は袁世凱と妥協して政界復活を策せしが、此の機會に於て北方中心主張せり）、民主黨派たる共和俱進黨、共和促進黨、國民新政社を合併し、更に湯化龍、林長民等の共和建設討論會及孫洪伊等の共和統一黨と結びて、統一黨（章炳麟を領袖とせり、共和黨の成立に當り章炳麟之が理事に推擧せられしが、彼は理事の職を辭するや共に統一黨の存續を宣言せしこと曩に述べしが如し、當時王揖唐等章氏と行動を合同せりものなりとす）、統一黨（章炳麟を領袖とせり、共和黨の成立に當り章炳麟之が理事に推擧せられしが、彼は理事の職共にせしも、黨員の多くは共和黨に走れり）の四大政黨對立し、就中國民黨最も優勢にして、民國二年第一次國會の開會に際しては兩院議席の大多數を掌握せしが、同年五月前記共和、統一、民主の三大政黨相合同して進步黨と稱し、黎元洪氏を理事長に推擧すると共に、同月二十九日之が成立を宣言せり、蓋し國民黨が議席の大多數を占むるや、自ら反國運動の機熟し、加ふるに袁一派の暗中飛躍ありて、遂に三大政黨の合同を見たるものにして、袁氏は更に猛烈なる國民黨

政黨抗爭の起源

憲友會

憲政實進會

四大政黨

進步黨

の破壊運動に着手し、盛んに黨員を誘惑せしより、脫黨者日に增加し、殊に宋教仁暗殺事件後は、黨内急激（舉兵を主張）、穩健（法律に據りて袁氏を製肘せんと主張す）の二派に分れて黨員益々減じ、更に第二次革命に際しては黨員中南下する者及北京に留る者ありて再び兩分せり、斯くて國民黨の兩院議席に於ける勢は最早晩回するに由なかりしも、然かも憲法起草委員會に於ては尙ほ多數を占め袁氏に反抗するあり、遂に袁氏の御用黨たる公民黨組織せられ、梁士詒を領袖として益々國民黨を壓迫せしが、其後公民黨の現出は之が反抗運動として國民、進歩兩黨の提携を策するに至り、當時國民黨内に在りては之を解散して新黨に加入するは光輝ある國民黨の名譽を湮沒するものなりとの理由を以て反對する者少なからず、合同の實現を見ざりしも、然かも國民、進歩兩黨よりの脫退者等新たに民憲黨を組織し、國民黨も亦勢力維持の爲め之れと相聯絡せり。

國民黨の分裂

公民黨

民憲黨

斯くて第一國會末期に於ける政黨の分野は、公民、進歩、國民、民憲の四大政黨ありて、公民、進歩二黨は袁氏の御用黨となり、國民、民憲二黨は反政府黨として活躍せり、但し袁氏の「クーデター」により事實上共に破壞し去られ、政黨國民黨は這に再び革命的秘密結社に還元し、一時の方便を以て結合せし異分子は漸次排除せられ或は脫退せるが故に、國民黨は再び孫文氏を中心とせる國民黨即ち其前身たる中國同盟會に逆轉せるの觀ありき、然れど一度既に政黨化せる國民黨は其還元後と雖も從前の秘密結社とは大に異なる所あり、北京政權の埒外に在りて公然政府に反抗し、革命の爲めの新道程に入ると共に、巧みに民心を捕捉して其主義の扶殖普及に努むること約十年に及び、民國十三年孫氏北上の頃は北方軍閥も亦之を如何ともする能はざるの一大勢力を形成するに至れり、但し第二革命後の國民黨には尙ほ黄興、岑春煊一派の混在せるあり、民國十三年孫文中心國民黨の完成さるゝ迄

政黨の分野

政黨國民黨の逆轉

には數次の變遷を經たるや論なし、即ち第三革命直後に於ける孫文中心の革命黨は未だ其活動大ならず、袁氏去世の後に於ても在野の革命黨には進歩黨或は國民黨系混在し、國民黨系にありても亦孫文一派は黄興、岑春煊各派と共に國民黨系として所謂民黨と總稱せられ、北方軍閥たる段祺瑞、其他長江一帶に在りて中立態度を執りし馮國璋、倪嗣沖、王占元等の爲め革命軍の北進を遮蔽せられたりき（即ち民國五年八月國會復活するや、國民黨は再び政黨として議會に多數を占めしも、進歩黨は國務總理段祺瑞に接近して、官僚軍閥聯合の力を以て國民黨に當りしより依然國民黨は反政府派即ち民黨として對抗し、民黨の地盤たる雲南、四川、貴州、廣東、廣西五省の督軍は相結束して西南護法を高調し、北方に在りては安徽、江西、河南、湖北、直隸、山東、甘肅、東三省、福建等十三省代表は五年九月、徐州に會合して民黨に挑戰せり）、加ふるに梁啓超等御用黨の領袖は憲法研究會を興して段氏を擁護し、國民黨の切崩しを企圖し、更に岑春煊氏の如き國民黨系の巨頭は政學會（五年十一月段内閣に入りし張耀曾、谷鐘秀等により）推戴さるを組織し、唐紹儀氏又孫文氏と別途に入る等、國民黨系の領袖等續々黨派を組織して分離し、政界の波動に左右せられて漸次官僚化し、革命の意氣を失へるの觀ありき。

民黨

歐洲參戰と國民黨

復辟

而して其後民國六年三月歐洲參戰に際し國務總理段祺瑞は之を議會に問はずして國交斷絶を宣言せしより、民黨議員の反對激しく、舊國民黨議員悉く之に反對し、五月十九日議會は多數決を以て宣戰案を葬りて段内閣の不信任を表明せしが、當時督軍團は議會の解散を要求せしに拘はらず黎大總統之を聽かず、却つて段總理を免職せしより、段氏を援助せし督軍連相尋ぐで獨立を宣言せしが、更に六月に至りては長江巡閲使張勳は徐州より大兵を率ゐて北上し國會の解散を要求するあり、黎總統已むなく國會を解散せしが、七月一日に至り突如張勳の復辟を斷行するあり、段即ち之が討伐を宣言し、副總統馮國璋氏又之に應するありて、張勳の復辟忽ち失敗に歸せしが、事件後段内閣再び成立し、馮氏代行大總統となり、國會既に消滅し居りしが故に八月十四日遂に對獨宣戰を

布告せり、蓋し爾後民黨が不倶戴天の仇敵として段氏及段氏周圍の北方軍閥を呪咀するに至りしは之より始まるものにして、袁氏去世後の南北議和は一時全く絶望たるに至れり。

元來孫文氏は民國以來革命の不徹底なるに失望する所あり、政黨政治の實現容易ならざるを悟ると共に、軍閥倒壞を以て先決問題なりと決するに至りしものにて、滿淸政治の倒壞は袁段軍閥の天下となり、政治の刷新は何等施すの餘地なく、殊に歐洲參戰に際し段氏の國會無視は一層其感を深からしめ、國民黨の急激分子等孫文を擁して廣東軍政府を組織し、孫文又大元帥たるを甘諾すると共に、表面に立ちて理想の實現を決行せんと圖りしものなりとす、今更に國民政府成立の經緯を明かにせんが爲め廣東政府組織の變遷を略述すべし。

廣東軍政府の組織

現時國民政府の組織は、民國十四年七月一日廣東に於ける國民黨中央執行委員會々議に依り議決公布せられたる、中華民國々民政府組織法に基き設立せられたるものなるも、其の這に至る迄には其前身として所謂廣東政府の組織せらるゝありて幾多の變遷を經來れり、蓋し袁氏帝制の野望は南方人心を昂憤せしめしこと極度に達し、民國四年十二月二十三日を以て雲南の唐繼堯氏は蔡鍔其他の武將と謀り、武力に訴へて之に反抗するの氣勢を示すに至りしが、之れ南北對峙運動の第一期を爲せるものにして、翌五年四月十八日には所謂護國軍政府の成立を見、唐繼堯、劉顯世、陸榮廷、龍濟光、梁啓超、蔡鍔、任可澄、李烈鈞、陳炳焜、張鳴岐、戴戡等雲南、貴州、廣西、廣東四省の連結を保ち、軍事行動に訴へて國體の擁護を爲すべきことを標榜すると共に、黎元洪氏の正式大總統就任及國會恢復を主張し、同年五月八日其統一機關として軍務院を組織せり。

軍政府組織の變遷

當時軍務院の組織としては、撫軍長に唐繼堯氏を、副撫軍長に岑春煊氏を推し、更に梁啓超氏は撫軍兼政務委

南北對峙

廣東護國軍政府

軍務院

員長に任じ、此他劉顯世、陸榮廷、陳炳焜、呂公望、龍濟光、湯鄴銘、蔡鍔、李烈鈞、戴戡、羅佩金、李鼎新、劉存厚等の諸氏撫軍に就任する等組織略ほ成りて、內政、軍事諸問題を處理し、外交は唐紹儀氏を特任外交專使に、王龍惠氏を同副使に任じて重要事項を處理せしめしが、其後幾許もなく黎氏の大總統就任及國會の恢復實現せるが爲め、軍務院は自ら之を解散すべき旨中外に宣言し（七月十四日）、北京政府の統一を謳歌せり。然るに其後民國六年に至り段內閣の武斷政策は南北兩派の感情を離隔せしめしこと甚だしく、殊に對獨斷交の專斷決行は遂に南方系閣員をして連袂南下せしむるに至り、在滬艦隊亦孫文氏を擁して廣東に走り、民國六年七月三十一日廣東護法軍政府を樹立すると共に、同年九月十日孫氏を大元帥に擧げ、其下に護法內閣を組織せり。即ち段氏の不法に對する約法擁護運動の第二回分裂にして、當時內閣は伍廷芳（外交）、唐紹儀（財政）、程璧光（海軍）、孫洪伊（內務）、張開儒（陸軍）、胡漢民（交通）の諸氏之を組織せり。

廣東護法軍政府

斯くて孫文大元帥の下に護法運動を開始するや、當時孫文式專制は寧ろ段氏以上に出でんとするの傾向ありて聯合各省間の不一致を來せしより、之が調和を圖らんが爲め、議和總代表岑春煊、軍事總代陸榮廷、唐繼堯、程璧光、其他唐紹儀（財政）、伍廷芳（外交）等聯合會議を開きしも成らず遂に孫氏の廣東退去を見るに至れり、蓋し當時聯合會議は對內的に一時の協調を保持すること共に、對北方政策として孫氏を除外せる南北和議を策せんとするにありしも、其後幾許もなく前記の會議制は一變して政務總裁制と爲り、七人の總裁を擧げ、其主席に岑氏を擧げたるが、其結果は明かに孫文派を除外したるものなりき。故に主席總裁制は即ち岑內閣の實現なりとて、孫派の純民黨は岑派の政學會系を惡むこと仇敵の如く、南方護法派の內部は此時に於て全く精神的に解體せり（其名義上の總裁は

護法各省聯合會議

中華民國聯合軍政府

總裁制

岑春煊、唐紹儀、唐繼堯、伍廷芳、孫文、林葆懌、陸榮廷の七氏と爲す）、而して之より先、大元帥時代より廣東に召集せる非常國會（卽ち舊國會議員）は、此時漸次各地より來集して法定數に達し、廣東國會を以て民國の正統なる國會と稱するに至りしかば、右國會の承認を得て新內閣を組織し、七年七月六日夫々閣員（內務岑春煊、外交伍廷芳、財政唐紹儀、海軍林葆懌、陸軍莫榮新、交通孫文、參謀總長李烈鈞）を任命せり。

孫岑兩派の離反

爾後北方政局の變化と共に、南方も亦內部の紛糾愈熾烈となり、八年後半期より九年上半期に於ては孫、岑兩系は遂に名義上の協調すら保ち能はざるに至り、九年六月孫文、伍廷芳、唐紹儀、唐繼堯は連袂して軍政府を脫退し、孫派は北方の段祺瑞と握手し、岑派は直隸系と提携し、國會議員の一部は雲南、四川に轉々し、軍政府は其與黨議員及陸榮廷一派と共に其殘壘を固守せるも、幾許もなく陳烱明は所謂粵人粵治主義を高唱し、廣東の政權を恢復したるを以て、遂に岑氏を中心とする軍政府は北京政府に歸屬するの宣言を發して消滅せり。蓋し陳烱明は曩に民黨派の一部將として福建督軍李厚基を驅逐せんとし、閩南地方に侵入せしが、當時廣東は廣西軍の橫暴に依り頗る苦痛を感ぜしより、這に粵人治粵の聲全省に瀰漫し、遂に陳氏は李厚基と妥協を結びて廣東に歸り、陸榮廷旗下の廣西軍より廣東を奪回せるものなりとす。

粵人治粵主義

軍政府の消滅

廣東正式政府成立

而して民國九年十月下旬陳烱明軍の廣東入城と共に、四川に轉移せる一部議員の復歸と孫氏等の南下に依り、廣東政府は茲に新たなる粧ひを以て再興せられ、護法云々の文字を用ゐず、直ちに廣東政府を以て中華民國の正式政府なりと稱し、勢に乘じて廣西を討伐し、更に雲南、貴州、江西、廣東、廣西の六省聯合軍を率ゐて北京僞政府の討伐を爲すべき旨を宣傳し、偶々開かれたる華府會議にも廣東正式政府を無視して北京僞政府代表を迎ふるに於ては、其決議は全然民國に對し無効なりとの旨を中外に宣言して氣勢を揚げ、十年五月五日遂に其成立を見たり（大總統孫文、外交伍廷芳、內務陳烱明、財政唐紹儀、海軍湯廷光、參謀總長李烈鈞、大理院長徐謙）

陳烱明の實權掌握

然るに民國十一年四月孫文、陳烱明兩氏の間に衝突起り、遂に孫文は再び廣東を去り、政治の實權は陳烱明の掌握する所となれり。蓋し孫文の廣東正式政府大總統に就任するや、彼は南方政府の威勢を示さんが爲め頻りに北伐を焦りしが、當時廣東省は廣西軍誅求の後を受けて財政窮乏し、且は實力把持者たる陳烱明の反對ありて事進捗するを得ざりしが、其後廣東市政廳の米國借款成立し且は北方張作霖との提携成りしより、十年十一月桂林に於て北伐軍事會議を開き、李烈鈞、許崇智等を部署せしも、當時尙ほ陳烱明の反對あり、北伐は其聲のみ大にして實行伴はず、唯だ奉直兩派の形勢切迫せし時なりしが故に、多少直隸派背後の脅威たらに過ぎざりき、而して民國十一年に入りてよりは孫氏は北伐計畫を變更し、湖南侵入を改めて江西侵略を企て、四月大本營を韶關に進めしが、尙ほ陳烱明の反對ありしより、遂に感情を害し陳の職を免ずると共に粵軍は之を大本營直轄に改めたり、然るに陳氏の部將等之を不當とし、孫氏の退職を要求するあり、大總統府を攻擊せしより、孫氏は軍艦に乘りて黃埔に逃れ、更に香港を經て上海に來りしが故に、陳烱明再び廣東に入りて粵軍總司令に復せしものとす。

孫氏の北伐計畫と廣東退去

廣東大元帥府の組織

陳烱明の失脚

斯くて陳烱明は十一年六月廣東を回復し、軍備の整理、內政の整頓に着手せしが、孫文擁護の國民黨員等上海に集りて回粵の機を窺へり、而して當時廣西には劉震寰其他の軍隊ありて陸榮廷の殘黨及自治軍を討伐すと稱し陳烱明より軍費を搾取せしが、國民黨員之と結びて滇桂聯軍と稱し、十二年一月陳烱明に叛き西江を下りて廣東に殺到し、更に沈鴻英の廣西軍又北江を下り來りしより、粵軍敵せずして陳烱明は失脚し、廣東は滇桂聯軍の手に歸せしより再び孫文の歸粵を見、三月三日大元帥府を組織し、同七日新政府を組織すると共に、孫文氏の理想

孫文の歸粵・孫陳兩者の主張

に基き裁兵及民政に着手せんこせしも、征戰絕ゆる時なく、孫氏の逝去まで僅かに大元帥府を維持せるに過ぎざりき。猶ほ孫陳兩者の關係を見るに、兩者共に廣東人にして互に相爭ふは奇異の觀あるも、元來孫氏は支那の政治革命を唱導し、敢て廣東を眼中に置かず、之に反し陳氏は所謂粵人治粵を唱へ、愛鄉を主こして消極的平和を欲せしのみならず、更に政治の理想に於ても、孫氏は自治の最大單位を縣こし、中央集權を主義こせるに對し陳氏は聯省自治を主張し、倒底兩者相容れざる關係に在りしものこす。

孫氏倒吳の計畫

而して此間孫氏は民國十二年奉直戰後吳佩孚氏が戰勝將軍こして直隸派の中堅を成すや、彼は吳佩孚を以て支那統一の唯一の障害なりこし、之が討伐を計らんが爲め奉段兩派この間に盛んに密使を往來せしめしが、其の北伐は民國十三年譚延闓の湘軍湖南省境に入りて一時趙恒惕の惰眠を醒ませしこ雖も、戰況意の如く進捗せずして省內に引返し、所謂聲討的北伐に過ぎざりき。但し民國十三年第二奉直戰に於ける吳佩孚の大敗は、孫氏倒吳の目的を達せるものにして、之れに基ける段派の復活は一旦段派こ手を握れる關係上、孫氏の北上を已むなくせしめ、十三年十一月下旬香港出發、日本を經由し、十二月四日天津に到着して病を得、病を押して入京し善後會議に列席せんこせしも、不幸肝臟癌の爲め三月十二日北京に仆れたり。

孫氏の北上

孫氏の去世

而して當時孫文一派の國民黨は暫く段氏をして時局を收拾せしめ、徐ろに革命の機の至るべきを待たんこせしも、此間善後會議に對する段氏の意向は國民黨こ相容れざるものあり、妥協の望み盡くるや、民國十四年一月善後會議反對の宣言を爲し、更に國民黨急進派中に在りては、第二奉直戰後奉張こ快からざる馮玉祥一派の國民軍こ語らひて「クーデター」を行ふべしこ謀言を立つるに至りしが、孫文の去世は國民黨に與へし打擊頗る大にして

孫氏去世後の國民黨

共產、反共產分子の分裂は領袖の死こ共に現實こなれり、卽ち共產主義に反對せし馮自由一派は北京に留りて穩健派卽ち右傾派を網羅し、國民黨同志俱樂部を組織して國民黨を脫退し、急進派卽ち左傾派は居殘りて革命主義の命脈を維持し、殊に陳友仁氏の如き徐謙等こ共に北京に民報を發刊して反帝國主義を鼓吹せしが、十四年七月張作霖死せりこの報を載せて張作霖の怒に觸れ、陳友仁は捕縛せらるゝに至りしこさありき。

斯くて廣東政府は極左派の掌中に歸し、右傾派は極力黨の分裂防禦に努力せしも、勢の赴く所如何こもする能はず、準左派は漸次極左派に併合せられ、廣東は共產國民黨の曉將廖仲愷、胡漢民、汪兆銘、蔣介石等の天下こなれり。

廣東國民政府の組織

而して孫文氏逝去後の廣東國民政府は、一時胡漢民氏を部務大元帥に推擧して一切の政務を總攬せしめ、唐繼堯を副元帥に、廖仲愷、伍朝樞夫々財政外交を担任せしが、其後國民黨內の內訌熾烈なる爲め統一的活動を爲す能はず、加ふるに在粵雲南軍の敗退以來愈々政權統一の必要を感ぜしが、偶々民國十四年六月二十三日沙面事件起りしより、益々統一計劃を斷行し、廣東政權を確立するの要に迫られ、遂に六月三十日國民黨中央執行委員會の決議に依り廣東政府を改組して、中華民國國民政府こ改むるここに決し、國民政府委員こしては委員長に汪精衛、常務委員に胡漢民、譚延闓、許崇智、林森、張人傑、于右任、張繼、徐謙、廖仲愷、戴天仇、伍朝樞、古應芬、朱培德、孫科、程潛等十五名、秘書長に李文範を擧げ、七月三日對外並に對內方針を宣言せり。

中華民國國民政府の成立

次で七月三日省政府組織法を發布し、許崇智を廣東軍事廳長に、廖仲愷を財政廳長に、孫科を建設廳長に、古應芬を民政廳長に、宋子文を商務廳長に、許崇清を教育廳長に、陳公博を農工廳長に、露人「ボロヂン」を高等顧問に新任

廣東省政府の組織

し、同時に前記七名の聯名を以て廣東省政府宣言を發表せり。同宣言は先づ國民黨と廣東の歷史を述べ、次で國民黨と廣東の關係を說き、終りに省政府今後の施政方針に關し其最低限度を標出せるものにて、其要旨左の如し。

廣東省政府宣言

(一)軍隊をして人民保護の責を負はしめ、地方を平和にし、匪患を肅淸す
(二)財政原理の稅則を新訂し以て政費に充足し、而して人民の負擔を輕減せしむ
(三)一切の賭博を禁止し、且つ禁烟條例を頒布して切實に遵奉す
(四)吏治を整頓し、中國々民黨試驗監察の制を適用し、以て地方にて人を得ることを期す
(五)地方自治を扶植し以て民權の基礎を樹立す
(六)交通を整頓し、全省の商旅をして水陸通行を無事ならしむ
(七)工業を發展し、商業の進行を保護し、裁釐加稅以て商民の病苦を救ふ
(八)農民工人の利益を保護し、其の團體組織を援助し、以て其の發展を圖る
(九)教育經費を獨立せしめ、教育生活の保障を圖る外、學兒童を救濟す

政務執行機關

猶ほ中華民國々民政府政務執行機關としては外交、財政、軍事の三補助機關を設く、當時同政府首腦者の顏觸は、特任國民政府軍事部長　許崇淸、外交部長　胡漢民、財政部長　廖仲愷、大理院長兼管司法行政　徐謙（徐謙着任まで代理林翥）、廣東市政委員長　伍朝樞等にして、國民政府の基礎確立せしが、其後國民黨の左右兩黨分裂に關聯して部內の勢力暗鬪熾烈となり、八月二十日廖仲愷の暗殺後胡漢民、許崇智等も相繼ぐで廣東を去るに至れり。

蓋し當時共產國民黨に在りては廖仲愷、胡漢民、汪兆銘の三氏其中堅となり、就中廖氏の勢力最も大にして、更に蔣介石氏が軍官學校長として率ゐし六千の兵勢は共產派に千鈞の重味を附加せしが、廖氏の暗殺は胡漢民の使嗾せし所なりと思意せられ、之が爲め胡漢民は一時控禁せられしことありしものとす。

斯くて財政部長は廖氏の死後古應芬之に代り、次で宋子文となり、外交は胡漢民遂はれて傅秉常の代理を經て陳友仁之に代り、軍事は許氏の逃亡後譚延闓となれり。尙ほ孫科、林森、張繼、戴傳賢等も左派と合はず一時廣東を去り、國民政府の委員は僅かに數名を殘すのみとなれり、而して其後民國十五年七月北伐決行に關聯して北伐軍總司令部を置くことゝなり、蔣介石之が總司令に就任し、其先輩譚延闓、許崇智其他粵軍の李福林等の先輩を凌駕するに至れり、蓋し兵の實力に依る結果ならんも、一は又「ボロヂン」以下軍官學校に於ける露人の力に與る所少なからざりしと稱せらる。

國民黨の政綱
第一回宣言（民國十二年、
民國十三年の修正政綱
國民政府建國大綱
清朝滅亡後の標語
中國同盟會黨綱
孫文遺囑

第二節　中國國民黨の政綱

曩に述べしが如く、國民黨は其淵源を秘密結社たりし中國同盟會に發す、同盟會固より現時の國民黨と完全に一致するものにあらざるも、然かも其系統を引き來りしは疑なき事實にして、更に民國元年南北統一に際しては政黨組織を採用し、其後變轉窮りなかりしも、民國十二年一月に至りては孫文を核心とする中國國民黨の第一回宣言あり、更に民國十三年一月には廣東に於ける全國國民代表大會に於て黨の改組問題を議し、中國青年共産黨及中國共産主義青年團の入黨を認むると共に、其政綱は共産主義的色彩を加味するに至り、反對運動頗る猛烈を極めしが（但し其發表せし政綱は民國十二年一月一日の宣言を幾分修正せる所あるのみにして、原案に比し著しく緩和されたり）、之れ現時尚ほ表面上存續せる國民黨の政綱にして、其後四月には孫文氏により國民政府建國大綱の發表せらるゝあり、更に十四年三月孫氏の北京に逝去するに際し其遺囑を發表し、孫文氏の著せる建國方略、建國大綱、三民主義及第一次全國代表大會の宣言に依照して同志の努力を訓へ、次で民國十五年一月第二次全國代表大會に於ては孫文の遺囑を體すべきを稱せり、但し其表面に於ては更に一歩を進めて露國との提携を絶叫せり。

而して光緒三十一年中國同盟會の發表せる黨綱は、世界眞正平和の維持、劣惡政府の倒壞、共和政府の建設、土地國有等を主張せしが、然かも當時は滿朝政府の轉覆（雖康の排除）を先決問題とし、孫文の所謂民主主義に對しては黨員中之が諒解を爲す者多からざりき、次で民國元年政黨組織に際しては當時既に清帝退位し、興漢滅滿の標語も其意義を失ひしが故に、國民黨の標語は五族共和、男女平等、不平等條約の改廢等を主張し、行政の統一、地方自治の促進、種族同化の實行、國家社會政策の採用、義務教育の普及、徴兵制度の勵行、財政の整理、稅制の釐定、移民開墾事業の奬勵等を唱導せしが、同年八月同盟會、國民共進黨等五黨を合して國民黨と稱し一大政黨を組織するや、政治の統一、地方自治の發展、國家社會主義即ち民生政策の採用等を唱へしも、專制政治の後を受けたる共和政體の出現を歡喜せるのみに過ぎず、而して孫文氏が前清以來抱懷せる理想を始めて發表せるは、民國十二年一月一日中國國民黨（孫文を中心とせるものにて全く異分子を交へざりき）の宣言にして、教育の普及、民族文化の增進、條約の改正、普選の實行、階級制度の廢除、自由平等、土地所有の制限、大商工業の國家經營管理、民食の均足、幣制、稅制の改良、勞資間地位の平等、男女平等、農村組織の改良等を唱導し、同時に發表せる中國國民黨黨綱に於ては三民主義及五權憲法を唱へり、蓋し孫文氏が革命四十年の苦き經驗の結晶にして、民族主義を以て民族的國家を實現し、民權主義により民權（選舉權、創制權、覆決權、罷免權）の實現を圖り、男女平等の全民政治を完成すると共に、民生主義を以て勞資階級の不平を防止し社會經濟の調節に努め、全民資力を以て全民富源の開發を爲すこと、之が實施の爲め實業の國營（大規模の實業にして民間に屬するものは政府之を經營管理し、勞働者も亦一部分の管理權に參與す）、地權の平均（國家に於て土地法、土地使用法、地價稅法を規定し、私人の土地所有權は法定權限を超過し得ずとし地權の平均を圖る）、幣制の改革を遂行すべく、更に立法、司法、行政、監察、考試の五權分立を原則とし、完全なる民國憲法を完成すべきを宣言せり。

中國國民黨の宣言
中國々民黨黨綱
三民
五權
民國十三年改組國民黨政綱

而して民國十三年一月十日改組の國民黨政綱は、共産黨員の入黨を認めたるが爲め世人の注意を喚起せしも、何等共産的色彩を加味せるものにあらず、純然たる國家社會主義即ち孫文氏の三民主義の範圍を出でざるもので、唯だ對外政策として不平等條約の撤廢を揭げ、且つ國民の聲として絶叫せられしのみならず、赤露と提携し

或は黨員中第三「インターナショナール」に關係を有する者あり、加ふるに其對內政策中に於て土地收用法に關する主張並に農團、工團軍の編成、其他軍費調達の爲め收稅賦課を敢てせしは、資產家の怨嗟を受け、保守主義者の反感を買ひ、遂に孫文に反感を有する者をして廣東赤化の聲を高くするに至りしものなるべく、其實孫氏の生前に在りては未だ赤化と思意すべき事實極めて少なかりしが如し、今參考の爲め中國國民黨政綱及孫氏の遺囑を示せば次の如し。

中國國民黨々綱（民國十三年一月第一次全國代表大會通過）

中國國民黨々綱　總綱

（一）總　綱

三民主義、五權憲法に基きて中華民國を建設し、第一民生を謀り、次に民權を定め、更に民族主義を實行し同時に各國との條約を修改して國際平等國家の獨立を確立すること。

對外政策

（二）對外政策

（1）一切の不平等條約例へば領事裁判權、外國人の關稅管理權、及外國の支那國內に於ける一切の政治的權力にして支那の主權を侵害するものは之を改訂すること、

（2）自ら一切の特權を放棄せんとする國家に對し、支那は之を最惠國と認むること、

（3）支那と列强との間に締結せる條約にして支那の利益を侵害するものは之を改訂すること、

（4）外債は支那が政治上實業上損失を受けざる範圍內に於て保證並に償還すること、

（5）支那國內に於ける責任を負はざる政府、卽ち賄選に依る總統の下に在る北京政府の如きもの、借りたる外債に對しては支那國人民は償還の責任を負はざること、

（6）各省實業團體を召集して會議を組織し、外債償還の方法を籌備すること、

（三）對內政策

（1）中央及地方の權限に對しては均權主義を採用すること、

（2）各省人民は自ら省憲法を制定し省長を選舉することを得ること、

（3）縣を自治の單位とすること、

（4）普通選舉を施行すること、

（5）人民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の完全なる自由權を確定すること、

（6）徵兵制度を實施し軍隊教育の改善を圖ること、

（7）浮浪人、土匪を收容して、社會有益の工作に從事せしむること、

（8）地租の法定額を廢定し、額外の徵收を禁止し、並に釐金稅等を廢止すること、

（9）糧食の生產消費を調整し、民食の充實を圖ること、

（10）農村の組織を改良し、農民の生活を增進せしむること、

（11）勞働法を制定し、勞働者の生活狀態を改良すること、

（12）男女平等の原則を確認し、女權の發展を助くること、

（13）教育の普及を勵行し、兒童本位の教育を發達せしめ、並に高等教育費を增し其獨立を保障すること、

（14）國家より土地法、土地使用法、土地徵收法及地價稅法を規定し、私人所有の土地は地主より之を評價して政府に報告せしめ、且つ必要と認むる時は其評價により買收し、又は徵收するを得ること、

（15）獨占的性質の企業及私人の力を以て辦理すること能はざるもの及鐵道航路等は國家に於て之を經營管理すること、

以上擧ぐる所の細目は最小限度にして、差當り支那を救濟すべき第一步の方法なりとし、之が施行方法としては、（一）軍政時期、（二）訓政時期、（三）憲政時期の三期に分ち、最初先づ一切の制度を悉く軍政の下に隸屬せしめ、政府は一面兵力を以て國內の障碍を芟除し、一面全國民に宣傳し、次に各縣に於て自治の訓練及施行を爲し、各縣の自治成るを俟ちて各省の自治を施行し憲政開始の時期とし、五權分立を實施し、國民大會を開きて憲法を決定宣布の後、中央統治權は國民大會に歸し、之と同時に全國民は憲法に準據して總選舉を施行するものとす。

孫氏遺囑

孫文氏遺囑（民國十四年二月二十四日）

余力を國民革命に致すこと凡そ四十年、其の目的は中國の自由平等を求むるに在りき、四十年の經驗を積みて深く此の目的に到達するには必ず須らく民衆を喚起し並に世界中平等に我を待つの民族と共同して奮鬪すべきを知れり、現在革命尚未だ成功せず、凡そ我が同志務めて須く余の著すところの建國方略、建國大綱、三民主義及第一次全國代表大會宣言に依照して繼續努力し以て貫徹を期すべし、最近主張するところの國民會議の開催と不平等條約の廢除とは須らく最も短期間に其の實現を促すべし、是れ至囑とする所なり。

第三節　中國國民黨の組織

中國々民黨の組織

中國々民黨總章

民國十二年一月孫文は國民黨黨則を制定して黨員の募集に努力せしが、其後「ボロヂン」顧問の忠言に依り黨組織を變更する所あり、所謂中國國民黨總章を制定し、民國十三年一月第一次全國代表大會に提出して其議決を經、民國十五年一月更に第二次全國代表會議に於て一—二の修正を施せり、即ち現行黨則にして、本黨則に據るに、廣東に中央黨部を置きて國民黨の總本部とし、各省には省黨部を熱河、綏遠、察哈爾三特別行政區及蒙古、青海西藏等には特別地方黨部を、此他北京、上海、廣東、漢口、南京等重要都市には特別市黨部を置きて何れも中央黨部の直屬たらしめ、更に省黨部の下には縣黨部及市黨部を設置し、縣及市黨部の下には區黨部を、區黨部の下には區分部を設けて黨組織の基本たらしむる等、總て其系統を行政區劃に置きて各級の黨部を組織するものとせり（例へは廣東市の例に據るに、市内を警察區と同じく十二區に分ち、更に花地一區を加へて十三區とし、夫々區黨部を置くと共に、更に大約五百の區分部を分設す）

中央黨部

行政區域黨部

特別地方黨部

而して特別地方黨部は其組織省黨部と同一にして、其下に縣黨部及市黨部を置き、縣及市黨部の下には區黨部を、更に其下に區分部を分設すること省黨部に於けると異ならず、且つ各地の黨務に關し更に特別區を設置するの要ある時は最高級黨部より之を決定すこせり。

黨團特別黨部

又市黨部中重要市政黨部の組織は縣黨部と同一なること勿論にして、直接省黨部の監督指揮を受け、之が設置は各該省黨部より計畫を開具し、中央執行委員會の許可を經て設立するものとす。

以上は即ち行政區域に順應せる國民黨々員の黨部組織なるも、尚ほ此等黨部組織以外に特別黨部と稱するもの

あり、各官廳學校軍隊等所謂黨團に設置するものにして、直接中央黨部に隷屬し、夫々國民政府特別黨部、省政府特別黨部等と稱し、更に其下に區黨部、區分部を存置すること行政區劃に準ぜる黨部組織に於けること異ならず。

非黨團體內特別黨部

又密秘、公開、或は半公開の工會、俱樂部、會社、商會、學校市、議會、省議會、國議會等國民黨に直屬せざる機關即ち非黨團體內に於ける國民黨員は各黨團を組織し、黨勢の擴張及其活動の指揮に當らんが爲め職員を選擧し幹部を組織して黨務の執行に任するものにして、之が行動に關しては中央執行委員會に於て詳細規定するも、夫々地方黨部即ち所屬黨部執行委員會の指揮監督を受くるものとす（例へば省議會內の黨團は該省黨部執行委員會の指揮管轄を受け、國議會の黨團は中央執行委員會、俱樂部等團體內の黨團は該地黨部執行委員會の指揮管轄を受くるものとす）。

海外黨部

其他又海外黨部或は海外總支部と稱するものあり、寧漢合作前に於ける武漢政府に於ては海外總支部と稱せしものにて、省黨部、市黨部等と共に中央黨部に隷屬し、海外各地に總支部、支部、分部、通訊處（區分部）等を分設し、以て在外僑民の黨化を圖りつゝあるものとす。蓋し總支部は省黨部に、支部は縣黨部に、分部は區黨部に、通訊處は區分部に等しきものとす。

權力機關

次に國民黨の權力機關としては、全國代表大會あり、每年一回本黨政府所在地に於て開會せられ（但し中央執行委員會に於て其必要を認むるか、或は省黨部及省黨部に等しき黨部三分の一以上の請求ある時は臨時全國代表大會を召集するを得るものとす）、該大會に於て中央執行委員、同候補執行委員、並に中央監察委員、同候補監察委員を選擧するものにして、此他全國代表大會は中央執行委員會及其他中央各部報告の接納及採行、本黨政綱及章程の修改、時事問題に對する政策政略の決定等の職權を有し、之が組織法並に各地方應派の代表人數は中央執行委員會より規定するものとす。

全國代表大會

而して中央監察委員會は中央執行委員會財政の出入稽查、黨部の進行、黨員の勤惰、下級黨部に對する訓令等の審理、其他中央政府任職黨員に對する施政方針及政績の稽核等に關する事項を取扱ふ等餘り實際の仕事を爲さざるも、中央執行委員會は全國代表大會の閉會期中黨の最高權力機關として其對外關係に於て本黨を代表し、各地黨部の組織及指導、中央機關各部の組織、黨費及財政の支配、其他商會工會市縣省國議會等に於ける內部特別組織の國民黨團を指導するの權限を把持して縱橫に活躍し、中央機關として中央黨部を設け、各部を分設して通常非常一切の黨務を執行するものにて、寧漢合作前（民國十六年五月現在）に於ては武漢政府に宣傳、工人、農民、商民、青年、婦女、海外の八部を添設して事務を分掌し、南京政府に在りては組織、宣傳、青年、海外の四部を設けしが、現時八部を設置することゝせり。

中央執行委員會

常務委員會

猶ほ中央執行委員會委員の人數は、中央監察委員會委員人數と共に、全國代表大會に於て之を定むるものなるも、常務委員九名を互選して常務委員會を組織し、中央執行委員會閉會期間中、其職務の執行に當り活動の核心を爲すものにて、更に必要に際しては中央執行委員會は政治委員會等特種の委員會を設くるを得べく、又各地黨部指導の爲めには中央執行委員會は中央執行委員或は候補執行委員を派して黨務を執行せしめ得るものとす。

中央黨部

地方黨部の權力機關

而して中央黨部配下の地方黨部即ち省黨部、縣黨部、區黨部に在りては、皆其下に夫々全省代表大會、全省執行委員會、全省監督委員會、及全縣代表大會、全縣執行委員會、全縣監察委員會、並に全區黨員代表大會、全區執行委員會、全區監察委員會を置き、更に區分部には區分部黨員大會、區分部執行委員會を置く等、凡て代表或は黨員大會を以て最高權力機關たらしめ、大會閉會中は各執行委員會を以て夫々權力機關たらしむること中央黨部に於けること異ならず、其黨部の內部組織としても又宣傳、組織、農工、婦女、調査等を分設すること略ほ中央黨

黨內部の組織

省黨部權力機關

部の組織に準じつゝあり。

而して省黨部に於ける全省代表大會は毎年一回開會するを原則とするも、中央執行委員會の訓令に基き、又は所屬縣執行委員會三分の一以上の請求ある時、其他執行委員會に於て其必要を認むる時或は全省黨員半數の請求ある時は臨時全省代表大會を召集し得べく、全省代表大會組織法、選擧法並に人數は省執行委員會より之を規定するものとす、而して省代表大會閉會期間中は全省執行委員會を以て全省最高權力機關たらしむること前述の如くにして、該閉會期間中執行委員會は少なくとも一回縣黨部及直轄黨部聯席會議を召集するを要するものとす。

縣黨部權力機關

又縣黨部に在りては每六箇月一回、縣代表大會を開き、且つ省執行委員會の訓令に基き、又は所屬各區執行委員會に於て必要を認め、或は該縣黨員半數以上の請求ある時は臨時全縣代表大會を召集するの外、全縣代表大會閉會期中に於て縣執行委員會は少なくとも一回各區黨部の聯席會議を召集すべきものとす、此他縣代表大會組織法、選擧法及人數は縣執行委員會より審定後、省執行委員會の核准を經て之を決定するものとす、大會の權限、執行委員會及監察委員會の職權等省黨部に於けること異ならさるも、省執行委員會は常務委員三人を互選して秘書處を組織するに對し、縣執行委員會に於ては常務委員一人を選擧して日常の常務を執行せしむ。

區黨部權力機關

而して區黨部の高級機關は全區黨員大會或は全區黨員代表大會にして、全區黨員大會は鄉村黨員を包括するものなるが故に、若し鄉村にして區市を距ること遠きに過ぐるか、或は又黨員過多にして召集不能なる時は、之に代ふるに全區代表大會を召集するものとし、每月一回開會して黨務を討論すべく、又區執行委員會常務委員は一人

區分部の組織

を互選するものとす、而して區分部は黨の基本組織にして區執行委員會或は其他の代理機關より之を組織するか又は自ら之が組織を行ふものにして、縣執行委員會の核准を經るを要し、區分部組織の人數は別に定數なきも五人以上たるを要するものとす、又區分部の作用は黨員間或は黨員と本黨主要機關との聯絡に在るも、若し區分部の主要機關を設くる時は、黨決議の執行、黨員の募集、區執行委員會黨務進行の幇助、宣傳品の分配、黨捐の收集其他本黨印花、紀念寫眞、表記等の販賣に從事す、少なくとも二週一回黨員大會を開くを要し、執行委員會は委員三人を選擧して之を組織し、且つ日常の黨務は執行委員會より常務委員一人を互選して之が執行に當らしむ。

各權力機關委員の任期

猶ほ各權力機關委員の任期は、代表は會期終了と共に其任務終了し、中央執行委員、省執行委員、縣執行委員、區執行委員は任期一箇年、區分部執行委員は六箇月を以て任期を定め、中央及各省各縣各區監察委員は任期一箇年と規定せらる

黨費

以上黨の黨費は黨員所納の黨費、黨高級機關の補助、其他の收入を以て之に充當する規定にして、黨費は每月每人銀二角を納むるを要す。蓋し失業疾病等の事故ある時は所屬部に登記したる後之が納付を免除せらるべく、若し又黨員にして許可なくして黨費の滯納三箇月に至る時は其黨員資格を停止せらるべきものとす。

軍隊特別黨部

以上の外尚ほ軍隊特別黨部（革命軍特別黨部）と稱するものあり、中央黨部に直屬するものにして、國民革命軍黨代表條例に基き黨員の結束を固め、且つ軍隊の黨化を完全にせんが爲め、軍隊及軍事機關中に在りて國民黨の代表たる所謂黨代表を設け、三民主義、革命精神の涵養、黨紀軍紀を鞏固にして、戰鬪力を高めんとするものなるが故に、其組織最も嚴密を極め、軍隊特別黨部組織條例に據り第何軍特別黨部、師黨部、團黨部、營黨部、連黨部、排小組

等軍の編成に順應して各級黨部を添設す、連黨部は即ち軍隊黨部の基本組織を爲し、小組は各黨部に於て訓練上の利便に基き分設するものこす。

黨代表の資格　猶ほ國民革命軍黨代表條例に據るに、黨代表は國民黨入黨以來一年以上を經過せる黨員にして、曾て國民革命に努力し政治に明がにして、紀律を嚴守するものを以て合格こし、此等優秀黨員中より選任するものにして、連及連相當組織の黨代表は軍人部より之を任免して中央執行委員會に呈報すべく、團營及同等組織の黨代表は軍人部より中央執行委員を經て之を任命するを原則こし、師以上最高級軍事組織の黨代表は中央執行委員會より任命するものこす。

黨代表の權能　斯くて黨代表は其權能軍隊長官こ同等にして、軍隊指揮官こ會同して軍隊行政を審査するの權を有す、又黨代表は軍隊指揮官の行政命令に干涉せざるも、若し指揮官の命令が國民革命に危害ありこ認むる時は、上級黨代表に報告すべく、更に又指揮官にして變亂或は叛黨の行動分明なる時は黨代表は自己の意見により法を設け適當の處置を講じたる上、上級黨代表、中央軍人部及軍事委員主席に報告すべきものこす、此他黨代表は平時に在りて軍隊中に於ける黨の代表こ爲り、軍隊中の政治情形及行動に關し國民黨員に對し完全に其責を負ふべきものにして、凡て軍隊內黨部の指導員こ爲り、各種政治文化工作の施行は勿論、俱樂部、體育會等普通の組織工作に關しても又指導の責あるこ共に所轄各級黨代表及政治部を指導するものこし、又戰時に在りては無畏勇敢の精神を以て軍兵の範模こ爲り其感化に任ずる等軍隊の完全黨化に對し重大なる職責を有するものこす。

軍隊黨部の組織　而して前記軍隊黨部の組織は中央軍人部訂定軍隊特別黨部組織條例に基き國民革命軍總司令部政治部が中央執行委員會の命を承け、黨代表或は政治工作人員を指派して之を組織するものにして、之が組織系統こしては所謂軍隊黨部の權力機關こして各部に夫々代表大會、執行委員會監察委員會を存置す、即ち軍には全軍代表大會、全軍執行委員會、師には全師代表大會、全師執行委員會、團には全團代表大會、全團執行委員會、連には全連代表大會、全連執行委員會、直屬營には直屬營黨員大會、直屬營執行委員會、並に軍、師、團各級黨部に監察委員會を設置す。

權力機關

各級黨部執行委員會は各代表大會或は黨員大會閉會期間中に在りて黨部の權力機關たるこ同一にして、夫々上級黨部執行委員會の管轄及黨代表の指揮を受くるものこし、委員の員數は軍特別黨部執行委員會は委員九人、候補七人、（凡て任期一年）、師黨部執行委員會は委員七人、候補五人（凡て任期一年）、團黨部執行委員會は委員五人、候補三人（凡て任期六箇月）、連黨部執行委員會は委員三人、候補三人（凡て任期三箇月）、直屬營黨部執行委員會は委員五人、候補三人を以て組織し、小組には小組長副組長各一人を置き、此の內軍師團執行委員會は常務委員三人を互選して總務、組織、宣傳事項を担任せしめ、連執行委員會にては常務委員一人を互選して日常一切の職務を辦理せしむ。

執行委員會

監察委員會

又各級監察委員會は各級執行委員こ同じく、各級代表大會或は黨員大會より委員選舉の上組織するものにして軍特別黨部及師黨部共に各監察委員三人、候補三人を選舉し、團監察委員會は委員二人を選出組織するものこす。

備考　中國國民黨總章に據るに、國民黨の總理は三民主義及五權憲法の創行者たる孫文氏を以て之に任じ、黨員は凡て總理

の指導に依り主義の進行に努力すべく、且つ總理は全國代表大會及中央執行委員會の主席となり、全國代表大會の議決に對し覆議せしむるの權あると共に、中央執行委員會の決議に對し最後決定權を有する規定なるも、民國十四年三月十二日孫總理の逝去せしより、民國十五年一月第二次全國代表大會に於て孫總理の遺囑を接受して之が努力實行を期せんが爲め、前記の條項を保存して永久の紀念たらしむることゝし、且つ總理を紀念すべき儀式規定を定め、凡て內外各級黨部會議所には孫總理の遺像を揭け、集會を開くの際は總理遺囑を宣讀するのみならず、各級黨部及國民政府所屬各機關並に各軍隊は每週紀念週一回を擧行すべきを定めたり（中國々民黨總章第四章總理第十九條乃至第二十四條及附註參照）

中國々民黨總章

中國國民黨總章

（中華民國十三年一月二十八日第一次全國代表大會通過）
（中華民國十五年一月十六日第二次全國代表大會修正）

中國國民黨第一次全國代表大會は三民主義の實現、五權憲法の創立を促進する爲め特に左の中國々民黨總章を制定す。

黨　員

第一章　黨　員

第一條　中國々民黨は性別を分たず、凡そ本黨の黨綱を接受し、本黨の議決を實行し、本黨所轄の黨部に加入を志願し、時に依り黨費を繳納する者は、均しく本黨々員と爲すことを得

第二條　黨員の入黨は本黨黨員二人以上の紹介を要すべく、入黨志願書を填具し、向に請求する所の區分部黨員大會の通過せる區黨部執行委員會の認可を經て初めて本黨々員と爲すことを得

第三條　凡そ本黨々員は須らく所屬黨部に在りて黨員證書を領收すべく、其證書は中央執行委員會に由りて之を制定す

第四條　黨員轉居の場合は速かに原住地方の區分部より報告すべし、而して轉住地方の區分部に之を登記すると同時に轉住地方の黨員と爲る

黨部組織

第二章　黨部組織

第五條　一地方を包括する黨部は上級機關と爲し、該地方一部分を包括する黨部は下級機關と爲す

第六條　各黨部は全國代表大會、地方代表大會、地方黨員大會を以て各該黨部の高級機關と爲す

第七條　地方黨員大會、地方代表大會及全國代表大會は須らく各執行委員を選出して執行委員會を組織し黨務を執行す

第八條　本黨々部の組織系統次の如し

（甲）全　國　全國代表大會—中央執行委員會
（乙）全　省　全省代表大會—全省執行委員會
（丙）全　縣　全縣代表大會　全縣執行委員會
（丁）全　區　全區黨員大會或は代表大會—全區執行委員會
（戊）區分部　區分部黨員大會—區分部執行委員會—區分部は本黨基本組織と爲す

第九條　本黨の權力機關次の如し

（甲）全國代表大會　但し閉會期間は中央執行委員會と爲す
（乙）全省代表大會　但し閉會期間は全省執行委員會と爲す
（丙）全縣代表大會　但し閉會期間は全縣執行委員會と爲す
（丁）全區黨員大會或は代表大會　但し閉會期間は全區執行委員會と爲す
（戊）區分部黨員大會　但し閉會期間は區分部執行委員會と爲す

第十條　執行委員會は各部を分設し、本黨の通常或は非常黨務を執行する事を得、各部は中央執行委員會の管理を受け、各部の職務及組織法は中央執行委員會に由り之を決定す

第十一條　各下級黨部執行委員會は須らく上級黨部執行委員會の管轄を受くべし

第十二條　各下級黨部の成立には印信を啓用し、須らく上級機關の核准を經べし

特別地方黨部組織

第三章　特別地方黨部組織

第十三條　熱河、察哈爾、綏遠三特別行政區域及蒙古、西藏、青海等の黨部組織は省と同し

第十四條　各地黨務に關して特別區設置の必要ある場合は最高黨部に由り之を決定す

第十五條　特別區黨部及特別市黨部の組織は省黨部と同じく直接最高黨部の指揮監督を受く

第十六條　重要市鎭黨部の組織は縣黨部と同じく直接省黨部の指揮監督を受く

第十七條　重要市鎮黨部の設置は各該省黨部に由り開具計畫し中央執行委員會の許可を經て初めて設立することを得
第十八條　國外黨部組織の總支部は省に等しく、分部は區に等しく、通訊處は區分部に等し

第四章　總　理

第十九條　本黨は三民主義、五權憲法を創行せる孫先生を以て總理と爲す
第二十條　黨員は須らく總理の指導に從ひて以て主義の進行に努力すべし
第二十一條　總理は全國代表大會の主席と爲す
第二十二條　總理は中央執行委員會の主席と爲す
第二十三條　總理は全國代表大會の議決に對して覆議を交ゆるの權あり
第二十四條　總理は中央執行委員會の議決に對して最後決定の權あり
（附　註）
總理は已に中華民國十四年三月十二日逝去す、十五年一月第二次全國代表大會は總理の遺囑を接受し、並に之を努力實行し、此章を保存し以て本黨永久の記念と爲す。
總理を記念するの儀式規定左の如し。
（甲）凡そ本黨海內外各級黨部會議場所は應に總理の遺像を懸くべし
（乙）凡そ集會開會の時は應に總理の遺囑を宣讀すべし
（丙）凡そ本黨海內外各級黨部及國民政府所屬の各機關各軍隊は均しく應に每週一回記念日を擧行すべし但し特別の事情あらば該地上級黨部の許可を經て改めて二週一回と爲す

第五章　最高黨部

第二十五條　本黨最高機關は全國代表大會と爲す、常會は每年一回擧行す、但し中央執行委員會に於て必要と認めたる場合或は省黨部及省と同等の黨部の三分の一以上の請求ある場合は臨時全國代表大會を召集することを得
中央執行委員會に於て已むを得ざる事情に遭遇したる場合は全國代表大會常會の召集に對して延期を通告することを得、但し一年を經過することを得ず
第二十六條　全國代表大會常會の開會期日及重要議題は須らく三個月前に於て各員に通告すべし

第二十七條　全國代表大會の組織法、選舉法及各地方より派遣せらるべき代表の人數は中央委員會由り之を規定することを得
第二十八條　全國代表大會の職權次の如し
（甲）中央執行委員會及其他中央各部の報告を接納採行すること
（乙）本黨政綱及章程を修改すること
（丙）時事問題に對し應に取るべき政策及政略を決行する事
（丁）中央執行委員及候補執行委員並に監察委員及候補監察委員を選舉すること
第二十九條　中央執行委員及監察委員の人數は全國代表大會に由り之を決定す
第三十條　中央執行委員會委員事故ありて任を離れたる場合は候補委員順次其の任に當るものとす
第三十一條　中央執行委員會の職權次の如し
（甲）本黨の對外關係を代表す
（乙）各地黨部を組織し並に之を指揮す
（丙）本黨中央機關報人員を委任す
（丁）本黨の中央機關各部を組織す
（戊）本黨黨費及財政を支配す
第三十二條　政府に在る機關、俱樂部、會社、工會、商會、市議會、縣議會、省議會、國議會等の內部特別組織の國民黨團は中央執行委員會之を指揮することを得
第三十三條　中央執行委員會全體會議は每半年少なくとも一回開會し、候補委員は列席することを得、執行委員にして缺席したる場合は列席せる候補委員順次其任を遞補し會議中臨時表決權を有するも、其餘は唯だ發言權を有するのみ、但し候補委員にして表決權を有するものは出席執行委員人數の三分の一を超過することを得ず
第三十四條　中央執行委員會は常務委員九人を互選して常務委員會を組織し中央執行委員會全體會議閉會期間に在りて職務を執行し、中央執行委員會に對して其の責任を負ふ
第三十五條　中央執行委員會は必要の場合特種委員會を設くることを得（政治委員會等の如し）

第三十六條　全國代表大會中央執行委員會全體會議及常務委員會は均しく本黨政府所在地に於て之を舉行すべし
第三十七條　中央執行委員會は須らく其活動經過情況を各省執行委員會及其他直轄黨部に每月一回通告すべし
第三十八條　中央執行委員會は中央執行委員、候補中央執行委員を各地に分派し黨部を指導し黨務を執行せしむる事を得
第三十九條　中央監察委員會の職權次の如し
（甲）中央執行委員會の財政收支を稽核す
（乙）黨務の進行情況及部員の勤怠を審査し、下級黨部を訓令し、財政と黨務とを審核す
（丙）國民黨中央政府任職黨員の施政方針及政綱の是否、本黨の根據政綱及本黨制定の政策を稽核す
第四十條　中央監察委員會は常務委員五人を互選し、中央執行委員會所在地に在りて職務を執行し、每半年に少くとも全體會議一回を開き、候補監察委員は列席會議することを得、監察委員にして缺席したる場合は列席候補監察委員順次之を遞補し會議臨時表決權を有し、其餘は唯だ發言權を有するのみ、但し候補委員にして表決權を有する者は出席監察委員人數三分の一を超過することを得ず
中央監察委員會は中央監察委員、候補監察委員を各地に分派し職務を執行せしむることを得

第六章　省　黨　部

第四十一條　全省代表大會は每年一回舉行す、但し中央執行委員會三分の一以上の請求ある場合は臨時全省代表大會を召集することを得
省執行委員會は全省代表大會閉會期間に在りて必ず縣黨部及直轄黨部聯合會議を少なくとも一回召集すべし
第四十二條　省執行委員會が必要と認むる場合或は全省黨員半數の請求ある場合は臨時全省代表大會を召集することを得
第四十三條　全省代表大會の組織法、選舉法及人數は省執行委員會に由り之を規定す
第四十四條　全省代表大會は執行委員會及本黨省機關各部の報告を接納及採行し、本省黨務進行の方策を決定し、省執行委員並に監察委員を選出す
第四十五條　省執行委員會の職權次の如し
（甲）常務委員三人を互選し秘書處を組織すること
（乙）全省に各地方黨部を設立し並に其活動を指揮すること

（丙）該省黨機關報人員を委任すること
（丁）本省機關各部を組織すること
（戊）黨費及財政を支配すること
第四十六條　省執行委員會は每月其活動經過情況を中央執行委員會に一回報告すべし
第四十七條　省執行委員會は少くとも二週一回開會し、候補委員は列席會議することを得、執行委員にして缺席したる場合は列席候補委員順次之を遞補し會議中に在りて臨時表決權を有す、其餘は唯だ發言權を有するのみ、但し候補委員にして表決權を有する者は出席執行委員人數三分の一を超過することを得ず、省監察委員會亦之に同じ
第四十八條　省執行委員會委員にして事故ありて任を離れたる場合は候補委員順次之に充任す
第四十九條　省監察委員會は省執行委員會の財政、收支及執行委員會の黨務及部員の勤惰を審査し、國民黨省政府任職黨員の施政方針及政績の是否、本黨の根據政綱及本黨制定の政策を稽核す

第七章　縣　黨　部

第五十條　縣代表大會は每六箇月に一回舉行す、但し省執行委員會の訓令に遇ひ及各區執行委員會三分の一の請求ある場合は臨時全縣代表大會を召集することを得、縣執行委員會は全縣代表大會閉會期間に在りて必ず各區黨部聯席會議を少なくとも一回召集すべし
第五十一條　縣執行委員會が必要と認むる場合或は該黨員半數の請求ある場合は臨時全縣代表大會を召集することを得
第五十二條　縣代表大會組織法、選舉法及人數は縣執行委員會に由りて審定後省執行委員會の核准を經て之を決定す
第五十三條　縣代表大會は縣執行委員會及其他本黨縣機關各部の報告を接納及採用し、本縣黨務進行の方策を決行し、縣執行委員、候補執行委員及監察委員を選舉す
第五十四條　縣執行委員會は常務委員一人を選舉し日常黨務を執行せしむ
第五十五條　縣執行委員會は全縣各地黨部を設立して其活動を指揮し該縣黨部機關報職員を任命す、但し省執行委員會の核准を經て全縣性質の事務各部を組織し、縣內黨費及財政を支配すべし
第五十六條　縣執行委員會は須らく每週一回其の活動經過情況を省執行委員會に報告すべし
第五十七條　縣執行委員會は少なくとも每週一回開會し候補委員は列席會議することを得、執行委員にして缺席ある場合は

列席候補委員順次之遞補之會議中已有臨時表決權之人數超過全體委員人數三分之一者其超過之候補委員僅有發言權

決權を有する者は出席執行委員人數三分の一を超過することを得ず

第五十八條　縣執行委員會委員事故ありて任を離れたる場合は候補委員順次之に充任す

第五十九條　縣監察委員は縣執行委員會の財政の收支を稽核し及縣執行委員會の黨務を審查し、國民黨縣政府任職黨員の政績を稽核す

第八章　區　黨　部

第六十條　區の高級機關は全區黨員大會或は代表大會と爲し、區以下は鄉と爲し村と爲す

全區黨員大會は鄉村黨員を包括す、但し鄉村が區を離れ市甚だ遠く、或は黨員甚だ多きに因り黨員を召集すること能はざる塲合は全區代表大會を召集することを得、此全區代表大會は卽ち該區の高級權力機關と爲す、但し可能の場合は須らく全區黨員大會を召集すべし

第六十一條　區黨員大會或は代表大會は毎月一回擧行し、黨務を討論す其範圍次の如し

(甲)　區執行委員會の報告を接納及採行する事

(乙)　代表大會の代表及黨員大會の黨員は會議內にありて區內黨務の進行を報告し、黨務の困難を解決し、及政治經濟に關する意見を發表すること

(丙)　黨員訓練問題　黨員補習教育問題

(丁)　黨費徵求問題　縣執行委員會決議案の實行方法を討論すること

(戊)　該區執行委員會委員及監察委員を選舉すること

第六十二條　區執行委員會の職權次の如し

(甲)　區內各區分部或は其下の各特別黨務機關の活動事宜を指揮すること

(乙)　全區黨員大會或は全區代表大會を召集すること

(丙)　區分部を組織すること、但し須らく縣執行委員會の核准を經べし

(丁)　黨費及財政を支配すること

第六十三條　區執行委員會は常務委員一人を互選し日常黨務を執行せしむ、二週一回其活動經過情況を縣執行委員會に通告すべし

第六十四條　區監察委員は區執行委員會財政の收支を稽核し、區執行委員會の黨務を審查し、區黨部行政人員の成績を稽核す

第九章　區　分　部

第六十五條　區分部は本黨一基本組織を爲す、區執行委員會或は其他代理機關に由り之を組織し、或は自ら之が組織を行ふ但し須らく縣執行委員會の核准を經べし

第六十六條　區分部の業務は黨員間或は黨員と本黨主要機關間の聯絡にあり、但し區分部の成立せる地方は區分部を其の主要機關と爲す、其の職務次の如し

(甲)　黨の決議を執行すること

(乙)　黨費を徵求すること

(丙)　區執行委員會を幫助し黨務を進行すること

(丁)　本黨宣傳品を分配すること

(戊)　黨捐を收集し、本黨の印花、紀念寫眞、表記等を分配すること

(己)　區大會、縣大會の代表を選派出席せしめ、省大會全國大會の代表を初選すること

(庚)　上級機關の命を執行すること

第六十七條　區分部黨員大會は少なくとも二週一回開會す

第六十八條　區分部は須らく執行委員を選擧して區分部執行委員會を組織し、執行委員會中より常務委員一名を互選し日常黨務を執行せしめ、二週一回其活動經過情況を區執行委員會に報告すべし

第十章　任　期

第六十九條　代表は會期終了の時に於て其任務は卽ち終了と爲す、但し須らく代表する所の黨部に向つて大會の經過及結果を報告すべし

第七十條　中央執行委員、省執行委員、縣執行委員、區執行委員の任期は一箇年と爲す、區分部執行委員の任期は六箇月と爲す

第七十一條　中央及各省、各縣、各區監察委員の任期は一箇年と爲す

第七十二條　各省、各區、各縣執行委員人數と各省、各縣監察委員人數とは中央執行委員會に由り之を規定す

第七十三條　各級黨部執行委員、監察委員は其他の黨部の執行委員、監察委員を兼任することを得す、但し中央執行委員、中央監察委員は各該委員會の許可を經て其他の黨部の執行委員、監察委員を兼任することを得べし

紀律

第十一章　紀律

第七十四條　凡そ黨員は須らく紀律を格守し入黨後は黨章を遵守し、黨義に服從し、其本黨執行に在る地方及軍事に在る時期は須らく尤も嚴行遵守すべし、黨內各問題は各自由討論することを得、但し一度決議を經たる後は卽ち須らく一致進行すべし

（注意）本黨は歷史的使命有りて奮鬪せり、我國領土の完全自由及平和は全く本黨奮鬪の成功に賴み、此の成功を欲せば必らず紀律の森嚴を要す、黨の成敗は全く此に繫ると共に之を努めむことを望む

第七十五條　凡そ本黨の決議を執行せず本黨章程を破壞し、本黨及黨德に違反する者は次の處分を受く、黨內の懲戒或は公開の懲戒に附し黨報上に詳細之を登出し、並に暫時或は永久に黨籍を解除す、已に黨籍を解除せられたる黨員は本黨執政地方の政府機關に在りて服務することを得す、若し地方全部上述の行動ある者は須らく次の處分を受くべし

（甲）黨員全部に對し再び登記を行ひ分別去取す

（乙）全部解散し並に黨報上に之を登出す

第七十六條　凡そ黨員の個人或は全部が彈劾を被りたる場合は、須らく該部監察委員會にて詳細に審査したる後、該部執行委員會に由り判決處分すべし、執行委員會の處分に對し不服ある場合は、上級執行委員會及全國代表大會に上控することを得、但し未だ全國代表大會の表示せる意見を得ざる以前は仍ち須らく執行全國代表大會及全國代表大會に上控することを恢復すべし、但し中央執行委員會は尙未だ執行せざる場合は此判決は仍ち效力を發生せず、各級黨部にして彈劾を被りたる場合は須らく上級黨部監察委員會に於て詳細に審査の後、該上級黨部執行委員之を判決處分すべし

黨費

第十二章　黨費

第七十七條　本黨々員の納むる所の黨費は黨の高級機關の補助及其他の支出に之を充つ

第七十八條　黨費は每月每人銀二角を繳納すべく、黨員にして失業疾病等の事故に遇ふ場合は所屬黨部に在りて登記の後黨費を免繳することを得、但し該部は須らく上級執行委員會に由り報告すべし

第七十九條　黨員にして未だ允許を得ずして黨費を繳納せざること三箇月に及ぶ者は卽ち其黨員資格を停止す

國民黨黨團

第十三章　國民黨黨團

第八十條　秘密、公開或は半公開の非黨團體、工會俱樂部、會社、學校、市議會、縣議會、省議會、國議會內に在つては黨員は須らく國民黨々團を組成し非黨團體中に在りて本黨勢力を擴大し並に其活動を指揮すべし

第八十一條　非黨團體中に在る本黨々團の行動は中央執行委員會に由り詳細に之を規定す

第八十二條　黨團は須らく所屬黨部執行委員會の指揮及管轄を受け、國會の黨團は中央執行委員會の指揮及管轄を受け、俱樂部等團體內の黨團は該地黨部執行委員會の指揮及管轄を受くるが如し

第八十三條　執行委員會各黨團間の意見一致せざる場合は須らく聯合會議を開きて之を解決すべし、解決し能はざる場合は上級執行委員會に報告して決定することを得、未だ上級委員會の決定を得ざる時は黨團は須らく所屬黨部執行委員會の議決を執行すべし

第八十四條　黨團內黨員の個人にして黨團の允許を得たる場合は、所在活動の團體內に於て職を受け他職を調任することを得、國會內黨團の委員にして閣員を受委したる場合は必らず先づ所屬黨團及中央執行委員會の允許を得べし

第八十五條　黨團內は須らく職員を選擧し、幹部を組織して黨務を執行すべし

第八十六條　活動團體の一切の議題は須らく本黨政策政略に基き先づ黨團體內に在りて討論し以て各問題に對する所定の方法を決定し、並に該團體議場に在りて一致主張及表決すべし、黨團は活動團體內に在りて須らく一致及嚴密の組織有るべく、各種意見は黨團秘密會議中に在りて發表すべし、但し外に對しては須らく一致の意見行動有るべく、若し違反ある場合は卽ち黨の紀律を違反せるものと見做し黨より處分せらるべし

第八十七條　黨員にして議會に在る者は須らく先づ自ら議會に對する辭職書を具し所屬黨部執行委員會處に貯在し、若し黨の紀律に甚だしく違反したる場合は其辭職書は卽ち黨報上にて之を發表し且つ本人は該議會を脫離せらるべし

附則

附　則

第八十八條　本章程解釋の權は最高黨部に在り

第八十九條　本章程は全國代表大會に由り議決し、之を公布せる日より効力を發生す

第四節　國民政府の組織

國民黨は以黨治國を標榜するこゝ玆に述べたるが如くにして、極端なる一黨專制主義なるが故に、其勢力の及ぶ所政治教育其他何たるを論ぜず、悉く完全なる黨治主義を採用し、政府の組織も亦之れに依る、而して國民政府の組織は民國十四年七月一日廣東に於ける國民黨中央執行委員會會議の結果公布されたる中華民國國民政府組織法に基くものにして、將來中華民國の眞正政府たらしめんこするの計畫なりこす、即ち同組織法に據り廣東に國民政府委員會及軍事、外交、財政三部の設立を見たりしが、其後民國十五年十一月交通司法兩部組織法を公布して二部を增設せり、而して政府は委員若干人を以て之を組織し、國民政府委員會こ稱するものにして、委員中の一人を推して主席こ爲し、秘書處を設く、民國十六年五月二十一日之が修正組織條例を公布せられ、秘書長一人（特任）秘書八人（簡任）科員八人乃至十二人、書記官若干人を置き、總務、機要、撰擬の三分科を設けて科務を分掌せしむ、猶ほ又國民政府に於ける日常政務の處理は政府委員中より五名を選びて常務委員こし其責に任するものこし更に政務の部署は、軍事、外交、財政（其後更に交通、司法の二部を增設す）各部を設け、各部長一人あり、委員之を兼任するものこす、而して政府組織法第一條に據るに、政府は中國國民黨の指導監督を受け全國政務を掌理するものにして、之が指導監督權は卽ち中央執行委員會の掌握する所なりこす。

中華民國國民政府組織法

卽ち中央執行委員は國民政府の最高權力機關たる全國代表大會（每年一回開かれ、黨の政綱章程の改正、時事問題に關する政策及政略を決定す）に於て中央監察委員こ共に選擧せられ、之が委員數は大會に依り決定せらるゝものなりこし、寧漢合作以前（民國十六年八月現在）

中央執行委員會

武漢政府に在りては常務委員（民國十六年三月十一日漢口に於ける中央執行委員會第三次全體代表により改選）こして汪精衞、孫科、徐謙、譚延闓、譚平山吳玉章、顧孟餘、陳公博の八名あり、更に委員こして三十五名（但し胡漢民、伍朝樞、戴天仇、李烈鈞柏文蔚等九名は目下南京派に在り）、候補委員こして二十四名（四名下南京派は目に屬す）を算し、又南京政府に在りては蔣介石を主席こし、常務委員九名、委員二十四名、候補委員二十四名を算せり（但し南京派は武漢聯席會議を認めざるが故に、中央執行委員の顚觸れは民國十五年一月第二次大會に於て決定せられたる儘にして、武漢派に列する者も其儘こなし居たり）、全國代表會議閉會中に於ける最高機關こして活動し、黨を代表して各地黨部及中央機關各部の組織及之が指揮を爲し、黨の財政を掌理するものこす。

中央監察委員會

又中央監察委員會は中央執行委員會の掌理する財政の支出を稽核し、黨務の進行狀況、部員の勤惰を監督し、且つ下級黨部の財政黨務に關する審核、其他中央政府の施設が黨の政綱政策に適するや、又は其成績の如何を稽核するの職權を有し、之が委員數は中央執行委員同樣全國代表大會に於て決定せられ、現時（民國十六年八月）南京政府に在りては監察委員十一名、候補委員八名あり。

特別委員會

猶ほ國民政府の行政機關たる各部は委員會議の決議を經て之が增設を爲し得るものにして、寧漢合作前に於ける、武漢政府に在りては民國十六年三月漢口に於ける國民黨中央執行委員會第三次全體會議により勞工、農政、敎育、實業、衞生の各部を增設せり、但し南京政府側に在りては之を認めざりしものこす（但し南京國民政府は八月二十日國民政府勞工局條例を公布し總務、行政、統計三處を置き國民政府に直隸して全國勞工行政事務を管理するこゝせり）

以上國民政府委員會の外、國民政府には尙ほ特別委員會、法制委員會、財政委員會等こ稱せらるゝもの之に屬し、中央執行委特別委員會は卽ち軍事委員會、政治委員會、

中央法制委員會

中央財政委員會

軍事委員會

員會、中央政治會議により中央特別委員會として組織せらるゝものにして、夫々專門の調査研究に從事す。卽ち中央法制委員會は民國十六年五月十七日之が組織條例を公布せられ、中央政治會議の議決に依り國民政府之を任命するものとし、委員九名あり、中央政治會議及國民政府の命を承けて一切の法制を草擬又は審査するを職とし、常務一切を管理する爲めには常務委員三名を設く、又中央財政委員會（民國十六年五月十八日組織條例公布）は中央政治會議の議決に依り全國の財政を指導するものにて、中央政治會議より委員中の三人を推定し並に財政部長及同次長の都合五人を以て組織し、委員主席一人を置く、中央政治會議所推の委員三名中より一人を推選するものにて事務の必要に應して秘書一人、辦事員若干人を置くの外、專門顧問と招聘し得るものとす、然れど各種特別委員會中最も重要なるは卽ち軍事委員會にして、民國十四年七月一日公布の國民政府組織法に據り國民政府委員會及軍事、外交、財政三部と共に設立せられしものなるも、其後民國十六年四月二十九日政治會議の決議に依り中華民國國民政府軍事委員會組織大綱を公布せり、卽ち軍事委員會は國民政府の軍事最高機關にして、全國陸海空軍の編製、統御、教育、經理衛生及國防充實の責を負ふものとし、之が委員は中央執行委員會より軍事政治に學識ある者若干人を選出して國民政府之を特任するものにて、更に軍事委員會は常務委員五人乃至七人を互選し、且つ常務委員中より主席一人を互選するものとす、而して軍事委員會の組織としては總務、參謀、軍務、軍事教育、の四廳及航空經理、政治訓練の三處其他必要の機關を設くべく、若し各省區行政機關にして軍事關聯の事務を執行するに當りては軍事委員之が指揮監督の責に任ずるものとす、此他委員會としては教育行政、豫算、團務、購料、僑務條約等の各種委員會（此他黨の委員會あるも本項に於ては政府に屬する委員會のみを掲ぐ）あり。

特別機關監察院

徵吏院

國民政府建國大綱

又特別機關としては監察院、懲吏院、鹽運使署、海關監督署及禁煙監督署等あり、而して監察院は民國十六年十月二日南京中央特別委員會常務會議に於て之が組織法を可決公布するに至しか、此は曩の廣東に於て公布せる組織法に多少の修正を加へしものにて、中國國民黨の黨綱に依據して設くるものなりとし、政府所屬各級機關官吏の行動を監察し國庫の收支を調査する機關にして、委員七人（廣東に於ける組織法にては五人）を以て組織せられ、院內に秘書處（秘書長一名、秘書五名）及第一、第二、第三の三司（司長の外、各司に科長科員若干人を置く）を設けて監察事務を分掌せしむ、而して懲吏院は前記監察院の起訴に依り官吏の懲辦を掌り、委員五人より成るの規定なりとす、此他國民政府の廣東に在りし當時に於ては更に大理院あり、最高司法機關にして總檢察廳をも存置する定めなりしも、其後撤廢し、監察、懲吏兩院も又規定上存するのみにして未だ其實設を見ざるものとす。

參考の爲め國民政府建國大綱並に國民政府組織法を示せは次の如し。

國民政府建國大綱

一、國民政府は革命の三民主義、五權憲法に基き以て中華民國を建設す

二、建設の首要は民生に在り、故に全國人民の衣、食、住、交通の四大需要に對し政府は常に人民と協力し共に農業の發展を謀り以て民食を充足し、共に織造の發展を謀り以て民食を裕にし、大計畫の各式屋舍を建築して以て民居を樂にし、道路運河を修治して以て民の交通を利すべし

三、其次は民權と爲す、故に人民の政治知識能力に對し政府は當に之を訓導し以て其選擧權、罷官權、創制權、複決權を行使すべし

四、其三は民族と爲す、故に國內の弱小民族に對し政府は當に之を扶掖し之をして能く自決自治を行はしむべく、國外よりの侵略强權に對しては政府は當に之を抵禦し並に同時に各國條約を修改して以て我國際平等、國家獨立を恢復すべし

五、建設の秩序は分ちて三期と爲す、軍政時期、訓政時期、憲政時期之なり

六、軍政時期に在りては一切の制度悉く軍政の下に直隷し、政府は一面兵力を用ゐて國内の障礙を掃除し、一面主義を宣傳して以て全國の人心を開化し國家の統一を促進す

七、凡そ一省完全に底定するの日は則ち訓政開始の時にして軍政停止の日と爲す

八、訓政時期に在りては政府は曾て訓練を經、考試に合格したる員を派して各縣に到り、人民を協助して自治を籌備すべし、其程度は全縣の人口を調査清楚し、全縣の土地を測量完竣し、全縣の警衛を妥善辦理し、四境縱橫の道路を修築成功し、而して其人民は曾て四權使用の訓練を受けて其國民の義務を完畢し、革命の主義を誓行する者が縣官を選舉し以て一縣の政事を執行することを得、議員を選舉し以て一縣の法律を議立することを得て始めて一完全の自治縣を形成す

九、一完全の自治縣に於ては其國民は直接官員を選舉する權を有し、直接官員を罷免する權を有し、直接法律を創制する權を有し、直接法律を復決する權を有す

一〇、每縣自治を開創する時は須らく先づ全縣の私有地價を規定すべし、其法は地主より自ら之を報告せしめ地方政府は即ち地價に照して徵稅し、並に隨時地價に照して買收すべし、地價報告の後若し土地が政治の改良、社會の進步に因りて增額したる塲合は則ち其利益は當に全縣人民の共に享くる所にして原地主は之を私することを得ず

一一、土地の稅收、地價の增益、公地の生產、山林川澤の收益、鑛產木力の利益は皆之を地方政府の所有と爲し、而して之を用ふる地方人民の事業を經營し並に育幼、養老、濟貧、救災、醫痛等諸種公共の需要に充つ

一二、各縣の天然富源と該縣の資力を以て發展せしむること能はずして外資に由り初めて經營し得る大規模の商工事業は當に中央政府より之を協助し、獲る所の純利は中央と地方政府と各其半を占むべし

一三、各縣は中央政府の負擔に對し當に每縣の議收百分の幾十を中央の歲費と爲し、每年國民代表より之を定む、其限度は少なくも百分の十とし、多くも百分の五十を出づることを得ず

一四、每縣の地方自治政府成立の後國民代表一人を選出し以て代表會を組織し中央の政事に參預することを得

一五、凡そ官員を候選し又は任命する塲合は中央と地方とに論無く皆須らく中央の考試を經て資格を詮定したる者たるべし

一六、凡そ一省內の全縣皆完全に自治を達成せば則ち憲政開始時期と爲し、國民代表は省長を選舉し該省自治の監督と爲すことを得、該省內の國家行政に至りては則ち省長は中央の指揮を受く

一七、此期間に在りては中央と省の權限は均權制度を採り、凡そ事務にして全國一致の性質を有するものは中央に劃歸し、

地に因り宜しきを制すべき性質を有するものは地方に劃歸し、中央集權或は地方分權に偏せず

一八、縣は自治の單位と爲す、省は中央と縣との中間に立ちて以て聯絡の効を收む

一九、縣政開始時期に在りては中央政府は當に五院の設立を完成し以て五權の治を試行すべし、序列次の如し

行政院、立法院、司法院、考試院、監察院

二〇、行政院には暫く次の各部を設く

內政部、外交部、軍政部、財政部、農鑛部、工商部、教育部、交通部

二一、憲法未だ頒布せざる以前は各院長皆任免を總統し之を督率す

二二、憲法草案は當に建國大綱及訓政、憲政兩時期の成績に基き立法院より之を議訂し、臨時民衆に宣傳し以て時到りて採擇施行するに備ふ

二三、全國過半數の省に分途せば、憲政開始時期（則ち全省の地方自治完全に成立の時期）に到達せば卽ち國民大會を開き憲法を決定して之を頒布す

二四、憲法頒布の後中央統治權は則ち國民大會により之を行使す、則ち國民大會は中央政府官員に對し選舉權、罷免權を有し、中央の法律に對し創制權、複決權を有す

二五、憲法頒布の日は卽ち憲政告成の時と爲す、而して全國々民は則ち憲法に依りて全國大選舉を行ひ、國民政府は則ち選舉完畢の後三個月にして解職し、而して政を民選の政府に授く、之れ建國の大功告成と爲す

民國十三年四月十二日

孫　文

中華民國國民政府組織法

一、國民政府は中國々民黨の指導及監督を受け、全國政務を掌理す

二、國民政府は委員若干人を以て組織し、委員中一人を推して主席と爲す

三、國民政府には常務委員五人を設け、日常の政務を處理す、常務委員は委員中より之を推舉す

四、法令の公布及其他國務に關する文書は、主席及主管部々長署名す、其各部に屬せざるものは常務委員の大部が之に署名

し、國民政府の名義を以て之を行ふ
五、國務は委員會議により之を執行す、委員會議出席委員半數に充たざる時は常務委員之を行ふ、國民政府委員會議は國民政府所在地に於て之を行ふ
六、國民政府には軍事、外交、財政各部を設け、各部は部長一人を置き、委員を以て之を兼ねしむ、尚ほ部を增設する必要あらば委員會に於て之を決定す
七、各部長は其職權により命令を發することを得
八、國民政府所屬各機關の官制は別に之を定む
九、國民政府には秘書廳を設け、常務委員に指揮を受けしむ。其規則は別に之を定む
十、本法は公布の日より之を施行す

第五節　國民政府の行政

既に述べたるが如く中華民國國民政府組織法に據るに、政府は之を國民政府委員會と稱し、政務の部署は軍事委員會の外、外交、財政、交通、司法、教育等の各部を設け、國民政府委員之が部長を兼任す、而して各部の設定及其内容組織に至りては、從來武漢政府及南京政府により必らずしも一樣なる能はず、現時寧漢合體後と雖も各部の改設尚ほ常ならざるも、其主なる部に就き之が組織職掌を概說せば次の如し。

第一款　外交

國民革命は帝國主義の打破を以て其目標とし、不平等條約の撤廢を第一義とす、之れ國民黨と外交とが密接不離の關係にある所以にして、國民政府外交部組織法に依據し、民國十五年八月外交部の請求に基き修正組織法を認可せり、國民政府に直隷し、部長一人政府の命を受けて本部の事務を管理し、所屬職員の監督に任ずるものにして、公法交涉、私法交涉、翻譯、調査及總務の五科を分設し、各科に科長一人（秘書之を兼任す）科員若干名ありて事務を分掌す。

此他外交部には宣傳局、參事會及條約委員會を附設す

宣傳局は外交政策の宣傳、革命事業の促助を爲すものにて、局長一名局務を綜理し、更に外交部に參事會あり、常任參事若干人を置き外交上條約上の難問題を討議するものとす、但し條約改定の準備に關しては民國十六

外交部條約委員會

年三月九日外交部より外交部條約委員會規則六條を公布せり、戰時外交策略宣傳大綱と共に所謂戰時外交に順應せしめんが爲め條約委員會を特設せるものにして、條約改正に必要なる研究、計畫を爲すを目的とす、三人乃至七人の專門委員を以て組織し、外交部長を委員長とす、而して此等委員は外交部長より聘任し、公法約章或は國際經濟關係上專門の學識ある人物を選任し、將來外交部條約司成立の際は當然本委員會の委員たるものとす、而して事務の主管は本委員會より一人を互選して秘書事務を主司せしめ、補佐員を置きて事務の處理を爲さしむるの規定なりとす。

南京政府外交部組織

猶ほ南京國民政府に在りては民國十六年五月二十五日新たに國民政府外交部組織法を公布し、同年九月一部の修正を爲せしが、該組織法に據るに、外交部は國民政府に直隸し國際交涉及居留外人並に在外僑民に關する事務を管理し、在外商業保護の責に任ずるものにして、秘書處、政務司、總務司の一處二司を設け、國際交涉、居留外人及在外僑民其他對外交際事務を除ける一切の涉外及宣傳事項は政務司に於て之を掌理するものとす、而して外交部所屬職員としては部長一人、次長二人、司長二人の外、秘書四人乃至六人（秘書處事務を分掌す）、科長、科員若干名ありて各司分科の事務を分掌するものとす。

第二款　財　　政

財政

財政の統一を圖り積年の弊習を矯正せんとするは國民政府の最も努力すべきを標榜する所にして、民國十三年一月廣東に開かれたる第一次全國代表大會に於ても、財政の統一、國家及地方豫算の編製に關する事項並に稅制の刷新、關稅政策に必要なる重要事項を決議し、其他民國十五年十二月武昌に開かれたる中央執行委員及國民政府委員會第一回臨時聯席會議に於ても亦財政問題の討議を以て終始し、更に江蘇、浙江の占領後に於ても中央執行委員會は直ちに財政統一案を議決し、江蘇、浙江兩財政廳及財政部駐滬辦事處を設立して中央地方の收入悉く之を中央に統一する等、國民政府治下の各省等しく同一方針を以て處理しつゝあり、蓋し全國財政統一の方法中其最も必要とするは各省財政廳制度の改正にあり、卽ち各省財政廳の現行制度は本書第一編第七章第三款及第八章第七款中に述べたるが如く中央財政部の直轄機關たると共に、一面又各省行政長官（省長）の監督下にあるが故に、稍もすれば地方の所急を先にし、中央への送款を後にするのみならず、軍閥跋扈の時に當りては軍費に使消せられて中央の解款全く杜絕するを常とし、加ふるに一官廳に於て收入支出の兩面を管理するは會計制度の重要原則に違背するものにて必らずや兩者を分離せざるべからず、而して全國每年の經費は中央より統籌支配して國庫支出の責に任じ、省庫と截然區別し、以て全國財政の統一を圖ること謂ふにありて、之がため先づ豫算を編製し、各省收支の實況を明かにしたる後、剩餘金は之を國庫に移し、不足ある時は中央より之を補塡すべしとせり。

各省財政廳制度の改正

今更に第一次全國代表會議決議案及江浙兩省占領後中央執行委員會に於て決議せられたる財政統一案の要項を示せば次の如し。

第一次全國代表大會決議案による財政政策要項

第一次全國代表大會決議案による財政政策要項

一、財源の統一

財源の統一

一切の收入を中央財政部に集め、國家軍事に要する費用の一切は國庫より之を支出す（第一回聯席會議に於ては武漢に中央銀行を設くるを定め、南京政府又上海に之を設立せんとせり）

二、豫算の編製

豫算の編製

1、國家豫算　國家の收支は一切之を國家豫算に包括し、國民政府の許可なくして國家豫算內の費用を增加するを得ず、且つ國家、地方の各種租稅收入並に支出は國民政府に於て詳細に之を區別す（但し民國十五年十二月十三日武昌に開會されたる中央執行委員、國民政府委員、第一回臨時聯席會議に於ては國家稅と地方稅とは當分之を區別せずとせり）

2、地方豫算　國民政府に提出して之が裁定を仰ぐものにして、國民政府は其稅稅の徵收を制限するを得、若し不足ある時は國家より補助す

3、收入豫算の決定　稅稅以外の收入に注意し、收入不足の時は增稅に依るよりも內國債を募集すべし、但し萬已むを得ざる場合に限るものにして、一時の急需は短期國庫債券を發行すべし

4、各機關職員數及俸給　國民政府之を決定し、其定額を超過するを得ず

二、租稅政策

1、直接稅を主とし、間接稅は漸次之を廢止す

2、釐金稅、田賦附加稅其他一切の苛稅雜捐の廢止（第一回聯席會議に於ては良好なる代替稅を得たる後廢止すとせり）、租稅預徵の停止及軍資貸民負擔の禁止

3、罹災地租稅の減免

4、法定稅率の設定

5、徵稅請負制度の漸廢

6、租稅徵收機の財政部統一

7、法定租稅の國籍無差別、此他租稅の改正は民間代表を加へたる特別委員會を設け人民の痛苦を除くべく、財政部員不正防止の爲め其俸給を豐かにする等の事項あり

四、公債政策

國家經濟の發展、重大計畫の遂行上必要なる時は內國公債を發行し、擔保增收入を以て償還基金に充當す、而して公債の

種類は短期割增金付を爲し、萬已むを得ざる時に限り其成績に鑑み長期公債を發行するを得べし

五、關稅政策

1、關稅自主權の回收

2、保護關稅の設定

3、不良關稅の廢止

4、各種船舶出入稅の賦課

5、國民政府の稅關吏任免權保有等の事項を決議せり

中央執行委員會財政統一案（民國十六年四月江浙兩省占領後決定）

一、國民政府治下各省の財政統一を急ぎ、正式省政府成立前に於ては財政部より財政主管人員を派任し、財政一切の建設は第二次全國代表大會及中央執行委員會決議案に依り辦理す

二、國民政府治下の各省は財政部の許可を經るにあらざれば新稅の徵收、稅率の改變、新銀行の設立、新公債及鈔票の發行或は鈔票使用權の取消等を爲すを得ず

三、國民政府豫算の審定は國民政府の任命せる預算委員會により之を行ふ

四、直接稅、所得稅、資產稅、遺產稅等の徵收

五、地稅を改正し、其稅率は農產物の市價を標準とす

六、國家の機關銀行として中央銀行を設け全國金融の調節を圖ると共に、巨額の準備金を貯積して國外爲替の平準を期す、（民國十三年八月二十三日中央銀行章程及同組織規程を公布す）紙幣發行權を把持するものにして、其後民國十六年三月武漢政府財政部は外幣取締の爲め行使外幣取締條例草案を發し、市上銀錢號に在るもの或は兌換店にて兌換し又は賣買しあるものを除きては市面の直接取引に行使し得ざるべきを規定せり

七、關稅管理機關を改組して輸出入稅率を釐訂す

此他全國財政權統一の方法としては、各省財政廳の改組、國庫、省庫の區別を確立すべしとせるこゝ玆に述べ

たるが如し。又各省收支の狀況を明かにし以て財政革新の基礎たらしめんが爲めには國民政府財政部財政會議條章を制定し、財政部部長及次長より各省財政廳長、煙酒公賣局長、印花稅處處長、沙田局長、官產處長、鹽運使鹽運副使、權運局長、各省關監督、其他全國紙烟稅局總辦、各省捲烟特稅總局總辦、煤油特稅總局總辦等を召集して財政會議を開催すべきを規定し、或は各機關會計の統一を期せんが爲め財政部統一會計委員會章程を制定公布して統一會計委員會を組織すべきを定め、其他又財政部劃分國家收入地方收入暫行標準を規定して財政の整頓を圖らんとしつゝあるも、政治の根底定まらざるか故に、徒らに法制の美を衒ふのみにして、實行全く伴はざるか如し。

財政部財政會議

以上を以て國民政府財政方針の一端を概說せり、而して現時國民政府は今や既に長江流域を其治下に置き、財政資源の最も豐富なる一帶を抱擁するに至りしが故に、國民政府の財政政策は愈々多端ことなれり、而して稅制の改革は國民政府當局の誠意により或程度迄之を斷行し得べきこと必らずしも不能にあらざるべきも、然かも根本的の改革は對內外共に幾多複雜なる難問題を續出すべく、殊に北伐尙未だ完了せず、武漢、南京の兩派又各相分立して爭端を開始せるが故に、軍事費は勿論、行政費に於ても支出益〻膨脹して、所謂土豪劣紳の强壓、搾取、逆產の清理沒收(註一)、公債の續發、國際條約を無視せる關稅其他附加稅の增徵等に依り漸く急需を補足して尙は足らざるの現狀にあるが故に、財政整理最後の効果を收むるは蓋し至難の事に屬し、支那四千年來の歷史は其困難なるを有力に物語りつゝあり。

稅制改革の將來

猶ほ財政部附屬の財政機關として稅務總處、鹽務總處、（最近鹽務監理局暫行章程を制定公布せり、產鹽、行鹽區域に之を設け、財政部に直屬して所在區域內に於ける鹽斤秤收、秤放事宜を監理し、該管轄區域內鹽稅徵收を監督すると共に、產鹽區內商人の運鹽準單を發行するものとし、局長一人財政部より選任を呈請し、其下に總務、會計二科を設く、夫々科長を置き、其下に科員四人乃至六人あり、更に所轄區域內に鹽秤員或は秤放員若干人を設くるの規定なりとす）南京政府に在りては印花稅總處、禁煙總處（鴉片禁止事務を掌理す）、菸酒公賣處等各種稅務機關の外、改良稅捐委員會ありて、其內容比較的整備すと稱せらる。

財政部附屬財政機關

逆產

舊軍閥官僚の財產を逆と稱し、長沙、武昌、漢口、九江等國民政府占領地內に於ける舊軍閥官僚の土地、建築物、銀行預金其他一切の財產は悉く之を沒收せるものにして、更に附逆と稱し舊軍閥に從へる者及之を庇護せんとせる者の財產をも沒收す、蓋し舊軍閥官僚の輩は人民の膏血を搾りて財を積貯せるものなるが故に、之を人民に返還せしむべしとの理に基くものにて、例へば湖北逆產清理條例を公布し逆產清理處を設けて逆產沒收の事を辦理するが如き然りとす。

註一、逆產

第三款　交通

國民政府本來の主張にして、民業鐵道も亦漸次國有たらしめんとするの方針に出でつゝあり、即ち京漢鐵道に在りては其治下の區分に對し一時臨時管理委員會を設けしが、現時京漢路管理委員會ありて路務を掌理し、粵漢鐵道（湘鄂線）は臨時運輸委員會（交通部革命軍總指揮部、全國總工會、京漢路、粵漢路の五機關より選出せる五委員を以て組織す）を設け、廣九、廣三兩線は運輸委員會、公益委員會、營業委員會等雜多の委員會を置き、新寧鐵道は原來民營鐵道なるも、民國十五年十二月二十八日中央政治會議の決議に基き新寧鐵道整理委員會を設けて管理せしめつゝあり、蓋し新寧鐵道の管理は鐵道改善の名の下に之を行ひしものにて、整理完了の上は返還すべしと稱するも、其實新寧鐵道の重役等鐵道從業員の總工會加入に反對せしこと其因を爲すものにて、且つ國民政府は鐵道國有統一の方針を有するが故に、整理完成後果して返還せらるゝや疑なき能はず、又南滸鐵道は我邦との關係を有

交通

鐵道國有
京漢鐵路
粵漢鐵路
新寧鐵路
南滸鐵路

郵政權の回收

する借款商辦鐵道なるも、管理不良、內部腐敗の理由を以て重役會を否認し、南潯鐵路委員會を組織して之を管理しつゝあり、蓋し整理を名とするも其實無償沒收の形式を採れるが如し、但し東帝興業會社よりの借款一千萬圓は國民政府に於て之が承認を爲せるは、最近南潯延長線に對し我邦より之が資金を求めんとしつゝあるにより明かにして、前記南潯鐵路委員會の組織を見るも、交通部より二人、南潯鐵路日本人管理員二人、江西黨部選出二人、合計五名の委員より成るものとす。

此他郵政權の回收に關しては民國十六年三月七日漢口に於て全國郵務工人第一次代表大會を開き、湖南、湖北東川、西川、江西、上海、浙江、福建、廣東、廣西各地の代表五十餘名參集して之が決議を行ひ、各省郵務長は其內外人たるに論なく交通部より任命すること、各省郵務の監督は交通部直屬の郵務管理員を派して所駐各局一切の行政權を監督整理すること、其他郵便貯金及郵局經費は廣州中央銀行及漢口中央銀行分行に預金するを定めたるも、湖北郵務長を北京總務總辦代理とし、其名を以て行ひ既に着々實行しつゝありて、外人郵務員の任免の如きも、湖北郵務長を北京總務總辦代理とし、其名を以て行ひつゝありしか、民國十六年十一月一日以來南京國民政府は部內に郵務總管理局を設け、國民政府治下に於ける十八區各管理局長に對し國民政府の委任狀により之を任命することゝせしより北京政府は支那郵務事業の統一を妨害するものとして抗議し、兩者の內に紛爭を惹起しつゝあり。

電政

又電政に關しては民國十六年三月四日より十一日に至るの間、各省電政監督及工會代表（湖北、湖南、四川、貴州、陝西、甘肅、江西、福建、廣東、廣西の十省）を召集し電政會議を開きて整理事項を商議し、更に航政に就きても湖北省にては湖北政務委員會に屬する湖北航政局ありて全省の航務を掌理し、最近又招商局に對し國民政府清查整理招商局委員會條例を制定し、清

航政

招商局の監理

查整理委員十一人を以て委員會を組織し、會務の處理に關しては主任一人、常務委員三人を互選して總務秘書審計事務を分担す、招商局及其附屬機關の清查改組計畫を爲すか爲め其事業を維持するを目的とし、改組計畫實現の際は卽日改組後の責任機關の管理に移交すこと規定せしか、其後民國十六年十一月更に監督招商局章程を公布し、監督招商局辦公處を設立して交通部に直屬せしめ、之が職員としては監督一名（國民政府より任命派遣す）參議四名乃至六名（交通部より招聘又は委任）の外、秘書長一名、秘書及事務員若干名を置くことゝし、同局株主間の反對激烈なるに拘はらず、十一月二十日以來上海匯業銀行五階に事務所を設けて正式に執務するに至れり、又無線電信は無線電信管理委員會を組織して整理に從事せしむるの規定なりとす。其他最近交通部は漢冶萍に對しても又整理漢冶萍公司委員會を組織し主席委員、專任委員各一人を置き別に委員五名乃至九名を擧けて整理を行ふことゝし、漢口に駐漢辦事處を設けたり。

監督招商局辦公處

整理漢冶萍公司委員會

無線電信

交通部の組織

而して交通部の組織に關しては國民政府交通部組織法あり、部長一人ありて全國路政、電政、郵政、航政を管理し、所轄各官署其他水陸航空交通事業を監督するものにして、且つ各地方政府に於て本部主管事務を執行するに對し監察指導の權を有す、部內に總務廳及路政、電政、郵政の三司を設く、而して之が職員としては參事四人司長四人、秘書四人、科長、科員其他必要に應じ視察員、書記等を雇用し得べく、更に技術事務に關しては技術委員會を設く、主任一人、委員十二人以內を置きて交通の發展整理に關する研究事項及技術事務の審查を爲すものとし、其他更に電政總局、郵政總局を設けて全國電政郵政事務を管理するものとす。卽ち電政に關しては電政總局暫行章程あり、督辦一人交通部長の任を受けて全國電報、電話、無線電事務を管理するものとし、各省城に

技術委員會

は電政管理局を設く、省城電報局長を以て之が局長たらしめ、總局督辦の命を受けて本省電政事務を掌理す、猶ほ電報局は各省電政管理局、特等電報局（北京、天津、上海、漢口其他特定のものと規定す）、一、二、三等電報局の五等に分つ。

第四款　司　法

立法、司法、行政、監察、考試五權の分立は、所謂三民主義と共に中國國民黨黨綱に列示せる所にして、孫文氏の理想なるが故に、早くより司法の革命化に努力する所あり、廣東政府時代既に司法行政委員會を設けて司法制度の刷新を圖れり、卽ち當時司法行政の最高機關たりしものにて、其下に大理院、總檢察廳、高等審判廳（以上三者は廣州に設く）並に地方審判廳（瓊山、澄海、高要、合浦、北海、惠陽の六地に設け、其他の縣には地方分廷を配置せり）の四者を設立せしが、民國十五年九月該委員會に於て司法改良案（註一）を作成して改組に着手し、司法行政委員會は之を司法部と改稱し更に農工商學各界を召集して改造司法制度委員會を組織し、司法制度改良に關する討議を爲せり、卽ち此の結果に據るに總檢察廳は之を廢止し、總檢察官の名を以て之を大理院內に置くこととし、且つ高等及地方審判檢察の各廳は之を撤廢し、大理院を最高法院に、高等審判廳を控訴法院に、地方審判廳を市法院に改め、各縣分廷は之を縣法院と稱することとし、且つ各省々城には高等法院分院を設くることゝせり、但し之が實施に關しては民國十五年十二月廣東省に於て漸く改組の實行を爲せるのみにて、各法院の官制、手續法は久しく制定の運びに至らざるのみならず、却つて幾多の情弊ありしが故に、民國十六年一月先づ法官養成の爲め法官訓練班を組織して司法教育に當らしめ（三箇月間の教育を施すものにて、廣東は早くも第一回卒業生を出し湖北省に於ても既に實施しつゝあり）、一面又各縣司法調查委員會條例（註二）を公布して調查委員會を組織し、以て改組後司法刷新に必要なる方針樹立の基礎たらしむることゝせり、猶ほ現時湖北（民國十六年一月）及湖南（民國十五年九月）兩省は廣東省と共に司法の革命化實行せられ、其他の省に在りては未だ完全なる變化に達せざるが故に、臨時法院を組織し以て新制度に移るべき過渡的施設と爲しつゝあり。

而して新法制の編訂に關しては民國十六年三月二十三日改造司法法規審查委員會條例を公布せらる、法院組織法案、民刑事訴訟法、民法總則、債權、物權法、公證法等に分ち、夫々一定期日內に草案完成の豫定にて、民刑各法典及其附屬法規の條訂並に司法部長交付の各種規程の審訂事項を掌理するものとす、之が組織としては審查委員九名司法部長より委派し、主任審查委員一人を設くるの外、事務の必要に應じて翻譯員及辦事員若干名を置き、且つ中外顧問を招聘して特定事務を担任せしむるものとす。

斯くて國民政府下の現行司法機關は二級二審制を採用し、中央法院及地方法院の二系統ありて、中央法院は之を最高法院及控訴法院に分ち、最高法院は卽ち國民政府所在地に設け、且つ國內主要地には分院を設置するものとし、控訴法院は之を各省に設けて省名を冠稱す。

又地方法院は縣市法院及人民法院あり、縣市法院は之を縣或は市に設くるも、訴訟事務の閑散なる地方は二縣或は三縣を合して一法院を設くるものとし、人民法院は一鎭或は一鄉に存置するものとす。

而して各法院管轄事件の範圍は、人民法院に在りては民刑事共に第一審（民事は訴訟價格三百元以下及現行法規等級法院管轄事件刑事にありては主刑五初、有期徒刑及拘役罰金犯罪、戶外竊盜罪及其贓物）を管轄審判し、縣市法院は第一審として民事訴訟物件價格三百元以上及人事訴訟、刑事主刑四等有期徒刑以上の犯罪を審理し、控訴法院は縣市法院第一審判決に不服なる民事人事及刑事訴訟案件に對する第二審を爲し、之を以て終審とす（死刑案件は此の限りにあらず）、又反革命の內亂罪、外患罪及國交防害罪第一審を管轄す、

司法
司法行政委員會
司法制度の改良
各縣司法調查委員會
臨時法院
改造司法法規審查委員會
中央法院
最高法院
控訴法院
地方法院
縣市法院
人民法院
各法院管轄事件の範圍

而して最高法院は縣市法院第一審判決に不服なる法律問題に關する民事人事及刑事訴訟案件に對し第二審を爲して之を終審とし、且つ控訴法院第一審判決に不服なる死刑案件に對し第三審を爲し之を終審とするものとす。

法院の組織

而して法院の組織は院内行政委員會ありて院内事務を處理し、之が組織は、人民法院に在りては審判官一名、

院内行政委員會

參審員一名、書記官一名あり、縣市法院は民事廷長、刑事廷長、檢察官、書記官長を以て之を組織し、控訴法院及最高法院には民事廳長、刑事廳長、首席檢察官及書記官を置くの規定なりとす。

最高法院組織暫行條例

猶ほ最高法院に關しては最近（民國十六年十月）南京國民政府は最高法院組織暫行條例を制定公布せり、該條例に據るに、之が組織としては院長一人（特任職）ありて全院事務の綜轄並に其行政事務の監督に任じ、法廷は暫く民事二廷刑事一廷を置くも、事務の繁激を加ふるに伴ひ廷數を酌加するを得るものにして、各廷には廷長一人（廷長二人を限り簡任職とす）あり、該廷推事（簡任或は薦任職）を以て任じ該廷事務の監督並に分配を定むるものとす。

最高法院長の職權

而して最高法院長は法令の統一解釋並に必要なる處置を講ずるの權あるも、審判官の掌理する各案件の審判を指揮し得ざるや勿論なりとす、最高法院の審理案件は、（一）高等法院の第一審第二審の判決に服せずして上訴せる案件、（二）高等法院の裁決に服せず法令に照して抗告する案件なりとし、其審判廷は推事五人の合議制を採用し、廷長之が審判長たり。

審理案件

檢察事務

又檢察事務は主席檢察官一人（簡任職）、檢察官五人（簡任或は薦任職）あり、法令の定むる所に從ひ其責に任じ、且つ檢察官は司法警察を調度するを得るや勿論なりとす。

參審制

此他最高法院には書記官長一人、（薦任職）書記官若干名（薦任或は委任職）を置きて錄供、編案、文牘等の事務を分掌せしめ且つ若干人を以て檢察事務に從事せしむる規定なりとす。

猶ほ又國民政府に於ては參審制及陪審制を採用す、卽ち民國十六年二月七日公布の參審陪審官條例に基くものとす、人民法院に在りては審判官の外、參審員を置くこと前述の如くにして、黨員の訴訟に關する時は人民法院所在地黨部より之を選出し、農民の訴訟には人民法院所在地の農民協會より、工人の訴訟には同じく工會より、商人の訴訟には商會より、其他婦女の訴訟に關しては黨部婦女部（凡て人民法院所在地）より各々參審員一名を送出參審せしむるものなるも、若し上述の各團體に屬せざる者なる時は法院之を選出するものにて（猶ほ若し上述の各團體以外の團體にして參審員選出を要する時は國民政府司法部より之を核定すと定む）、此等參審員は凡て年齡二十五歲以上六十歲以下の中華民國人民にして法律の知識あるを必要とし、法律及事實の審判に參與するものとす、而して縣市法院及中央法院たる最高法院並に控訴法院の審判に在りては陪審官二名乃至四名、參審員と同一方法により選出するものにて、事實に關する判決に參與せしむるものとす。

陪審制

又前記の參審員及陪審員は前述の各團體より各四人を選出し、每週輪番に職務を執行するものにして、其任期六箇月、每三箇月半數を改選するものとす。

法制改正前に於ける暫行辦法

以上司法機關の組織職掌に就き概說せり、而して新法制の編訂は民國十六年三月改造司法法規審查委員會條例を公布せること前述の如くなるも、法制改正前の暫行辦法としては民國十六年三月一日新法制施行條例の公布せらるゝあり、人民法院設置以前に在りては縣市法院に於て人民法院の管轄に屬する案件を受理し、法院設置なき

地方にては縣司法委員に於て縣市法院及人民法院管轄の事項を暫行受理する等一時の辦法を定めらる。

南京政府治下の司法制度

次に南京政府治下に於ける江蘇、浙江兩省の司法制度は前記武漢政府所定のものゝは其趣を異にするものあり從來の制度たる審判、檢察兩廳を廢止せるは武漢政府に於けるゝ同一なるも、南京政府治下の組織系統は省城に高等法院委員會あり、省政務委員會の下に屬し、省内各主要地には高等分院委員會を、主要縣城には地方法院委員會を、小縣には地方分院委員會を設けつゝあり。

高等分院委員會

地方法院委員會

地方分院委員會

反革命制裁

猶ほ國民政府治下の地方に在りては反革命制裁の行はるゝあり、國民革命運動の反逆的行爲ゝ認むべきものは凡て之を反革命ゝ認め、制裁を加ふるものにして、民國十六年二月九日反革命罪條例を公布し、其罪の輕重に從ひ反革命首魁者は死刑並に財産の沒收、重要事務を執りし者は無期徒刑乃至二等有期徒刑並に財産沒收を爲すものゝす、此他更に革命裁判所あり、司法機關に獨立して設けられ民國十六年二月七日公布の革命裁判所暫行條例に基くものにして、革命緊急の時に應付し、革命紀律を嚴守せざる反動分子を裁判せんが爲め設けられたるものなるも、其委員は司法の門外漢之に任じ專擅を慾に爲しつゝあり武漢に於ける革命裁判委員會之れなりゝす。

司法改良案

註一　司法改良案（民國十五年九月）

本案は委員會主席徐謙の名を以て政治會議に提出、通過せしものにして、國民政府の司法紊亂の方針を知り得べきが故に之を掲ぐ、卽ち次の如し。

司法制度の刷新

一、司法制度の刷新

從來の法律に據るに、司法獨立の結果、司法官は政黨に加入せざるを原則とせり、之れ國民黨黨義に反するものにして、若し政治部が革命を提唱するも、司法部之に反對する時は司法と政黨とは相背馳するの結果を招致すべきが故に、司法機關は政治部の統制を受くるの要あり

司法官の養成

二、司法官の養成

現時司法官は法學の智識あるも革命を解せず、且つ其特別なる地位の保證を得つゝあるが故に、收賄其他辯護士と結託する等弊害少なからず、且つ革命運動に對する勇氣に乏し、故に司法官の黨務、政治訓練班を新設して革命的新進司法官を養成し、舊司法官の淘汰を爲すの要あり、且つ資格制度並に特別保證制度を廢して革命人物を採用すべし（現時司法官たるの資格は社會的地位ある黨員にして三年以上法律に經驗ある者なるを條件とす）

司法法規の改訂

三、司法法規の改訂

現行司法法規は日本法規の飜譯を主とし、之に獨逸法規を加味せる所あるのみ、其反革命的たるや勿論なるが故に、之が根本上の改訂を爲すの要あり

司法調査委員會條例

註二　廣東省司法調査委員會條例（民國十六年一月）

第一條　本會は左記事項を調査す

一、法廷と法官との現狀
二、地方官の司法及行政權
三、監獄と看守との現狀
四、地方法規と法律
五、人民の自由權
六、人民の財産權
七、人民の負担する租稅
八、地主と小作人との關係

第二條　司法調査委員分會の區域を別紙の通り定む（別紙は之を略す）

第三條　司法廳長は調査計畫の本會通過後各司法調査分會委員を委派すべし、各委員は廳長の命及本會の指示を受くべし

第四條　司法調査分會委員は其担當地到着後組織大綱第七條に依り司法調査委員分會を組織すべし

第五條　司法調査分會成立後直ちに調査に從事すべし

第六條　本會調査計畫訂定後調査表を編定して各分會調査用に充つ

第七條　分會は事務規程及事務日程を作成し本會に報告すべし

第八條　本會は各分會事務の不適當なるを認むる時は分會主席を召致して其方法を指示し、或は委員を派して指示せしむることあるべし

第九條　本會調査完成後總報告書及改造建議案を作成し、中央黨部、省黨部、國民政府、司法部、省政府に報告す

教育

教育方針

第五款　教　育

民權主義の實現に必要なる人民の教育は國民政府の夙に之が促進を圖る所にして、黨に在りても屢次教育政綱を發表し、更に民國十五年十月中央各省區代表聯席委員會議の決議案中に於ても、教育の改良、教育經費の指定、教會及外人私立學校の教育行政機關への登記、强制義務教育及奬勵、平民識字運動の勵行、農村教育の改良、勞働補習學校及勞働者子弟學校の設立、國民軍事教育其他教職員の優遇等に關する事項を決議せり、蓋し國民政府は以黨治國を理想とし、全民政治を施行し、民衆をして政治に參與せしめんとするものなるが故に、其教育方針は黨義に依り決するや勿論にして、常に社會進化の原則に從ふものとす、但し革命運動の進行中に在る現時に於ては未だ全國的に一定不變たるを得ざるも、反革命の根絶、革命的性格の養成に努め、被教育者の平民化及團體化を賞揚しつゝあり。

教育行政機關

而して教育行政の機關としては、國民政府の下に教育部あり、教育行政の最高機關にして、更に審議機關として教育行政委員會を組織す、教育行政委員會は同組織法に據るに、中央教育機關の管掌並に地方行政の指導監督を爲すものにして、國民政府委囑の教育行政委員を以て幹部とし、該幹部委員より常務委員二人を推擧し、委員會の名義を以て對外接洽交涉事件其他常務を處理すべく、所管事務處理の爲めには行政事務廳を置きて秘書、參事、督學三處を分設す、而して教育行政委員會は又各地方教育行政の改良發達を圖らんが爲め毎年一回政府所在地に地方教育行政機關を召集して中央教育行政大會を開催すべく地方教育行政機關としては省には省政府の下に教育廳あり、教育討論會を審議機關として省内の教育行政を統轄し、更に縣政府及市政府には各教育局其他勸學所を設置すべく次に教育機關は之を小學、中學、大學の三段に分ち、小學教育は初級四年、高級二年にして、初級は義務教育とし學費を免除す、中學校も亦初級、高級の二に分ち、大學は四年乃至六年、別に一年乃至三年の研究院を設け論文を提出して教授會を通過せる時は博士號を授與す、國立、省立又は私立の綜合或は單科大學を設くるを得、綜合大學は文理、法、醫、農工、商、師範、美術、音樂の諸科を設く、廣東及武昌の中山大學は卽ち國立大學として革命的人材の養成に努めつゝあり、（大學に關しては中華民國大學院組織法、國民政府大學規程、國民政府大學教員資格條例等の制定せらるゝものなるも此等に就きては其說述を省略せり）此他職業教育は未だ微々たるも、師範學校、農學校等あり、社會教育としては義務教育を受け得ざる者の爲め平民學堂を設け、又補習學校、孤兒教育所、圖書館、巡回文庫等を設くるものとす、但し財政の窮乏は固より其理想を完成する能はず、加ふるに今尚ほ革命の途次に在りて武漢、南京兩派の暗鬪熾烈なるのみならず、政治の根底極めて不安定なるか故に、徒らに制度の美に捉らはれ、其實効を見ざるものとす。

地方教育行政機關

教育機關

軍事

軍事部組織權限

第六款　軍　事

國民政府の軍事中樞機關としては軍事部、軍事委員會あり、更に國民黨軍事機關として軍人部を設く。

軍事部は國民政府軍事部組織法に基き、國民政府組織法に依據して政府内に設けしものにして、軍事部長一人あり、國民政府委員及軍事委員中より推選して國民政府之を特任するものとし、國民政府の對外軍事關係に就き國民政府代表たると共に、軍民政府各種軍事問題議決案の代表說明者たるも、一切の軍事事件に關しては國民政